

第6期

湖南省高齡者福祉計画

介護保険事業計画



平成 27 年 3 月

湖 南 市

「いきいきと自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」をめざして

介護を必要とする人を社会全体で支えるための介護保険制度が始まってから15年が経過しました。この間、わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行し、平成27年度には団塊の世代が高齢者となり、本格的な超高齢社会を迎えます。本市においては、平成27年2月末現在の高齢化率は20.4%と、国や県全体と比べると低い数値となっていますが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には28.0%に達すると見込まれており、県下の他市と比べても急速なテンポで高齢化が進み、高齢者がいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりが急務となっています。



こうしたなか、国では持続可能な社会保障制度の構築を目指して医療と介護の一体改革を図ることとし、介護保険法では「地域包括ケアの推進」、「予防給付の見直し」、「低所得者の介護保険料の軽減」などを柱とする大改正が行われることとなりました。そしてこの第6期計画の策定にあたり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた「地域包括ケア計画」として、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進や新しい介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業にも市町村が主体となって積極的に取り組むことを求めています。

本市では、第5期計画の期間中において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスの充実に努めてまいりました。そして、4月からスタートする第6期計画では、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を基本理念に、3つの基本目標と9つの基本施策を掲げ、引き続き地域包括ケアシステムの構築を目指してさまざまな施策を展開していくこととしています。

なかでも、新たな介護予防・日常生活支援総合事業における多様な主体によるサービス提供体制の整備、在宅療養を支え、在宅看取りを可能とするための医療と介護連携の推進、認知症になっても地域で安心して暮らせる地域づくりの推進について、重点的に取り組まなければならないと考えているところです。また、「人生100歳時代の到来」と言われる今日、生きがいづくり、健康づくりといった介護予防への取り組みや、日常生活支援のサービスの担い手として、高齢者の皆様に主体的、積極的に活動いただけるしくみづくりにも力を注がなければなりません。

これらの施策・事業を着実に実現していくためには、医療・介護事業者をはじめ、NPO、協同組合、企業、ボランティア、区・自治会、まちづくり協議会などさまざまな関係機関・団体や市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。ぜひ、それぞれ皆様の役割に応じたお力を主体的・積極的に発揮していただき、共にいきいきと安心して暮らせる地域づくりを進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただいた湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会、ならびに湖南省介護保険運営協議会の各委員の皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年（2015年）3月

湖南省長 谷 畑 英 吾

目次

第1部 総論	1
第1章 はじめに	2
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定方法	4
第2章 湖南省の高齢者をとりまく状況	5
1. 高齢化と要介護認定者等の状況	5
2. 日常生活圏域ニーズ調査およびケアマネジャーアンケートの結果	10
3. 日常生活圏域の状況	18
4. 介護保険給付の状況	21
5. 地域支援事業の状況	26
6. 地域包括ケアシステム構築へ向けた湖南省の課題	39
第3章 計画の基本理念・基本目標と基本施策	40
1. 基本理念	40
2. 基本目標と基本施策	41
3. 日常生活圏域の設定	44
第4章 2025年度（平成37年度）の推計	45
1. 高齢者数と要介護認定者数の見込み	45
2. 介護保険給付の方針	46
3. 2025年度までの介護サービスの見込み	47
4. 第6期の地域支援事業の方針と2025年度までの地域支援事業費の見込み	51
5. 2025年（平成37年）までの介護保険料の見込み	58
第2部 各論～基本施策の取り組み～	59
施策の体系	60
第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち	63
基本施策Ⅰ 生きがいづくりと社会参加活動の促進	63
基本施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進	65
第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	70
基本施策Ⅲ 生活支援サービス等の提供体制の整備	70
基本施策Ⅳ 総合的な認知症ケアの体制づくり	74
基本施策Ⅴ 権利擁護の推進	78
基本施策Ⅵ 医療と介護の連携	82
基本施策Ⅶ 地域包括支援センターの機能の充実	86
第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち	90
基本施策Ⅷ 介護保険サービスや住まいなどの基盤整備	90
基本施策Ⅸ 介護保険事業の円滑な運営	93

第3部 介護保険事業量と保険料の設定	99
第1章 介護保険事業量	100
1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	100
2. 介護保険事業費の見込み	126
第2章 保険料の設定	128
1. 第1号被保険者の介護保険料	128
資料編	131



第 1 部 総論

第1章 はじめに

1. 計画の趣旨

本市では、これまで「いろいろな人がのびのびと気持ちよく暮らせるまち（ノーマライゼーションの視点）」、「自分らしく健康で元気な笑顔があふれるまち（QOL 向上の視点）」、「住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるまち（サービス基盤整備の視点）」、「住んでよかった、住み続けたいと思えるまち（地域づくりの視点）」、「誰もが地域の一員としてともに支え合い暮らすまち（自助・共助の視点）」を基本理念として、高齢者福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。

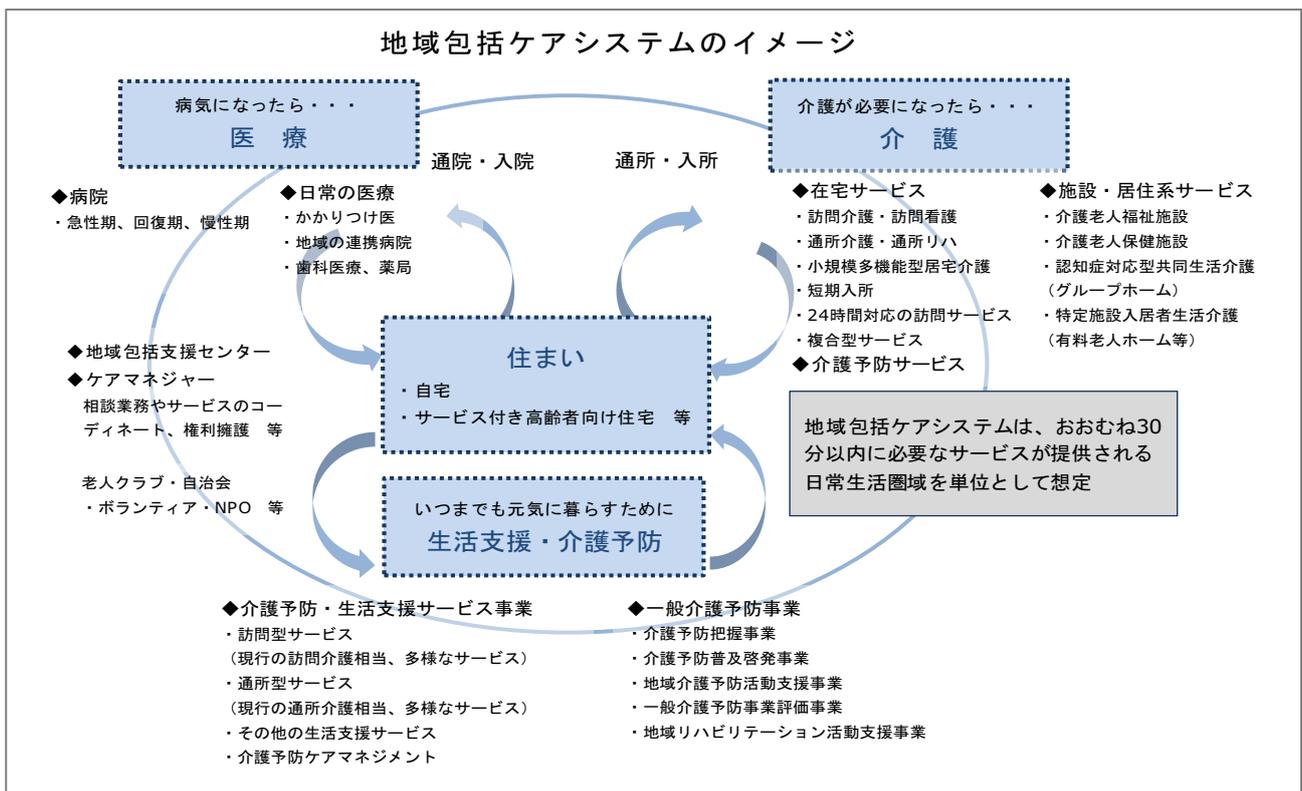
第5期介護保険事業計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な取り組みをスタートさせています。

『人生 100 歳時代の到来』とも言われる現在、30 年の老いという人生のもう一幕が加わって、健康寿命の延伸により、生涯学習、地域への参加などさまざまな分野で 100 歳現役の活躍が期待されています。

今回の介護保険法改正に伴う国の指針では、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年に向け、第6期以降の介護保険事業計画は、これらの取り組みを発展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画とする必要があるとされています。

そのため、今後の高齢者（被保険者数）の動向を勘案して 2025 年度（平成 37 年度）の介護需要やそのために必要な保険料水準を推計するとともに、それらをふまえた中長期的な視野に立って、第6期から第9期における段階的な充実の方針とその中での第6期の位置づけを明らかにし、第6期の目指す目標と具体的な施策を明らかにすることが求められています。

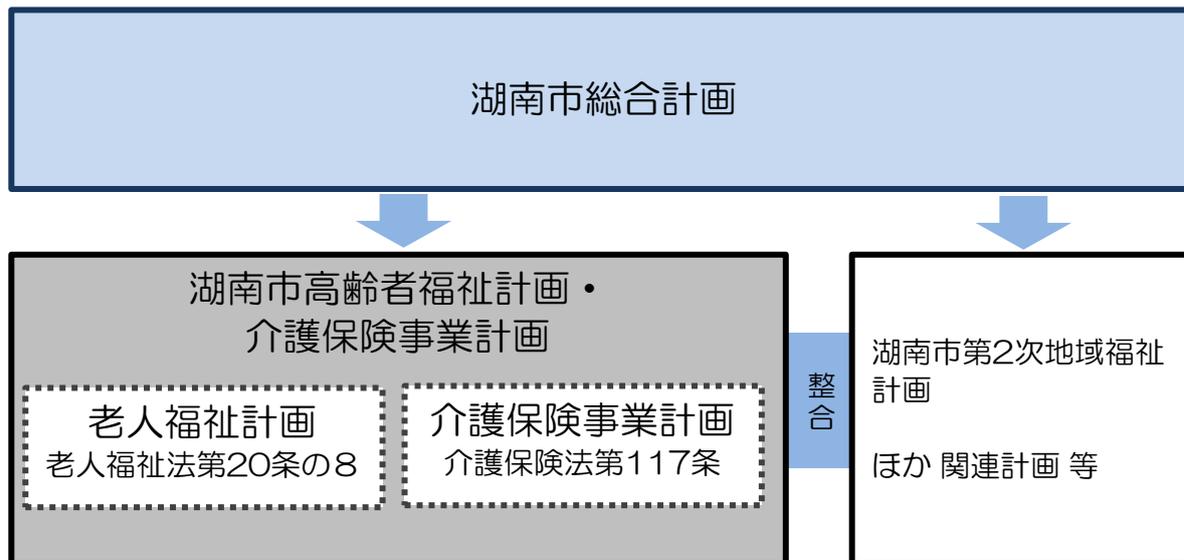
このような介護保険制度の方向をふまえながら、第6期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。



2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、湖南省総合計画を上位計画として、湖南省地域福祉計画などの関連計画と整合を図るものです。なお、高齢者の保健事業については、特定健診等実施計画、健康こなん21に位置づけます。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3年間とします。

また、本計画では、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年度（平成37年度）までのサービス水準、給付費や保険料水準などを推計し、中長期的な視野に立った施策の展開と第6期の目標を明らかにします。



4. 計画の策定方法

(1) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画は、学識経験者、保健・医療・福祉関係機関および団体、並びに市民の代表等で構成する「湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策に係る幅広い内容について意見を聴きながら検討を重ね、策定を進めました。

(2) 市民の意見等の反映

策定にあたっては、市内に居住する65歳以上の高齢者の日常生活の様子、健康状態、介護の状況などについて、それぞれの実態やニーズなどを把握するため、平成25年度に『日常生活圏域ニーズ調査』を実施しました。

さらに計画に対する市民からの意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 湖南市の高齢者を取りまく状況

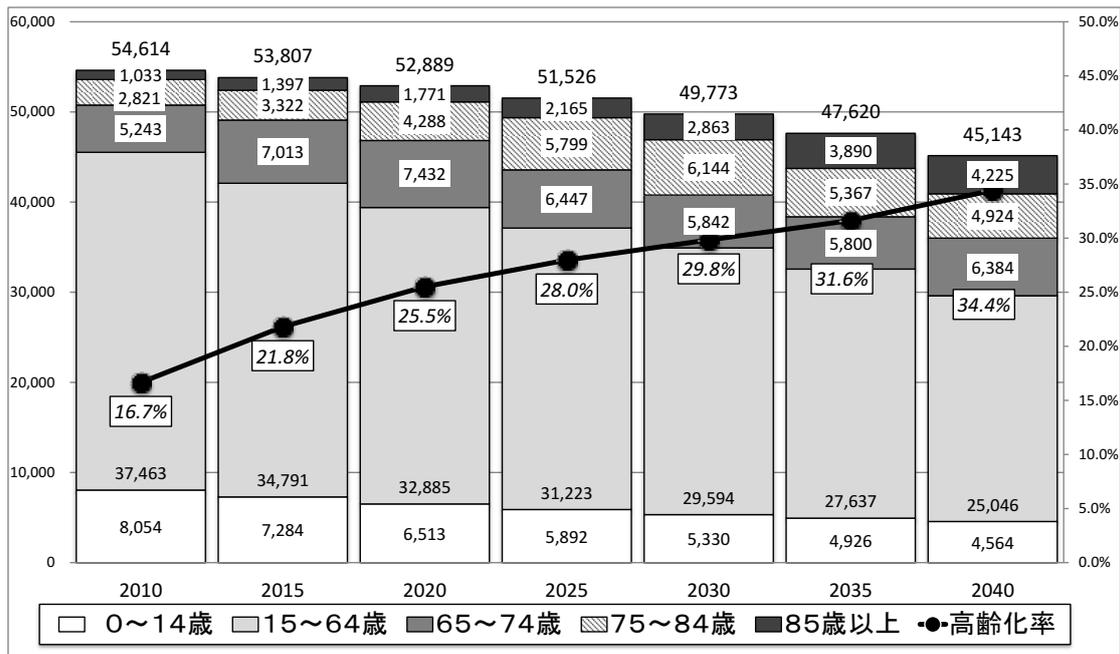
1. 高齢化と要介護認定者等の状況

(1) 高齢化の状況

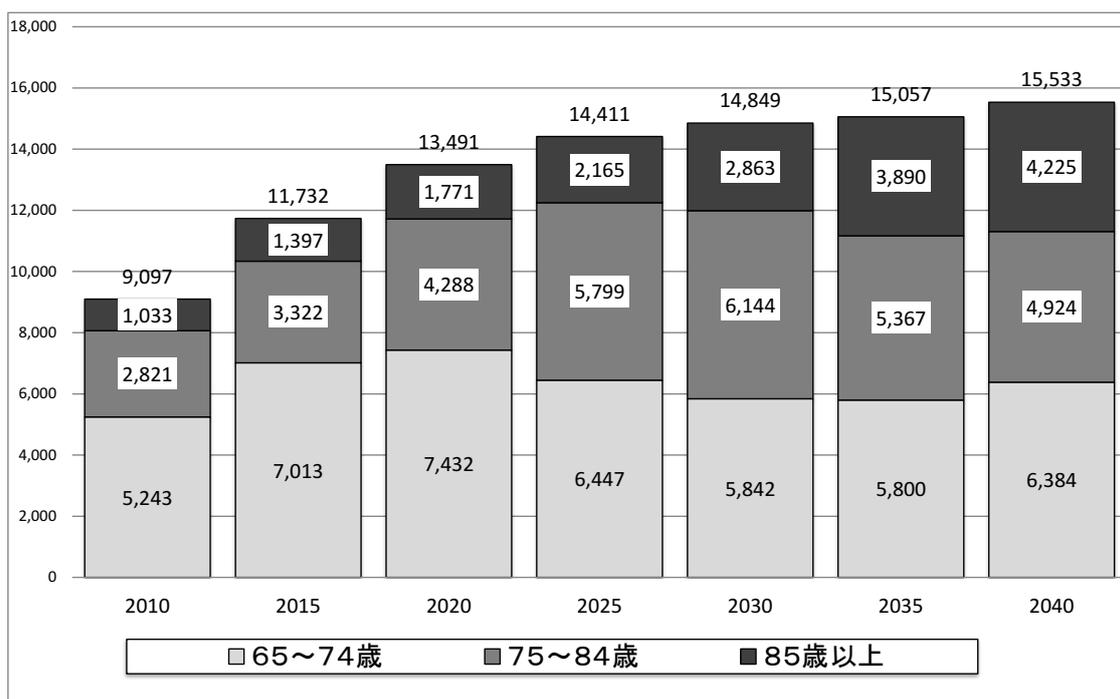
本市の人口は2006年（平成18年）以降減少傾向をたどるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、2025年には高齢化率28.0%、2040年には34.4%に達すると予測されます。

（2010年は国勢調査、推計は国立社会保障・人口問題研究所による[平成25年3月]）

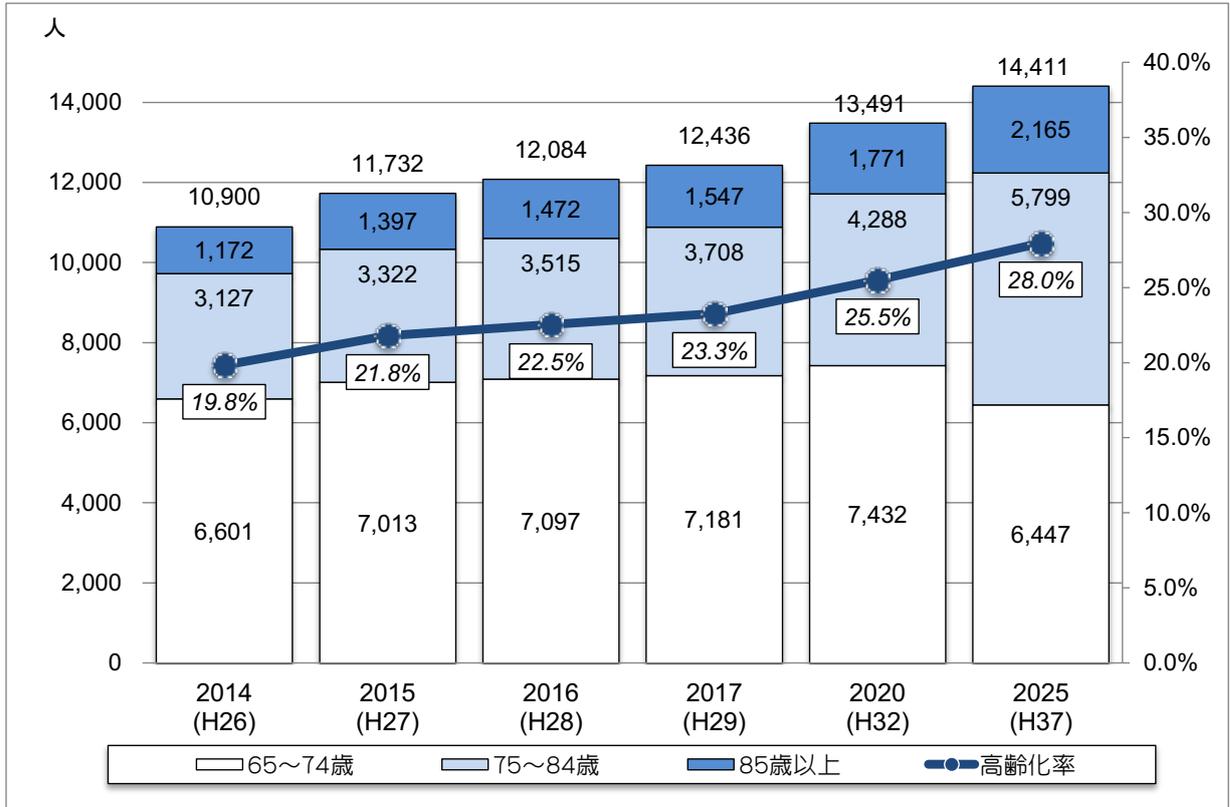
■ 将来人口の推移



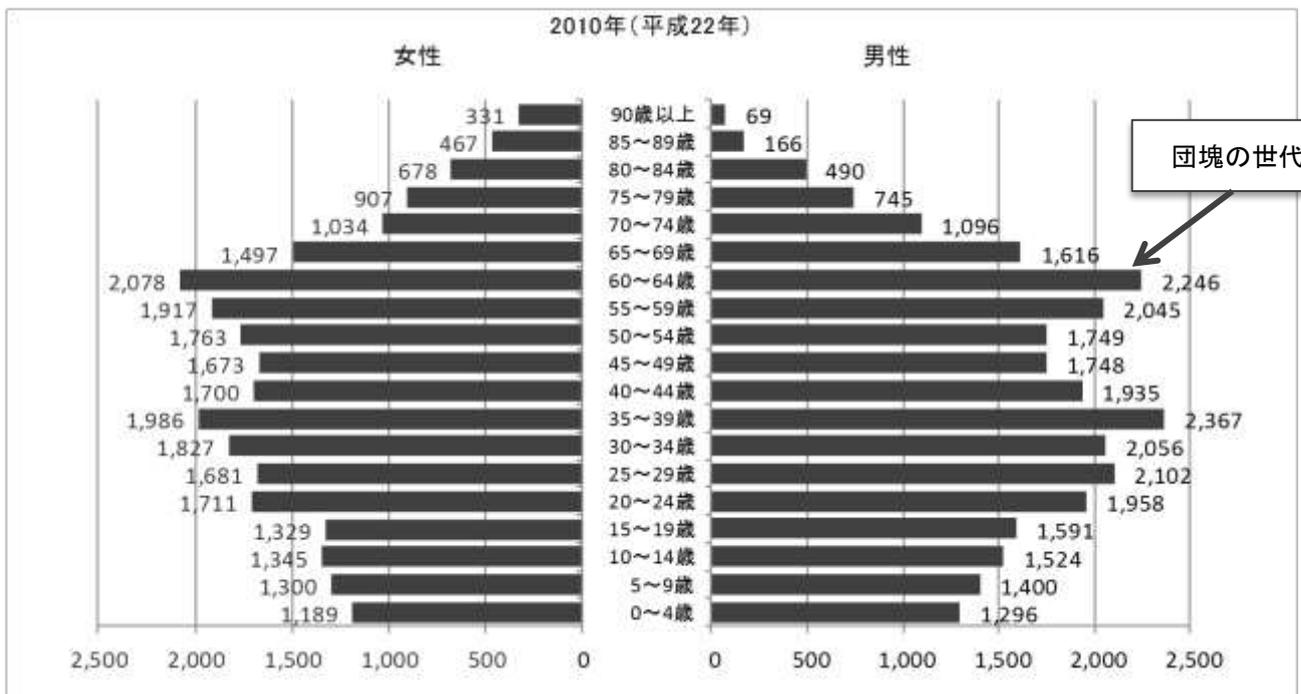
■ 高齢者人口の推移

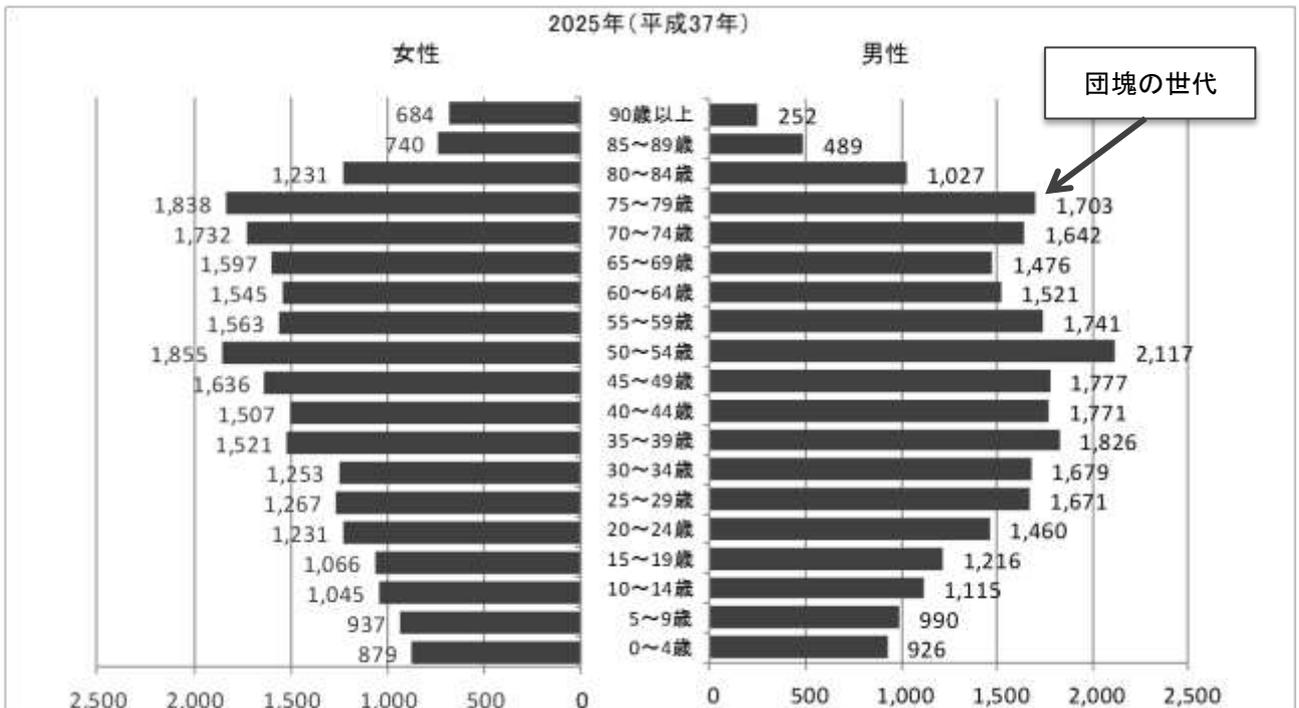
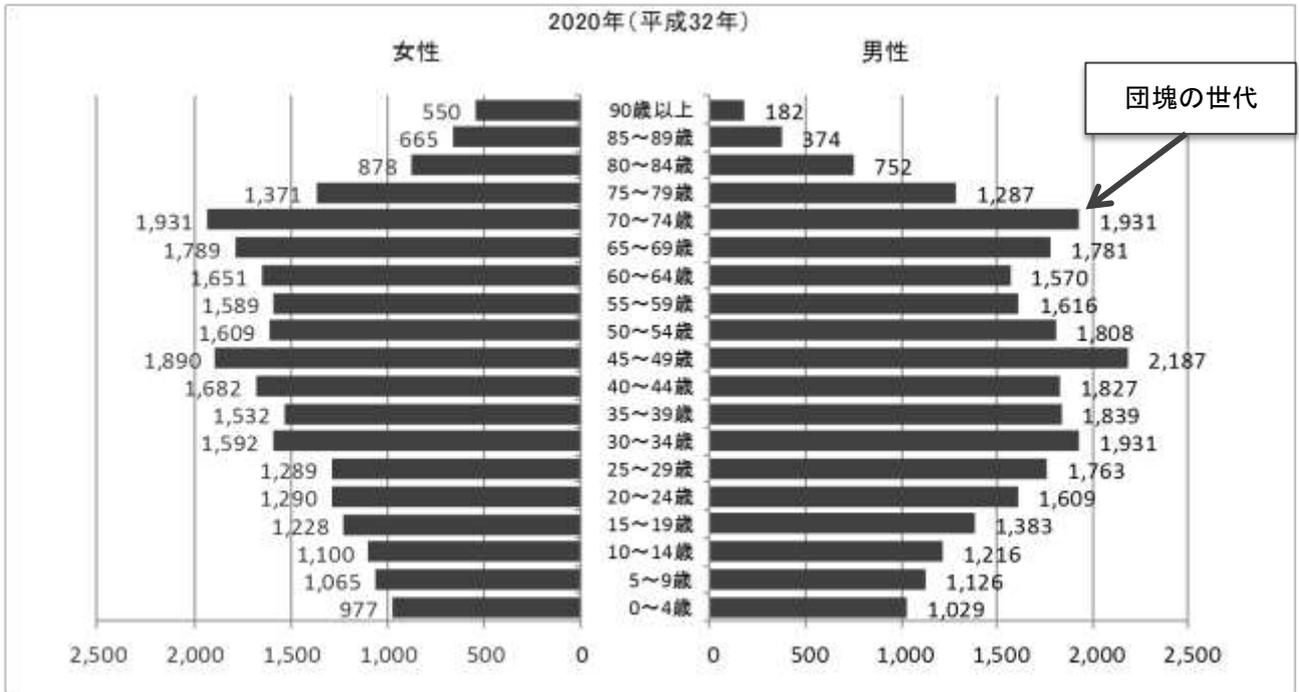


■計画期間における高齢者人口の推移



■人口ピラミッドの推移



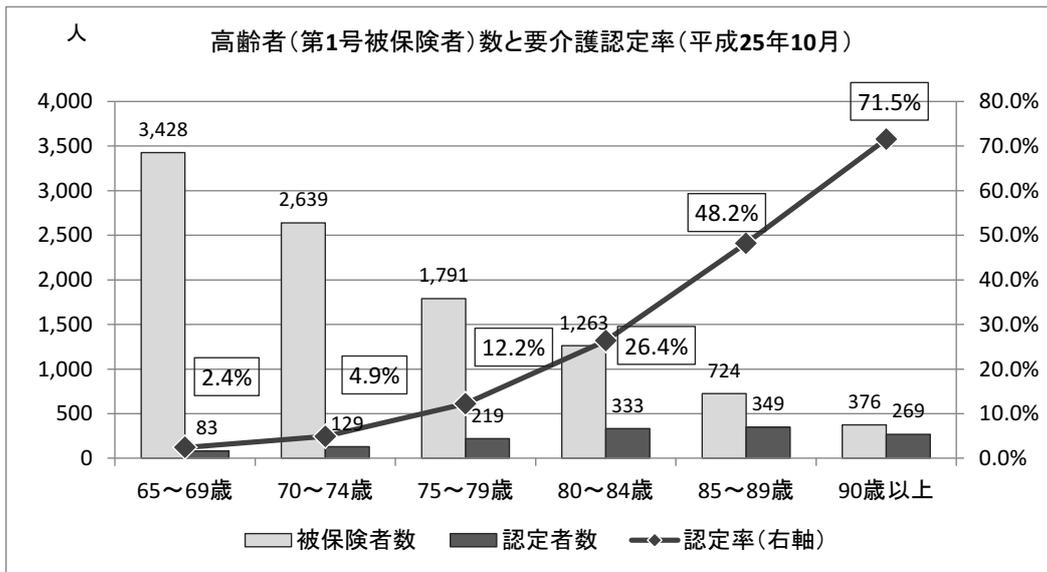


(2) 要介護認定者等の状況

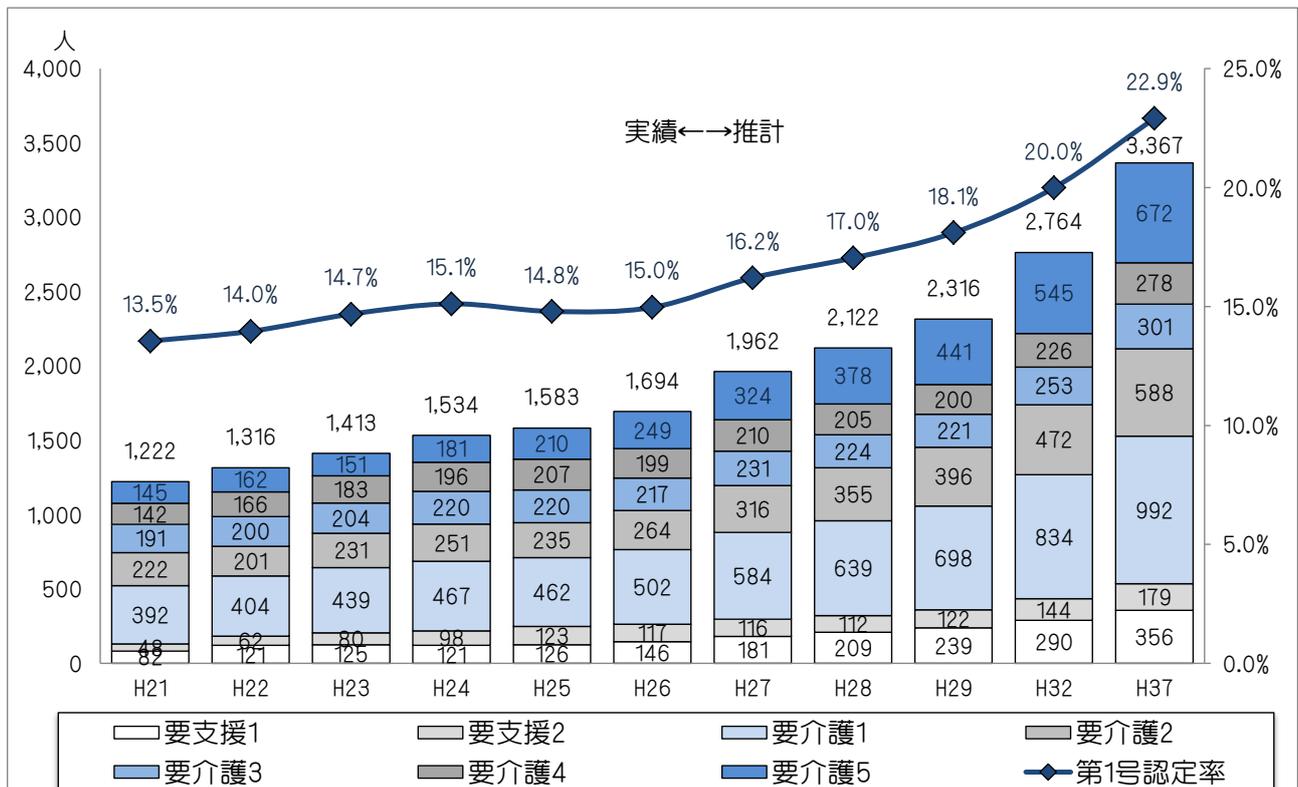
要介護認定者等は高齢化の進行とともに増加を続けています。年齢区分別には80歳以上になると認定率が急上昇しています。

今後の高齢者人口および年齢区分別認定率の推移から、将来の要介護認定者等を推計すると、2025年(平成37年)には3,367人、第1号認定率22.9%に達すると見込まれます。

■ 認定者数と認定率



■ 認定者数と認定率の推移と推計

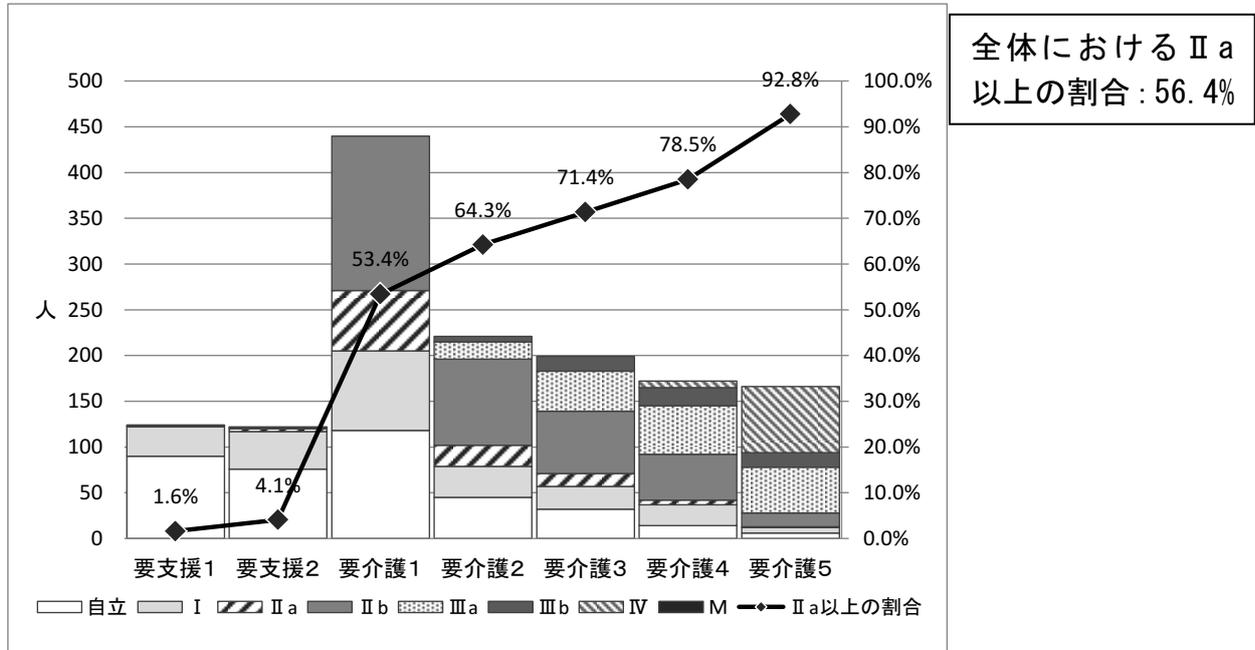


※各年10月1日現在

(3) 認知症高齢者の状況

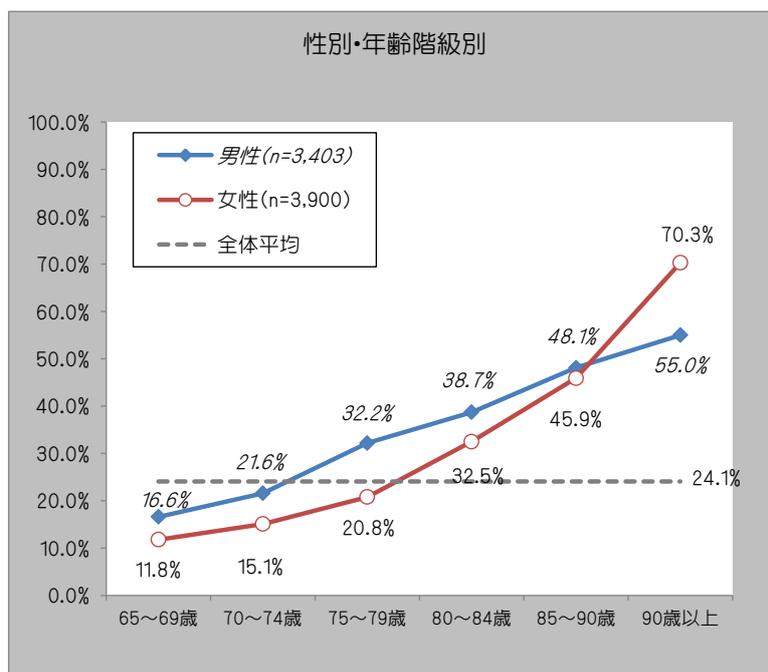
認定者における認知症患者（認知症日常生活自立度Ⅱ以上）は815人で、認定者1,444人の56.4%を占めています。同じ率で推移するとすれば2025年（平成37年）には1,896人に達すると見込まれます。

■要介護度別認知症自立度（平成25年10月）



日常生活圏域ニーズ調査では、認定者を含む高齢者の24.1%が認知機能障害程度リスクのリスク該当者となっており、同じ率で推移するとすれば2025年（平成37年）には3,473人に達すると見込まれます。

■該当者割合（性別・年齢階級別）



2. 日常生活圏域ニーズ調査およびケアマネジャーアンケートの結果

(1) 日常生活圏域ニーズ調査の結果

① 調査の目的

この調査は、第6期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、生活状況や必要なサービス（支援）を確認することや計画の基礎資料を得ること、また、事業の今後の方向性を決めることを目的に実施しました。

② 調査方法

調査対象：65歳以上の市民全数

調査対象の抽出方法：住民基本台帳より抽出

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成25年11月1日～平成25年12月20日

回収状況：発送件数／10,131件

有効回答数／7,351件

有効回答率／72.6%

③ リスクの判定方法

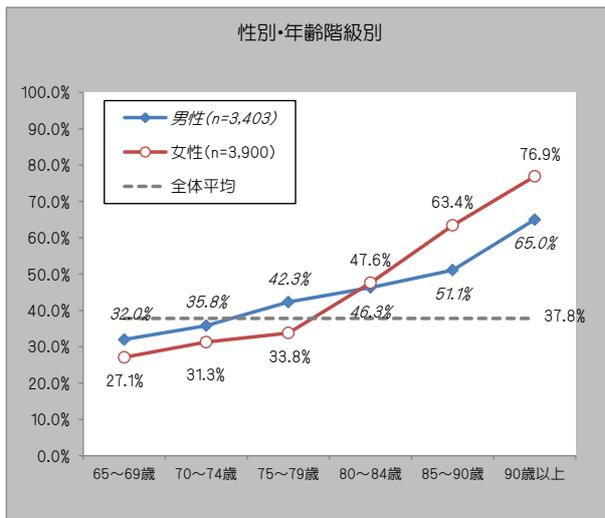
この結果をもとに、7,351件の回答のうち、性別・年齢等が不明の者を除いた7,303件（配布数の72.1%）について、運動機能、身体機能等二次予防に係る判定および日常生活、社会参加等生活機能に係る判定を行い、性別・年齢階級別、圏域別の傾向を分析しました。

④ 認知症の状況

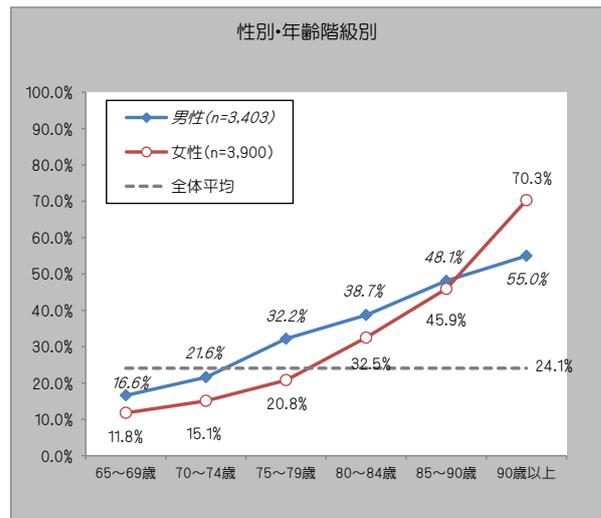
基本チェックリストに基づく認知症に関する評価結果をみると、全体で 37.8%が「認知機能低下のリスク該当者」となっており、年齢が上がるほど該当者割合が高くなっています。また 80 歳未満では男性のほうが、80 歳以上では女性のほうが該当者割合が高くなっています。

今後の後期高齢者人口の増加に伴って認知症者の増加が懸念されることから、前期高齢期の段階から認知症予防の取り組みを進める必要があります。

■ 認知機能低下のリスク該当者割合



■ 認知機能障害程度のリスク該当者割合



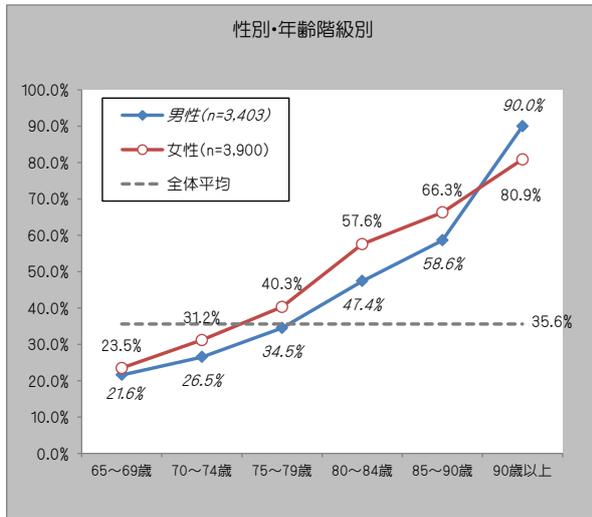
⑤ 介護予防の対象者の状況

介護予防事業の対象者（二次予防事業対象者）の割合は、全体で 35.6%となっており、おおむね男性より女性のほうが、また年齢が上がるほど該当者割合が高くなっています。介護予防事業で把握している二次予防事業対象者以外に多くの対象者が潜在していることがうかがえます。

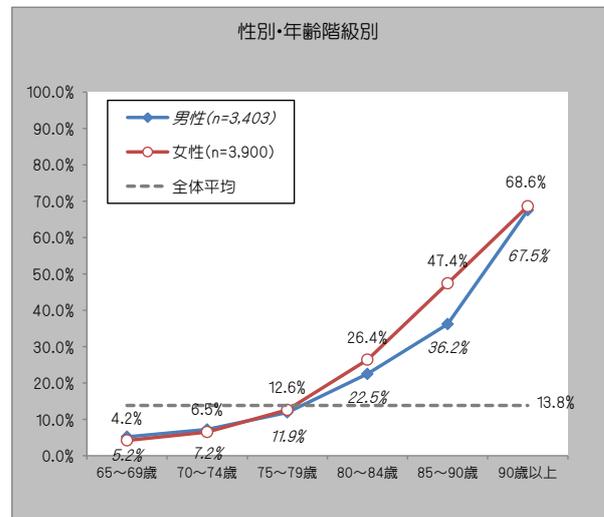
今後、このような対象者をどのように把握し、介護予防事業につなげていくか検討する必要があります。

運動機能、身体機能等に関する判定結果

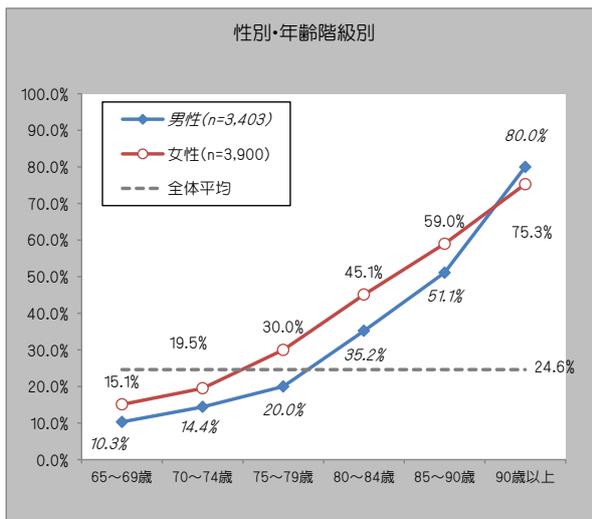
■二次予防事業対象者割合



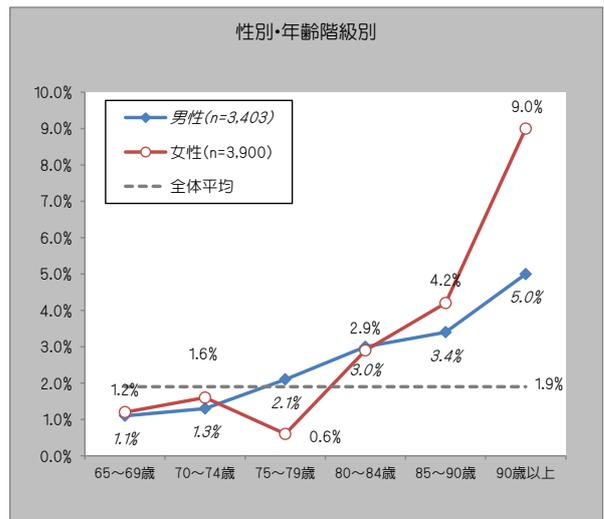
■虚弱のリスク該当者割合



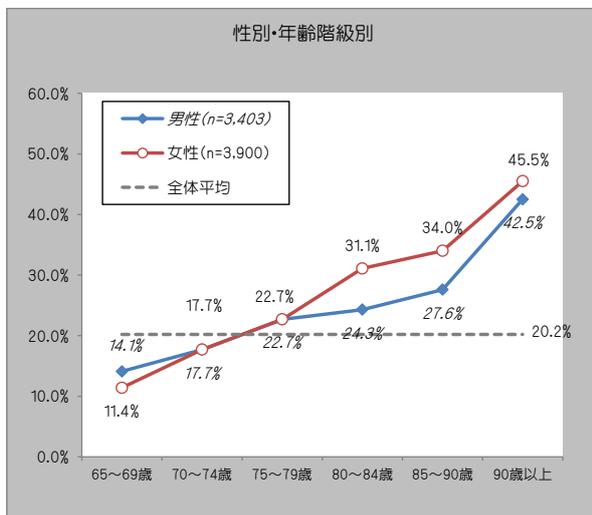
■運動器の機能低下のリスク該当者割合



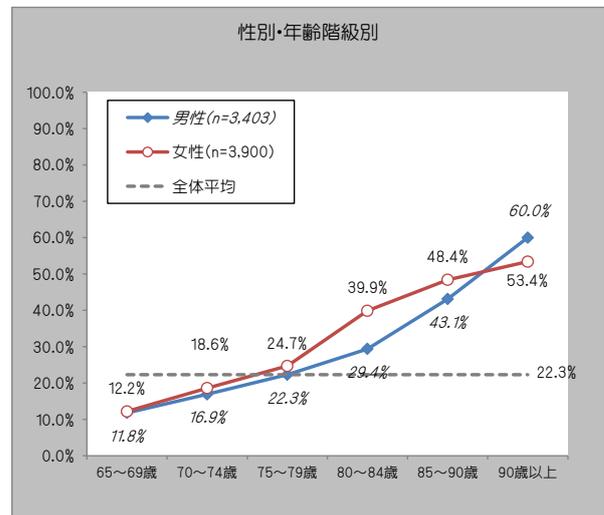
■低栄養のリスク該当者割合



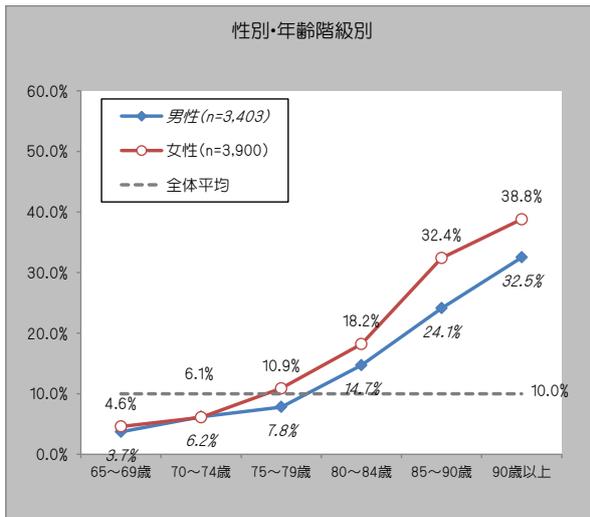
■口腔ケアのリスク該当者割合



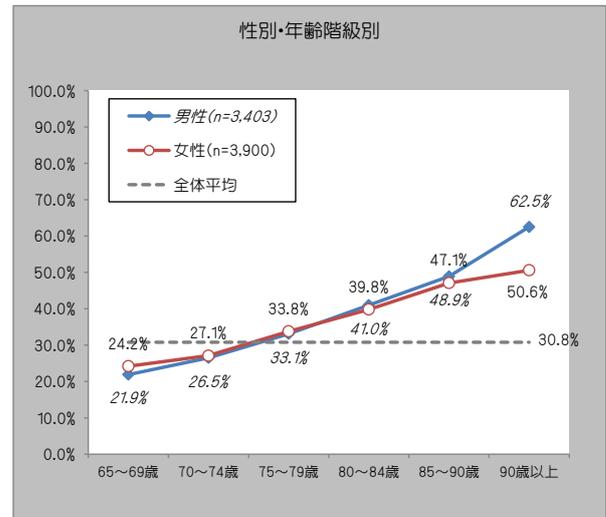
■転倒のリスク該当者割合



■閉じこもりのリスク該当者割合

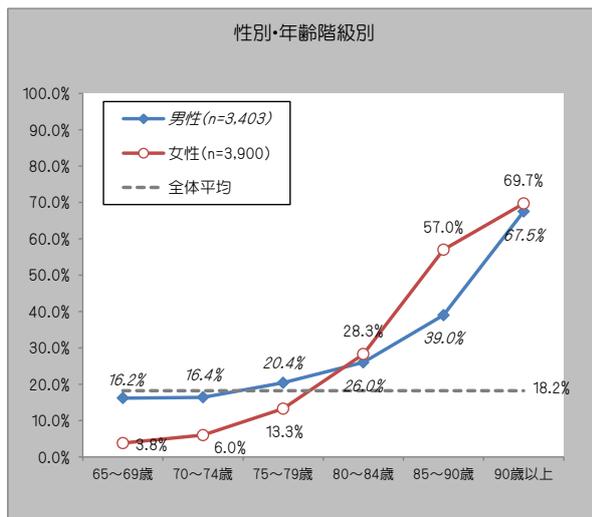


■うつのリスク該当者割合

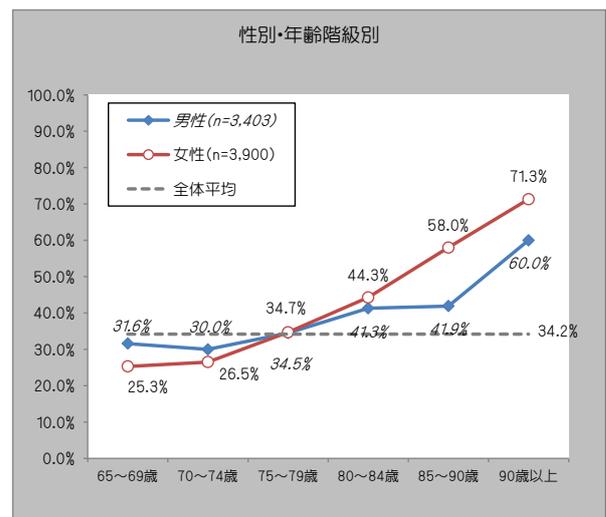


生活機能に関する判定結果

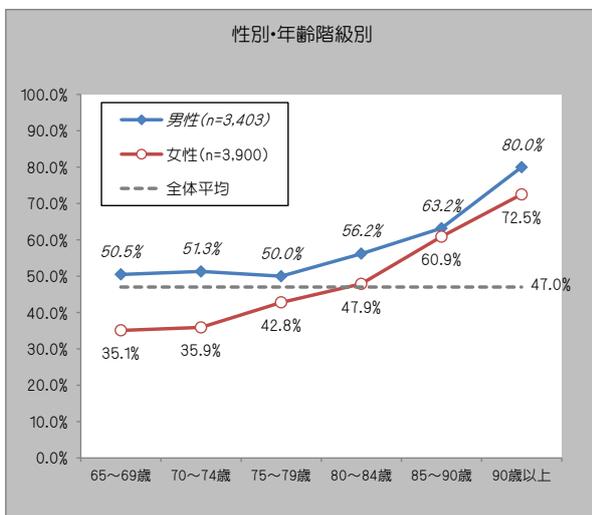
■手段的自立度（IADL）の低下者割合



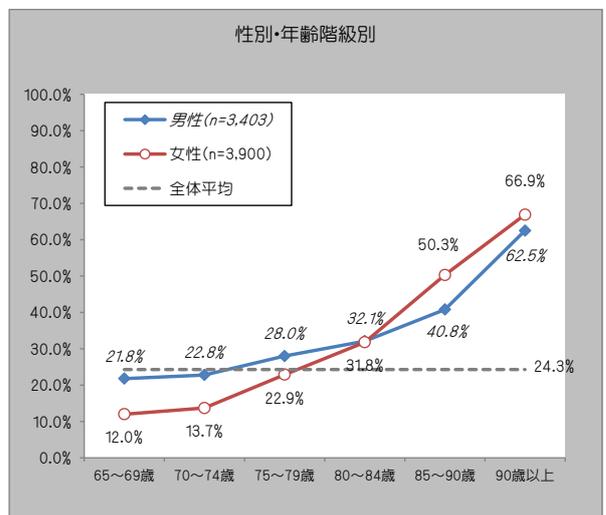
■知的能動性の低下者割合



■社会的役割の低下者割合



■生活機能の低下者割合



(2) ケアマネジャーアンケート調査の結果

① 調査の目的

この調査は、第6期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、ケアマネジャーの視点から見た介護サービスや認知症ケア、生活支援に関するニーズを把握し、事業の今後の方向性を決めることを目的に実施しました。

② 調査方法

調査対象：湖南省の被保険者のケアマネジメントを担当しているケアマネジャー全員

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成26年7月

回収状況：発送件数／ 38人

有効回答数／ 35人

有効回答率／ 92.1%

③ 担当している利用者の要介護度

担当している利用者は合計933人となっています。これは認定者のうちから施設サービス利用者と、サービスを利用していない人、住宅改修等だけを利用している人を除いた、居宅サービス利用者と地域密着型サービス利用者に相当します。

■担当している利用者が65歳以上人口に占める割合

	利用者	65歳以上人口	65歳以上人口に占める割合
市全体	933	10,799	8.6%
甲西中学校区	212	3,119	6.8%
石部中学校区	247	2,524	9.8%
甲西北中学校区	224	3,190	7.0%
日枝中学校区	152	1,966	7.7%

④ 書類の記入や契約時の支援、金銭の管理を必要としている人

書類の記入や契約時の支援、金銭の管理を必要としている人は314人(33.7%)で、介護度が重い人程比率が高くなっています。そのうち、地域福祉権利擁護事業を利用している人は12人、成年後見制度を利用している人は7人となっています。

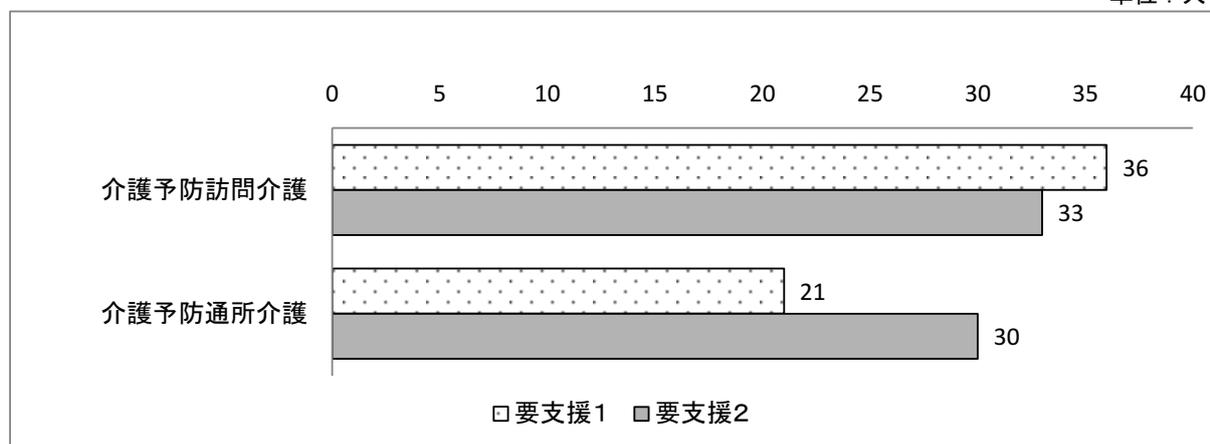
単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
利用者全体	81	79	393	154	114	65	47	933
支援や管理を必要 としている人	8	19	124	61	48	30	24	314
利用者全体に占め る比率	9.9%	24.1%	31.6%	39.6%	42.1%	46.2%	51.1%	33.7%
地域福祉権利擁護 事業の利用	0	0	5	5	1	0	1	12
成年後見制度の利 用	0	1	3	0	1	1	1	7

⑤ 介護予防訪問・通所介護の利用

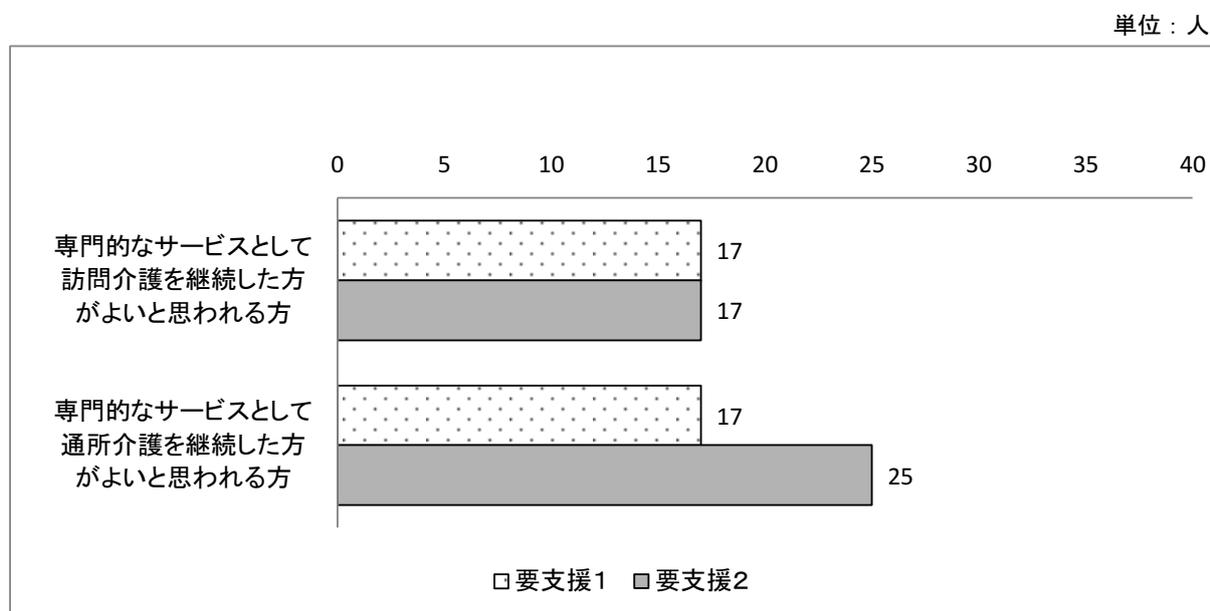
要支援で介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している人は次のとおりで、介護予防訪問介護の合計が69人、介護予防通所介護の合計が51人となっています。

単位：人



⑥ 専門的なサービスとしての訪問・通所介護の継続利用

介護予防訪問介護・介護予防通所介護利用している人のうち、専門的なサービスとして同様の訪問介護・通所介護を利用した方がよいと思われる人は、訪問介護の合計が34人、通所介護の合計が42人となっています。



⑦ 要介護者のうち、介護保険施設への入所を申し込んでいる人数

担当している利用者のなかで、介護保険施設（特別養護老人ホームや老人保健施設）への入所を申し込んでいる人は107人となっています。

⑧ そのうち、十分な在宅ケアがあれば在宅生活の継続が可能と思われる人数

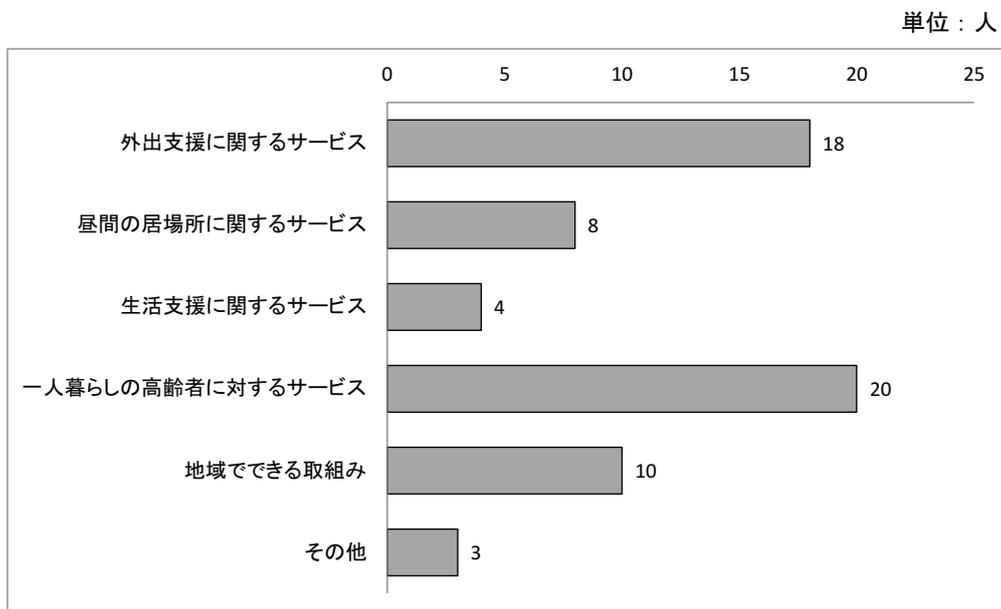
介護保険施設への入所を申し込んでいる人のうち、ケアマネジャーから見て、十分な在宅ケアがあれば在宅生活の継続が可能と思われる人が53人となっています。

その人数を除くと、介護保険施設への入所が必要と思われる人数は54人で、要介護3～5の重度の人が34人となっています。

単位：人

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
入所申込み者	28	20	27	16	16	107
在宅生活の継続可能者	18	10	10	6	9	53
入所必要者	10	10	17	10	7	54

- ⑨ 介護保険の給付以外に、利用者の日常生活の自立支援につながると思われる資源・サービス
「一人暮らしの高齢者に対するサービス」が20人（57.1%）、「外出支援に関するサービス」
が18人（51.4%）、「地域でできる取り組み」が10人（28.6%）となっています。



- ⑩ 地域密着型サービスを、できれば利用したほうがよいと思われる人数

現在、地域密着型サービスを利用している人と、できたら利用したほうがよいと思われる人数を
合わせると158人となっています。

■地域密着型サービスを現在利用している人とできれば利用したほうがよいと思われる人数の合計

	甲西中学校区 (三雲、三雲東)	石部中学校区 (石部、石部南)	甲西北 中学校区 (岩根、菩提寺、 菩提寺北)	日枝中学校区 (下田、水戸)	計
認知症対応型通所介護	32	21	32	19	104
小規模多機能型居宅介護	12	2	10	2	26
認知症対応型共同生活介護	6	1	3	1	11
夜間対応型訪問介護	4	3	0	3	10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	1	3	4
看護小規模多機能型居宅介護	2	0	1	0	3
計	56	27	47	28	158
認定者数	212	247	224	152	835
認定者数に占める割合	26.4%	10.9%	21.0%	18.4%	18.9%

3. 日常生活圏域の状況

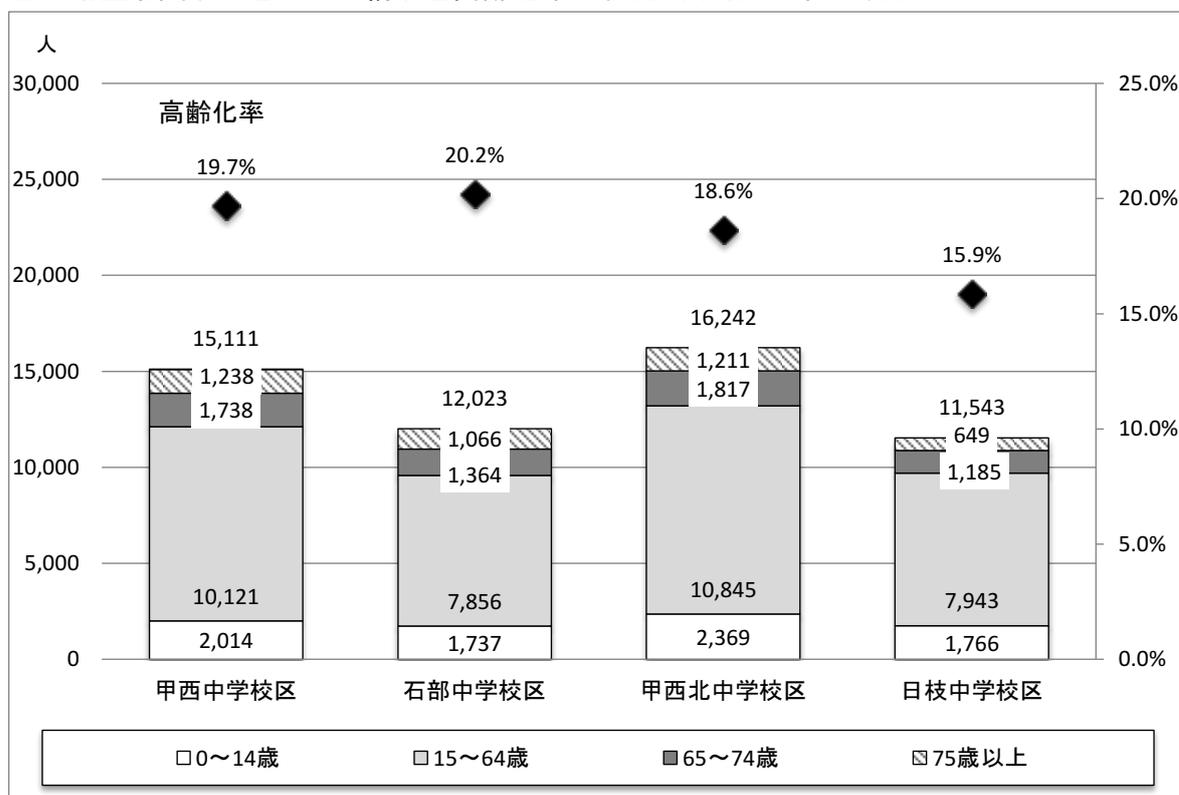
「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

湖南省では、第3期、第4期、第5期介護保険事業計画において、地域の主な特性を考慮して日常生活圏域を中学校区の4圏域と定め、地域包括支援センターを中心に圏域内のさまざまな社会資源の連携体制の強化を進めてきました。

(1) 日常生活圏域の高齢者人口等の状況

日常生活圏域ごとの人口構成は次のとおりで、高齢化率は石部中学校区 20.2%、甲西中学校区 19.7%、甲西北中学校区 18.6%、日枝中学校区 15.9%となっています。

■日常生活圏域ごとの人口構成と高齢化率の状況（平成25年10月）

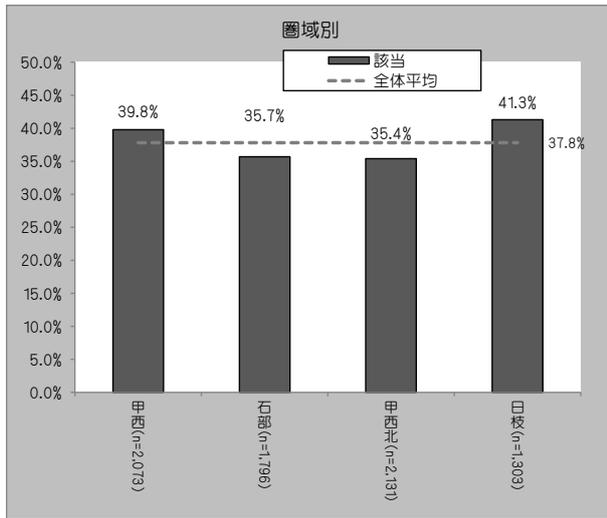


(2) 日常生活圏域におけるリスク該当者の割合

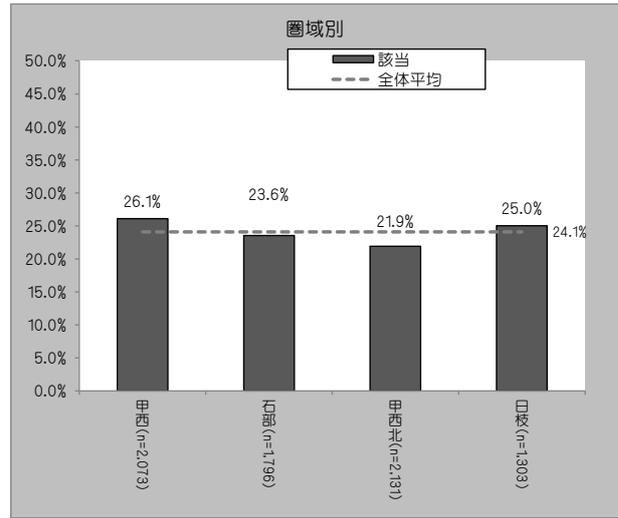
① 認知症の状況

基本チェックリストに基づく認知症に関する評価結果をみると、甲西圏域と日枝圏域で全体平均よりもリスク該当者の割合が高くなっています。

■ 認知機能低下のリスク該当者割合



■ 認知機能障害程度のリスク該当者割合

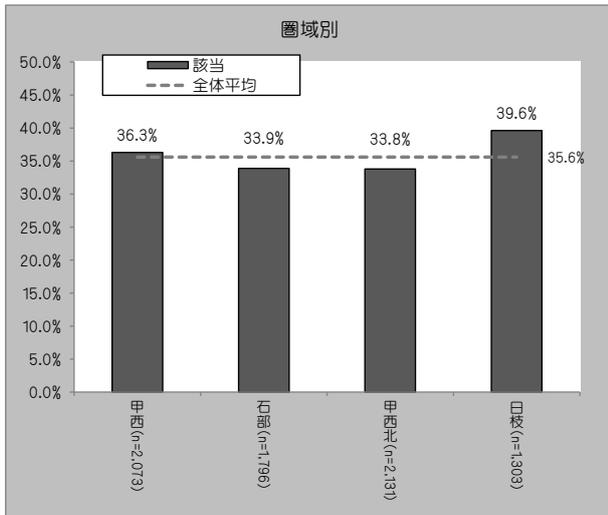


② 介護予防の対象者の状況

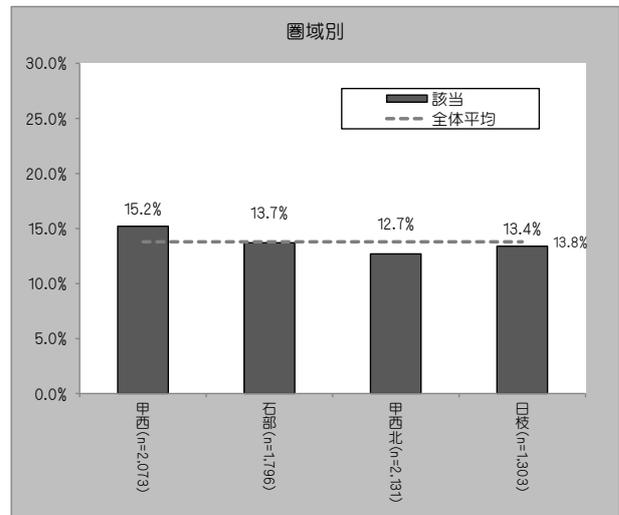
二次予防事業対象者については甲西圏域と日枝圏域で、虚弱については甲西圏域で全体平均よりも該当者の割合が高くなっています。

運動機能、身体機能等に関する判定結果（主要2項目）

■ 二次予防事業対象者割合



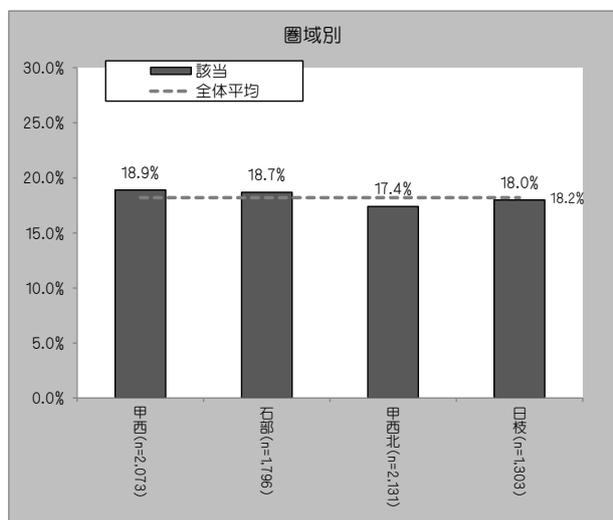
■ 虚弱のリスク該当者割合



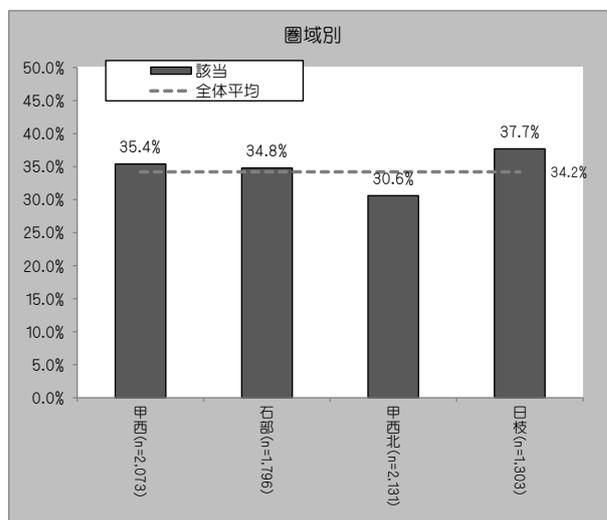
生活機能に関する諸項目については、甲西圏域と日枝圏域等で、全体平均よりも低下者の割合が高くなっています。

生活機能に関する判定結果

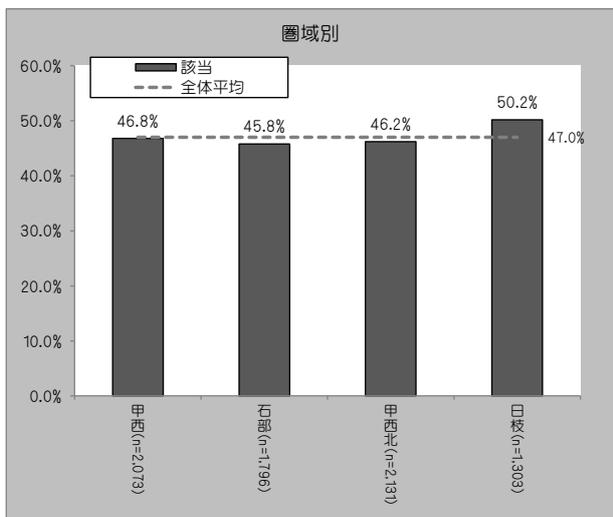
■手段的自立度（IADL）の低下者割合



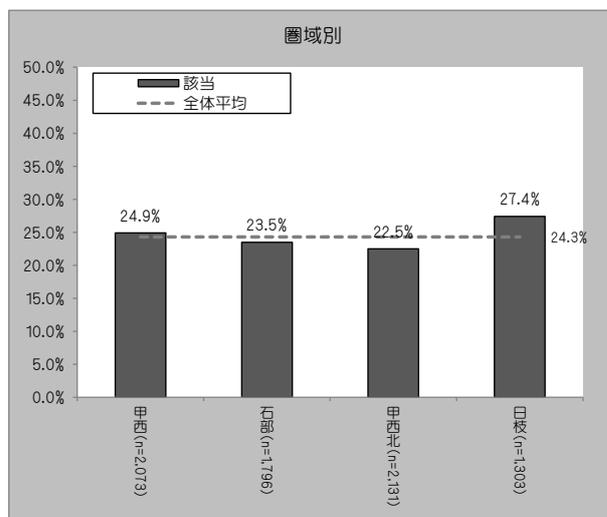
■知的能動性の低下者割合



■社会的役割の低下者割合



■生活機能の低下者割合



4. 介護保険給付の状況

(1) 介護（介護予防）サービス利用量の推移と第5期計画との比較

予防給付においては、医療ケアのひとつである訪問看護や、訪問リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護等において計画を上回る伸びを示しています。

介護給付においては、医療ケアのひとつである訪問看護や居宅療養管理指導、小規模多機能型居宅介護等において計画を上回る伸びを示しています。

【予防給付】

	(月間)							対計画値の比率	
	第4期実績		第5期実績		第5期計画			平成24年度	平成25年度
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
(1) 介護予防サービス									
① 介護予防訪問介護									
人数	26	45	49	58	52	65	77	93%	90%
② 介護予防訪問入浴介護									
回数					0	0	0		
(人数)	0	0	0	0	0	0	0		
③ 介護予防訪問看護									
回数					33	42	51		
(人数)	4	6	7	15	10	11	12	70%	134%
④ 介護予防訪問リハビリテーション									
日数					43	47	50		
(人数)	2	6	8	7	6	7	7	124%	109%
⑤ 介護予防居宅療養管理指導									
人数	0	0	0	2	0	0	0		
⑥ 介護予防通所介護									
人数	19	34	50	54	40	54	67	125%	100%
⑦ 介護予防通所リハビリテーション									
人数	21	25	26	30	27	29	34	93%	104%
⑧ 介護予防短期入所生活介護									
日数					2	2	2		
(人数)	3	2	2	1	2	2	3	110%	50%
⑨ 介護予防短期入所療養介護									
日数	-				0	0	0		
(人数)	-	0	0	0	0	0	0		
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護									
人数	1	0	0	0	1	2	2	0%	0%
⑪ 介護予防福祉用具貸与									
人数	19	39	43	50	40	41	42	107%	121%
⑫ 特定介護予防福祉用具販売									
人数	2	2	1	3	2	3	3	57%	94%
(2) 地域密着型介護予防サービス									
① 介護予防認知症対応型通所介護									
回数					1	1	1		
(人数)	0	0	0	0	1	2	2	0%	0%
② 介護予防小規模多機能型居宅介護									
人数	0	2	3	3	1	1	1	270%	245%
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護									
人数	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 住宅改修									
人数	3	3	2	2	5	6	7	48%	28%
(4) 介護予防支援									
人数	74	115	129	151	101	105	108	128%	144%

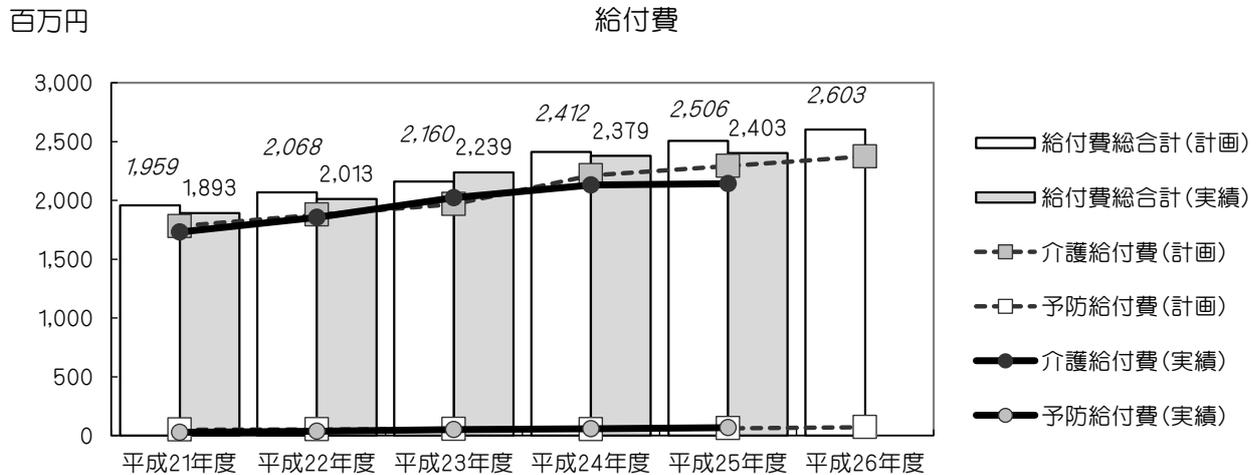
【介護給付】

(月間)

	第4期実績		第5期実績		第5期計画			対計画値の比率	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
(1)居宅サービス									
①訪問介護									
回数					2,152	2,321	2,491		
(人数)	235	242	245	227	264	289	315	93%	79%
②訪問入浴介護									
回数					186	192	197		
(人数)	37	46	43	29	40	41	43	108%	69%
③訪問看護									
回数					658	667	677		
(人数)	118	134	145	151	134	135	137	108%	112%
④訪問リハビリテーション									
日数					271	273	273		
(人数)	48	56	54	48	55	56	56	98%	85%
⑤居宅療養管理指導									
人数	13	19	23	27	22	23	25	107%	114%
⑥通所介護									
回数					3,260	3,723	4,186		
(人数)	301	331	368	391	364	416	467	101%	94%
⑦通所リハビリテーション									
回数					1,309	1,385	1,461		
(人数)	159	144	142	133	156	165	175	91%	80%
⑧短期入所生活介護									
日数					1,179	1,179	1,179		
(人数)	144	129	129	122	158	158	158	82%	77%
⑨短期入所療養介護									
日数	-				127	127	127		
(人数)	-	16	14	12	20	20	20	70%	62%
⑩特定施設入居者生活介護									
人数	11	12	11	11	23	25	26	47%	45%
⑪福祉用具貸与									
人数	367	403	435	424	409	421	434	106%	101%
⑫特定福祉用具販売									
人数	9	11	10	9	9	10	10	102%	97%
(2)地域密着型サービス									
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
人数	0	0	0	0	0	0	0		
②夜間対応型訪問介護									
人数	0	0	0	0	0	0	0		
③認知症対応型通所介護									
回数					962	998	1,044		
(人数)	93	112	94	91	100	104	109	94%	87%
④小規模多機能型居宅介護									
人数	16	35	47	51	28	30	32	167%	170%
⑤認知症対応型共同生活介護									
人数	31	34	35	35	38	38	38	93%	93%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護									
人数	0	0	0	0	0	0	0		
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護									
人数	0	40	75	78	77	77	77	97%	101%
⑧複合型サービス									
人数	0	0	0	0	0	0	0		
(3)住宅改修									
人数	9	10	9	7	14	15	16	61%	45%
(4)居宅介護支援									
人数	643	690	706	700	677	694	710	104%	101%
(5)介護保険施設サービス									
①介護老人福祉施設									
人数	122	124	118	114	132	132	132	89%	86%
②介護老人保健施設									
人数	76	75	63	64	67	67	67	94%	96%
③介護療養型医療施設									
人数	32	24	23	26	26	26	26	88%	98%
④療養病床(医療保険適用)からの転換分									
人数					0	0	0		

(2) 給付費の推移と第5期計画との比較

第5期では計画の見込みをやや下回る実績となっており、平成25年度の給付費総合計は計画の95.9%となっています。



単位:円

		計画値					
		第4期			第5期		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費	①	1,781,046,130	1,878,356,091	1,968,432,486	2,213,360,169	2,292,997,215	2,374,246,367
予防給付費	②	51,015,040	53,445,031	55,826,428	53,034,555	62,204,699	71,609,444
給付費合計	③=①+②	1,832,061,170	1,931,801,122	2,024,258,914	2,266,394,724	2,355,201,914	2,445,855,811
特定入所者介護サービス費等給付費	④	52,942,287	55,585,967	58,263,046	60,000,000	62,000,000	65,000,000
高額介護サービス費等給付費	⑤	20,789,680	21,827,816	22,879,067	28,000,000	29,000,000	30,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	⑥	0	0	0	3,500,000	3,500,000	3,500,000
保険給付費	⑦=③+④+⑤+⑥	1,905,793,137	2,009,214,905	2,105,401,027	2,357,894,724	2,449,701,914	2,544,355,811
地域支援事業費	⑧	50,793,000	56,618,000	51,693,000	51,800,000	53,800,000	55,900,000
保険給付費に対する割合	⑧/⑦	2.7%	2.8%	2.5%	2.2%	2.2%	2.2%
審査支払手数料	⑨	2,513,705	2,639,250	2,766,410	2,336,000	2,372,500	2,409,000
給付費総合計	⑦+⑧+⑨	1,959,099,842	2,068,472,155	2,159,860,437	2,412,030,724	2,505,874,414	2,602,664,811

		実績値				
		第4期			第5期	
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
介護給付費	①	1,731,125,443	1,854,735,570	2,022,626,808	2,131,010,972	2,142,911,936
予防給付費	②	27,997,237	37,039,592	50,700,990	57,846,609	66,930,762
給付費合計	③=①+②	1,759,122,680	1,891,775,162	2,073,327,798	2,188,857,581	2,209,842,698
特定入所者介護サービス費等給付費	④	59,277,065	59,558,470	75,157,995	91,827,110	95,489,510
高額介護サービス費等給付費	⑤	24,171,087	29,935,494	29,435,943	34,299,045	33,070,242
高額医療合算介護サービス費等給付額	⑥	0	3,435,559	4,839,712	3,643,751	5,537,942
保険給付費	⑦=③+④+⑤+⑥	1,842,570,832	1,984,704,685	2,182,761,448	2,318,627,487	2,343,940,392
地域支援事業費	⑧	48,225,502	25,997,066	53,438,438	58,218,400	56,468,598
保険給付費に対する割合	⑧/⑦	2.6%	1.3%	2.4%	2.5%	2.4%
審査支払手数料	⑨	2,484,890	2,342,325	2,588,550	2,648,805	2,667,858
給付費総合計	⑦+⑧+⑨	1,893,281,224	2,013,044,076	2,238,788,436	2,379,494,692	2,403,076,848

【予防給付費】

(単位:千円)

	第4期実績		第5期実績		第5期計画			対計画値の比率	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
(1) 介護予防サービス	26,166	39,747	47,065	55,708	40,708	49,379	58,335	116%	113%
① 介護予防訪問介護	5,112	8,974	9,663	11,864	7,077	8,749	10,422	137%	136%
② 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0		
③ 介護予防訪問看護	482	1,102	1,073	3,473	1,986	2,528	3,070	54%	137%
④ 介護予防訪問リハビリテーション	465	2,444	2,943	2,426	1,445	1,556	1,667	204%	156%
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	143	0	0	0		
⑥ 介護予防通所介護	6,154	12,454	19,080	20,407	14,934	19,997	23,881	128%	102%
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	9,784	10,747	11,407	14,394	11,084	11,798	13,939	103%	122%
⑧ 介護予防短期入所生活介護	916	884	469	247	125	125	125	376%	198%
⑨ 介護予防短期入所療養介護	0	24	0	0	0	0	0		
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	1,537	643	0	0	1,837	2,316	2,832	0%	0%
⑪ 介護予防福祉用具貸与	1,303	2,059	2,108	2,327	1,743	1,820	1,896	121%	128%
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	412	418	322	427	478	491	504	67%	87%
(2) 地域密着型介護予防サービス	358	1,377	1,924	1,945	723	860	997	266%	226%
① 介護予防認知症対応型通所介護	23	9	0	0	101	101	101	0%	0%
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	335	1,368	1,924	1,945	622	759	897	309%	256%
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0		
(3) 住宅改修	3,057	3,329	2,381	2,015	6,560	6,722	6,884	36%	30%
(4) 介護予防支援	3,847	5,948	6,612	7,699	5,043	5,243	5,393	131%	147%
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	33,427	50,402	57,982	67,367	53,035	62,205	71,609	109%	108%

【介護給付費】

(単位:千円)

	第4期実績		第5期実績		第5期計画			対計画値の比率	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度
(1) 居宅サービス	751,604	800,881	845,432	832,706	866,603	929,023	991,409	98%	90%
①訪問介護	121,203	122,895	135,768	126,447	136,860	147,639	158,419	99%	86%
②訪問入浴介護	23,874	33,450	31,821	21,837	25,885	26,623	27,362	123%	82%
③訪問看護	49,573	56,051	59,820	62,962	59,534	60,409	61,284	100%	104%
④訪問リハビリテーション	14,647	18,477	16,591	15,541	19,958	20,106	20,106	83%	77%
⑤居宅療養管理指導	1,554	1,795	2,267	2,643	1,180	1,271	1,362	192%	208%
⑥通所介護	238,759	261,217	294,634	316,438	282,834	319,072	355,311	104%	99%
⑦通所リハビリテーション	110,226	105,119	101,663	93,149	114,589	122,253	129,917	89%	76%
⑧短期入所生活介護	108,502	96,830	99,544	95,858	110,659	110,659	110,659	90%	87%
⑨短期入所療養介護	0	13,186	10,475	7,820	11,742	11,727	11,742	89%	67%
⑩特定施設入居者生活介護	25,073	26,965	24,819	24,559	47,137	50,580	54,106	53%	49%
⑪福祉用具貸与	56,044	62,088	65,340	63,096	53,397	55,633	57,869	122%	113%
⑫特定福祉用具販売	2,147	2,808	2,692	2,356	2,828	3,050	3,273	95%	77%
(2) 地域密着型サービス	221,288	393,659	333,355	550,778	504,793	517,900	532,653	66%	106%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
②夜間対応型訪問介護									
③認知症対応型通所介護	100,347	127,511	107,304	104,727	118,542	124,842	132,547	91%	84%
④小規模多機能型居宅介護	29,816	63,863	101,637	114,359	53,548	60,356	67,164	190%	189%
⑤認知症対応型共同生活介護	91,125	96,695	102,967	104,213	109,485	109,485	109,724	94%	95%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護									
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		105,591	21,447	227,479	223,218	223,218	223,218	10%	102%
⑧複合型サービス									
(3) 住宅改修	10,194	11,730	10,928	7,344	14,898	15,283	15,668	73%	48%
(4) 居宅介護支援	103,972	115,488	113,246	109,566	128,870	132,595	136,320	88%	83%
(5) 介護保険施設サービス	737,040	701,923	634,457	636,357	698,196	698,196	698,196	91%	91%
①介護老人福祉施設	360,320	368,344	345,913	336,122	397,618	397,618	397,618	87%	85%
②介護老人保健施設	234,636	230,943	193,093	199,559	202,127	202,127	202,127	96%	99%
③介護療養型医療施設	142,084	102,636	95,451	100,677	98,451	98,451	98,451	97%	102%
④療養病床(医療保険適用)からの転換分									
介護給付費計(小計)→(I)	1,824,098	2,023,681	1,937,419	2,136,751	2,213,360	2,292,997	2,374,246	88%	93%

4. 地域支援事業の状況

(1) 介護予防事業

1) 二次予防事業

① 二次予防事業対象者の把握事業

【事業内容】

二次予防事業対象者を決定することを目的に、対象者の情報収集と事業利用対象者の決定を行う。

【現状と課題】

- ・基本チェックリストによる把握は3年に1度 65 歳以上の市民全員を対象に実施している。しかし、その調査結果を精査して、二次予防事業の利用決定にまで生かしきれていない。
- ・調査実施後2年間で高齢者支援センターが中心となり、未回答者について年齢や家族構成等の条件を勘案し、優先度を決めて訪問し状況確認を行っている。また、保健センターと連携し前期高齢者への未回答者訪問も実施し、未把握状態の高齢者が減少するように取り組んでいる。

<二次予防事業対象者数の状況>

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実績	二次予防事業対象者数			825 人		1,443 人
	高齢者人口に対する比率			9.00%		14.05%
	高齢者人口	8,809 人	9,032 人	9,168 人	9,713 人	10,268 人

<高齢者支援センターによる高齢者実態把握事業の実施状況>

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
実態把握事業	474 人	545 人	160 人	308 人	—	高齢者支援センターが基本チェックリストの未回答者訪問し、状況確認を行う。

② 通所型予防事業

【事業内容】

二次予防事業対象者に、①運動器の機能向上、②栄養改善、③口腔機能、④腰痛・膝痛対策、閉じこもり予防や認知機能低下予防などの介護予防のプログラムを実施する。

【現状と課題】

- ・運動機能向上事業「喜楽らくらく塾」のみの実施にとどまっており、また、利用者も定員の30人/年に満たず、26人/年と横ばいが続いている。
- ・「喜楽らくらく塾」の参加者の半数に主観的健康観の改善が見られるほか、地域での「いきいき百歳体操」への参加につながるなど一定の効果が表れている。

<通所型介護予防の実施状況>

事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	場所	内容
運動機能向上事業	25人	26人	26人	26人	26人	甲西リハビリ病院	一人1回90分/週を3か月をめぐりに運動機能の訓練を行う。

③ 訪問型予防事業

【事業内容】

閉じこもり、うつ、認知機能の低下のおそれがあるなど心身の状況等により通所事業への参加が困難な者を対象に、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う。低栄養状態を改善するために必要と認められる者に対しては、栄養改善プログラムの一環として配食も行う。

【現状と課題】

- ・個別での支援が必要な高齢者に対し、生活の場において保健指導、健康相談を実施している。
- ・食の自立支援事業では、訪問による安否確認と合わせて、栄養バランスのとれた食事を提供している。

<訪問型介護予防の実施状況>

事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	場所	内容
訪問指導事業	7人	11人	4人	3人	3人	自宅	歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士が訪問する。

<食の自立支援事業：延べ配食数および実人数>

事業	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	内容
「食」の自立支援事業(配食サービス)	5,801食 23人	5,849食 34人	4,009食 17人	3,488食 18人	3,713食 17人	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしていて、必要な人に配食し、安否確認を行う。

④ 二次予防事業評価事業

【事業内容】

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。

【現状と課題】

事業参加前後のQOLの評価は行っているが、地域支援事業実施要綱に定める「介護予防事業の評価」による二次予防事業全体の評価はできていない。

2) 一次予防事業

① 介護予防普及啓発事業

【事業内容】

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布、講演会や相談会、介護予防教室等を開催する。必要と認められる場合は送迎を行うことができる。

【現状と課題】

- ・年3回、地域包括支援センターと4か所の高齢者支援センターでセンターだよりを発行し、センターの活動内容や介護保険情報を盛り込み、全戸配布している。
- ・介護予防の普及啓発のため、口腔、栄養改善を目的に「美味しんぼ」教室、体力向上を目的に「水中ウォーキング教室」や「元気はつらつ教室」を実施している。他者との交流や、他の予防事業、地域行事への参加など波及効果が見られる。
- ・健康教育事業は、高齢者サロンや安心応援ハウスなどのグループや老人クラブ等の集まりに出前により、運動・口腔・栄養・認知症の実態とその必要性（対策）について健康講座を実施している。手軽に聞け、相談できる場・機会となっており、地域の特性の把握や虚弱高齢者の発掘にも役立っている。

＜介護予防普及啓発の実施状況＞

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	場所	内容
介護予防普及啓発事業	3回	3回	3回	3回	3回	自宅	高齢者支援センターだよりの発行、全戸配布。
もの忘れ相談事業	11人	14人	7人	14人	9人	自宅	相談があったケースに対し、専門医（認知症疾患センターへ依頼）による訪問相談を行う。
口腔・栄養改善事業（美味しんぼ）	47人	10人	13人	9人	10人	保健センター、まちづくりセンター	楽しく食べることができ、栄養と口腔改善が図れるように調理や、口腔の講義を行う。
健康教育事業（延べ人数）	1,553人	856人	1,196人	925人	1,329人	市内各施設	高齢者のサロンや安心応援ハウスなどのグループや老人クラブ等の集まりの中で、健康講座として運動・口腔・栄養のテーマ別に介護予防や介護保険制度の出前講座を行う。
水中ウォーキング	15人	30人	15人	15人	15人	十二坊温泉プール	水中でのエクササイズなどを行う。
体力向上事業（元気はつらつ）	81人	22人	16人	15人	15人	社会福祉センター	体力の維持向上のため、運動が継続できるよう、期間限定の教室を実施する。委託事業として実施。
送迎委託事業	30人	12人	19人	17人	11人	自宅～各施設	交通手段がないために、事業への参加が困難な人のための送迎を行う。

② 地域介護予防活動支援事業

【事業内容】

①介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、②介護予防に資する地域活動組織の育成および支援、③社会参加を通じた介護予防に資する地域活動を実施するなど、対象者が積極的に参加したいと思える多様なメニューを実施する。その際には、参加者同士の交流や自主的な取り組みにつなげるなどの工夫を行い、地域づくりの視点での事業実施が望まれる。

【現状と課題】

- いきいき百歳体操は年々取り組む地域が増え、平成 26 年 8 月末現在、37 か所およそ 800 人の市民が取り組んでいる。
- 「安心応援ハウス事業」によるサロン活動は 20 か所の自治会等で実施されているが、半数以上の地域で未実施であるほか、サロン活動の実施状況も地域によりばらつきが大きい。
- 男性の料理教室は、料理技術の獲得だけでなく健康意識の向上、仲間づくりや地域貢献につながっており、さらに、教室終了後、OB 会活動や地域の役員等としての活動にもつながっている。

＜地域介護予防活動支援の実施状況＞

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	場所	内容
いきいき百歳体操	—	9 か所 171 人	11 か所 191 人	24 か所 468 人	32 か所 645 人	市内 各施設	身近な場所に集まり、自主的に体操を行うための支援を行う。
いきいきかみかみ体操			1 か所	5 か所	6 か所	市内	いきいき百歳体操を1年以上継続に行ったグループの希望に合わせて指導を行う。
男性の料理教室	21 人	17 人	15 人	15 人	15 人	保健センター・老人福祉センター	台所に立つことに慣れていない男性が料理に慣れ親しみ、同時に仲間づくりの場となるよう教室を開催する。月1回で1年間実施。
男性料理教室 OB 会	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	市内	男性の料理教室 OB へ支援を行う。
安心応援ハウス支援事業	17 か所	17 か所	20 か所	20 か所	20 か所	自治会館ほか	各自治体単位で集会所や公民館等を利用し、地域の高齢者の集い、ふれあいを通じての生きがい活動を支援する。

③ 一次予防評価事業

【事業内容】

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証を通じ、一次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。

【現状と課題】

地域支援事業実施要綱に定める「介護予防事業の事業評価」に基づく評価方法は実施できていない。

(2) 包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント業務

【事業内容】

二次予防事業対象者の日常生活の状況、生活機能の低下の原因や背景等の課題を明らかにし、目標を設定し、必要に応じて介護予防ケアプランを作成する。モニタリングを実施し、適宜、

介護予防ケアプランの見直し等を行う。

【現状と課題】

- ・二次予防事業「喜楽らくらく塾」の参加者に対して介護予防プランを作成している。
- ・要支援と認定された対象者には、地域包括支援センター職員のほか、居宅介護支援事業所に委託して予防給付のケアプランを作成している。計画値よりも実績の伸びが大きく、委託件数もかなり増えている。

＜介護予防ケアプラン作成事業の実施状況＞

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
二次予防事業参加者に対するケアプラン作成	25 人	26 人	26 人	26 人	26 人	「喜楽らくらく塾」参加者に対しケアプランを作成する。

＜介護予防給付ケアプラン作成事業の実施状況：延べ件数＞

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容	
介護予防給付プラン作成事業	委託分	472 件	797 件	1,205 件	1,315 件	1,630 件	予防給付やハイリスクの高齢者に対し、ケアプランを作成する。
	直営分	196 件	201 件	209 件	218 件	143 件	
	自己作成	24 件	24 件	24 件	24 件	13 件	

2) 総合相談支援業務

【事業内容】

地域におけるネットワークを構築するとともに高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる。

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターにおける総合相談窓口のほか、市内 4 か所の高齢者支援センターに相談窓口を設置し、関係者と連携しながら高齢者のニーズに合わせた相談対応を行っている。
- ・地域包括支援センターおよび高齢者支援センターに寄せられた相談を、利用者ごとに区分してシステム管理し、支援内容や経過を確認しながら時々の状況に応じた支援に役立っている。

＜高齢者支援センターの総合相談の実施状況＞

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
相談実件数	915 件	1,650 件	2,655 件	2,896 件	2,948 件	上記現状のとおり
相談実延数	1,311 件	2,824 件	3,547 件	4,050 件	4,372 件	

3) 権利擁護業務

【事業内容】

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供する。特に、①成年後見制度の活用促進、②虐待事例等における老人福祉施設等への措置、③高齢者虐待への対応、④困難事例への対応、⑤消費者被害の防止に努める。

【現状と課題】

- ・地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待や消費者被害、身寄りのいない高齢者の介護・福祉サービス、財産管理、身元保証（金銭管理・医療同意・身元引取）等のケースについて関係機関と連携しながら対応を行っているが、法や制度の活用のみによっては短期的に解決し難い困難事例も多く、内容が複雑化してきている。
- ・高齢者虐待の事案に対する対応や支援のあり方について、関係機関から地域包括支援センターに対し、対応マニュアルやガイドラインの提示が求められており、関係者による共有が必要となっている。

<権利擁護事業の実施状況>

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
権利擁護に関する相談	延べ 29 件	延べ 27 件	延べ 28 件	延べ 112 件	延べ 130 件	
成年後見制度相談事業	延べ 7 件	延べ 12 件	延べ 7 件	延べ 8 件	延べ 51 件	成年後見制度の利用に関する相談を行う。
地域福祉権利擁護事業（利用に結びついた件数）	7 件	3 件	11 件	8 件	4 件	社会福祉協議会と連携し、制度の周知を行うと共に高齢者の生活支援、金銭管理等を行う。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【事業内容】

包括的・継続的ケアマネジメントを目指し、①ケアマネジャーと関係機関の連携の支援および地域の連携・協力体制の整備、②ケアマネジャーのネットワークの構築と活用、③ケアマネジャーへの個別指導・相談および事例検討会や研修会等の実施、④困難事例への指導・助言を行う。

【現状と課題】

- ・月1回スキルアップや情報収集の場として居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施している。有志の集まり（ひよこクラブ 鷹の爪クラブ）は、事業所の枠を越えて悩みを相談できたり困難ケースを検討できたりする場となっている。一方、ケアマネジャーのレベルに差があり、一律の研修では対応しきれない現状がある。
- ・地域ケア会議の位置づけが不明確で、虐待防止介入ネットワーク会議として、養護者による高齢者虐待の緊急性、分離、措置の判断を要するケースの合意形成の場となっている。

<包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施状況>

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
ケアマネジャー研修会・介護予防プラン作成研修	10 回	10 回	12 回	11 回	10 回	ケアマネジャーに対して情報の提供や研修会を開催する。
地域ケア会議の開催	1 回	3 回	6 回	1 回	0 回	22 年1件、23 年1件、24 年1件措置入所

(3) 任意事業

1) 介護給付等適正化事業

【事業内容】

不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う。

【現状と課題】

- ・認定調査員の資質向上のため定期的に学習会を実施するほか、認定調査員による調査票を専門員がチェックを行っている。
- ・住宅改修については、工事内容や金額の妥当性を判断するために、担当者が出向いて確認している。平成 26 年度からは理学療法士の資格を持つ職員も同行している。
- ・介護サービス利用状況確認のため、利用者に2か月に1回介護給付費通知を送付している。
- ・ケアプランの点検は取り組めていない。

2) 家族介護支援事業

【事業内容】

介護方法の指導や、要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、①家族介護支援事業、②認知症高齢者見守り事業、③家族介護継続支援事業など、必要な事業を実施する。

【現状と課題】

- ・高齢者支援センターが主体となって、家族介護教室および認知症介護教室を実施している。家族介護教室は、介護知識・技術の習得や参加者同士の交流の場となるほか、高齢者支援センターとの関わりを深めることができる場となっている。一方、認知症介護教室は、認知症への理解を深めるとともに、地域で生活する高齢者を支える仲間等として、各種事業への誘いかけや地域交流にもつながっている。
- ・家族介護者交流事業や家族会開催支援事業は、介護者相互の交流や介護者のリフレッシュに一定の成果はあるものの、内容や参加者の固定化などが見られ、実施方法等の見直しが必要である。
- ・地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用、ボランティア等による見守り訪問活動などには取り組めていない。

＜家族介護支援事業の実施状況＞

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
家族介護教室	延べ 53 人	延べ 93 人	延べ 108 人	延べ 112 人	延べ 92 人	介護者の集いを開催し、介護者の負担軽減を図る。
認知症介護教室	延べ 47 人	延べ 26 人	延べ 95 人	延べ 62 人	延べ 72 人	認知症の理解を深める場や地域交流の場を設ける。
家族介護者交流事業（元気回復事業）	34 人	59 人	30 人	32 人	29 人	介護者の交流できる場を提供し、介護に対するリフレッシュを図る。
家族会開催支援事業	6 回	5 回	8 回	9 回	10 回	デイサービスやグループホーム等における家族会の開催を支援する。
認知症サポーター養成事業	延べ 448 人	延べ 256 人	延べ 475 人	延べ 153 人	延べ 414 人	地域の依頼を受け、サポーター養成講座を行う。
認知症キャラバンメイト支援養成事業	年6回の 連絡会と 研修会・ 啓発活動	年6回の 連絡会と 研修会・ 啓発活動	年6回の 連絡会と 研修会・ 啓発活動	年6回の 連絡会と 研修会・ 啓発活動	年6回の 連絡会と 研修会・ 啓発活動	認知症キャラバンメイトの養成を継続的に行う。
寝たきり老人等介護激励金	79 人	79 人	100 人	96 人	104 人	在宅で寝たきり、または認知症の高齢者を介護されている介護者に支給する。

3) その他の事業

【事業内容】

介護保険事業の運営の安定化および被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、①成年後見制度利用支援事業、②福祉用具、住宅改修支援事業、③認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、④地域自立生活支援事業（◎高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、◎介護サービスの質の向上に資する事業、◎地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、◎家庭内への事故等への対応の体制整備に資する事業、◎高齢者の生きがいと健康づくり推進事業）を実施する。

【現状と課題】

- ・地域支援事業実施要綱に掲げられている上記事業は下記のとおりほぼ実施しているが、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業が未実施となっている。
- ・成年後見制度の利用支援（審判の請求、費用負担、報酬助成）を実施することにより、権利擁護の観点に立った支援調整や、疎遠になっていた家族支援等につながっている。法定後見制度は、親族調整をはじめ、事務の煩雑さや、後見（保佐、補助）人候補者の調整、専門職後見の報酬額等の課題が多い。
- ・生きがい活動支援事業は、介護認定が必要か否かのボーダーライン層の人を対象として、生きがい活動の場を提供することにより介護予防につながるほか、認知症を早期に発見でき、早い時期での介護保険への移行に結びついている。一方、利用基準や終期がないなど、事業実施基準にあいまいさや、実施運営体制にも課題がある。
- ・事業の趣旨・目的や基準などがあいまいなまま継続実施されている事業があり、見直しが必要である。

<その他の事業の実施状況>

事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内容
成年後見制度等 利用支援事業	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	親族等がいなかったり経済的な理由のため成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の請求やその費用負担、また報酬の助成の支援を行う。
住宅改修支援事業 (理由書作成)	29 件	23 件	20 人	27 人	11 人	適正な住宅改修のための理由書作成の支援を行う。
介護相談員設置 事業 (派遣回数)	延べ 221 回	延べ 320 回	延べ 300 回	延べ 313 回	延べ 317 回	利用者と介護保険事業者のパイプ役として、介護相談員を養成し、相談機能の充実を図る。
ひとり暮らし高齢 者ふれあい給食 事業補助	延べ 1,476 食	延べ 1,545 食	延べ 1,231 食	延べ 1,380 食	延べ 1,437 食	ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者に対し友愛訪問・安否確認を兼ねて給食を届ける。各年 23 回。
高齢者 24 時間 対応型安心シス テム事業	63 件	75 件	74 件	84 件	88 件	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人に、事故等による通報に随時対応するための体制整備(電話を受付、適正なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等)を行う。
生きがい活動支 援通所事業 (延べ人数・回数)	2,238 人 367 回	2,439 人 322 回	2,427 人 323 回	2,246 人 331 回	1,963 人 329 回	家に閉じこもりがちな高齢者に趣味等の生きがい活動の機会と場を提供する。
高齢者住宅小規 模改造助成	12 件	8 件	6 件	7 件	5 件	在宅での生活を支援するために、住宅改造を必要とする人に住宅改造に必要な経費の助成を行う。
外出支援サービ ス事業	21 人	26 人	20 人	8 人	4 人	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人で公共の交通機関を利用できない人に通院等の送迎を行う。
高齢者ホームヘル パー派遣事業 (通院介助)	8 人	12 人	3 人	1 人	1 人	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人で公共交通機関を利用できない人にホームヘルパーを派遣し、通院等の介助を行う。
高齢者ホームヘル パー派遣事業	17 人	12 人	21 人	22 人	22 人	週1回の生活援助のホームヘルパー派遣を行う。
生活管理指導短 期宿泊事業	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	体調が不良な状態に陥った場合などに老人ホーム等に一時的に宿泊していただき、生活の管理指導を行う。
福祉工房事業	22 回	23 回	27 回	21 回	20 回	福祉工房「あぼし」を拠点に、自具・福祉用具等の相談・啓発・作成等を行う。

(4) 地域支援事業の推移

地域支援事業のうち、主な実績の推移をまとめると次のとおりです。

■地域支援事業の主な実績の推移

区分	項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
基礎数値	高齢者人口	人	8,809	9,032	9,168	9,713	10,268
(1)介護 予防事業	二次予防事業対象者数	人	82	27	20	16	22
	運動機能向上事業	人	25	26	26	26	26
	健康教育事業	人	1,553	856	1,196	925	1,329
	いきいき百歳体操	人	—	171	191	468	645
(2)包括的 支援事業	実態把握事業	人	474	545	160	308	—
	権利擁護に関する相談	件	29	27	28	112	130
	成年後見制度相談事業	件	7	12	7	8	51
	地域福祉権利擁護事業	件	7	3	11	8	4
	相談実件数	件	915	1,650	2,655	2,896	2,948
(3)任意 事業	家族介護教室	人	53	93	108	112	92
	認知症介護教室	人	47	26	95	62	72
	介護相談員設置事業	人	221	320	300	313	317
	高齢者24時間対応型安心システム事業	件	63	75	74	84	88

平成21年度の実績を基準として伸び率を算出すると次のとおりで、事業によって違いがあります。

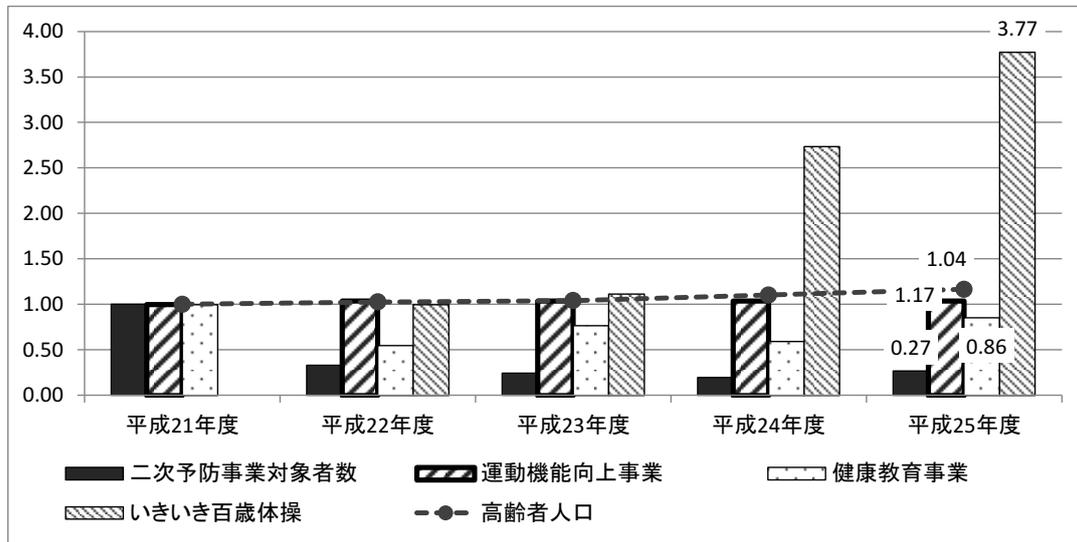
■平成21年度実績を1.00とした場合の伸び率

区分	項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
基礎数値	高齢者人口	1.00	1.03	1.04	1.10	1.17	
(1)介護 予防事業	二次予防事業対象者数	1.00	0.33	0.24	0.20	0.27	
	運動機能向上事業	1.00	1.04	1.04	1.04	1.04	
	健康教育事業	1.00	0.55	0.77	0.60	0.86	
	いきいき百歳体操	-	1.00	1.12	2.74	3.77	※平成22年度を1として
(2)包括的支 援事業	実態把握事業	1.00	1.15	0.34	0.65	-	
	権利擁護に関する相談	1.00	0.93	0.97	3.86	4.48	
	成年後見制度相談事業	1.00	1.71	1.00	1.14	7.29	
	地域福祉権利擁護事業	1.00	0.43	1.57	1.14	0.57	
	相談実件数	1.00	1.80	2.90	3.17	3.22	
(3)任意 事業	家族介護教室	1.00	1.75	2.04	2.11	1.74	
	認知症介護教室	1.00	0.55	2.02	1.32	1.53	
	介護相談員設置事業	1.00	1.45	1.36	1.42	1.43	
	高齢者24時間対応型安心システム事業	1.00	1.19	1.17	1.33	1.40	

① 高齢者人口と介護予防事業の伸び率の比較

介護予防事業のうち、「いきいき百歳体操」は高齢者人口の伸び率を大きく上回る伸びを示していますが、そのほかの「二次予防事業対象者数」「運動機能向上事業」「健康教育事業」については伸び率が下回っています。

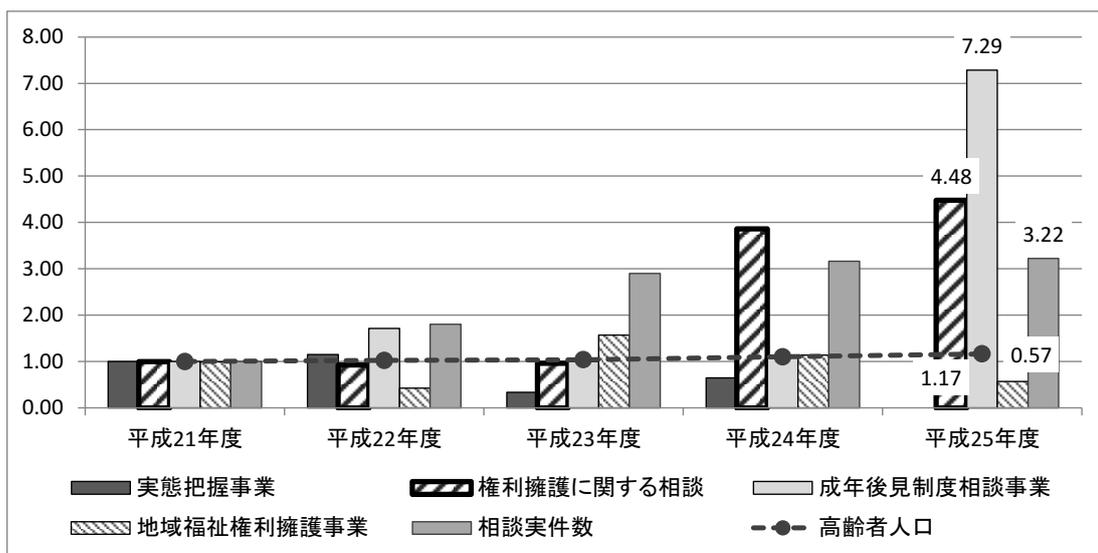
■介護予防事業の伸び率



② 高齢者人口と包括的支援事業の伸び率の比較

包括的支援事業のうち、「権利擁護に関する相談」「成年後見制度相談事業」「相談実件数」は高齢者人口の伸び率を上回る伸びを示しています。特に「成年後見制度相談事業」は近年急増しています。「実態把握事業」「地域福祉権利擁護事業」については伸び率が下回っています。

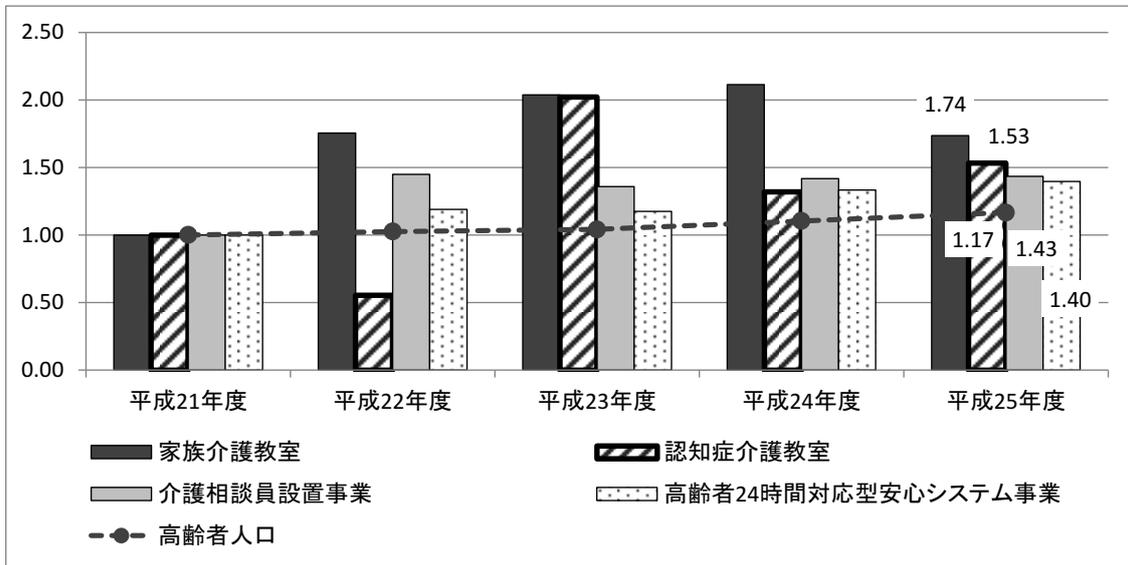
■包括的支援事業の伸び率



③ 高齢者人口と任意事業の伸び率の比較

包括的支援事業の「家族介護教室」「認知症介護教室」「介護相談員設置事業」「高齢者 24 時間対応型安心システム事業」は高齢者人口の伸び率を上回る伸びを示しています。

■任意事業の伸び率



6. 地域包括ケアシステム構築へ向けた湖南省の課題

(1) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療の推進や自宅での看取りを支える体制づくりが求められているなかで、介護・医療・福祉の従事者による湖南省介護・医療・福祉連携懇談会が定期的に行われており、事例を通して制度の知識取得や問題点の共有につながっています。

今後は、地域の課題としての共通認識やその課題解決策の立案に向けて、関係機関によるワーキング会議の組織づくりをはじめ、地域の医療・福祉資源の把握および活用、医療と介護の連携拠点の設置、在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援、在宅看取りに向けた啓発などに取り組む必要があります。

(2) 認知症施策の推進

本市の高齢者の約4人に1人が認知症のリスク該当者であり、今後高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加していくことが予測されます。また、若年性認知症への対応も求められています。

今後は、認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関等の関係機関との連携や地域との協働のもとに、早期対応のしくみづくり、予防のための知識・生活習慣の普及、若年性認知症への支援体制づくり、介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援などに取り組む必要があります。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢化の進行とともに要介護認定者数は増加を続け、2025年（平成37年）には認定者数が3千人を超えると見込まれます。これまでの介護予防の取り組みを検証するとともに、圏域ごとの各種リスク者の実態をふまえながら、より効果的な介護予防事業の推進や、高齢者の自立支援のための体制の構築を図る必要があります。

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など、生活支援を必要とする高齢者が増加しています。新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業を含め、地域包括ケアシステムの構築へ向けて、多様な担い手による生活支援サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

(4) 介護サービスの充実と高齢者の居住安定に係る施策との連携

本市の高齢者の多くが、介護が必要となっても現在の住居や地域で暮らすことを望んでいます。在宅生活の限界点をどのように高めていくかという視点から、地域密着型サービスの充実や、医療と介護の連携、高齢者の住まいの確保等を図るとともに、介護サービスの質の向上や適切な利用を促進する必要があります。

また、サービス付き高齢者向け住宅等も含め、高齢者ニーズの動向や事業者の動向をふまえ、今後の施設・居住系サービス等高齢者の居住安定に係る供給量を検討する必要があります。

さらに、高齢者の安定した居住環境の確保は地域包括ケアシステムの課題のひとつであり、関係部局、関係機関との連携によって横断的に取り組む必要があります。

(5) 地域包括支援センター体制の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築するうえで重要な役割を担っています。高齢者支援センターとの連携による相談支援体制の充実をはじめ、新たな業務としての在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービス提供体制の整備など、着実に推進するための体制強化を図る必要があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標と基本施策

1. 基本理念

本市の高齢化は県下の他市と比較しても急速なテンポで進んでおり、その備えとして、高齢者が心身の健康を維持しながら、安心して、いきいきとして暮らすことのできるまちづくりが急務といえます。

そのためには、介護が必要となっても、また高齢者のみの世帯やひとり暮らしであっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築することが重要となっています。

また、高齢者の健康寿命を伸ばし、いつまでも元気に地域社会に参画し、高齢者自身も生活支援等の担い手となることが期待されます。

このため、生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりと介護予防の推進、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進等の地域支援事業の充実、多様な担い手による新しい総合事業、地域包括支援センターの機能強化や介護サービスの充実などに積極的に取り組みます。

特に予防給付から新しい総合事業への移行にあたっては、市民や各種団体、NPO など多様な担い手としての参加が欠かせません。共助のしくみとして創設された介護保険制度を持続可能なしくみとするためには、市民や事業者等が互いに力を持ち寄り、助け合う「互助」の取り組みが必要です。

このような考え方から、本市では、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して、基本理念を次のとおり掲げます。

高齢者がいきいきと自分らしく、
住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
湖 南 市

2. 基本目標と基本施策

基本目標1 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

(1) 生きがいくりと社会参加活動の促進

高齢期の生活を充実したものにすることは、生活の質を高め、ひいては健康寿命の延伸につながります。一人ひとりの高齢者が仕事や趣味などの生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動などの社会参加の場づくりや、仲間づくりのための機会創出に努めます。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

要支援・要介護認定を受けずに、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けるためには、健康部門や生涯学習部門とも連携した体系的な健康づくりの取り組みが必要であり、各種介護予防事業を充実させるとともに、高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組めるような体制を築くことが重要となります。それをふまえ、今後は一次予防事業・二次予防事業を区別せず、新しい介護予防事業として、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業を推進するとともに、高齢者リハビリテーション*の理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進します。

※高齢者リハビリテーションとは…生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すものである。

基本目標2 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

(3) 生活支援サービス等の提供体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加などをふまえ、さまざまな立場の高齢者がいつまでも安心して生活を送るためには、住まいの整備や生活の場の確保とともに、外出支援や家事援助、配食など、自立した生活の維持につながる生活支援のしくみづくりが必要となります。このため、新たな介護予防・日常生活支援総合事業として、専門的な生活支援サービスに加えて、地域住民やボランティア、NPO等の多様な担い手による多様なサービスの提供体制の構築を図ります。そして、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などを見守る地域福祉活動の育成を進め、地域全体で高齢者を支援する環境づくりを目指します。

(4) 総合的な認知症ケアの体制づくり

認知症高齢者を地域で支えるために早期診断・早期対応等を行う医療機関等との連携や予防と早期対応のしくみづくりに取り組むとともに、認知症ケアパスの作成など認知症の状態に応じた相談・支援体制の構築、若年性認知症への支援、介護者の負担軽減を図ります。

また、認知症サポーターの養成をはじめ、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(5) 権利擁護の推進

認知症で適切な意思表示ができない高齢者や、虐待等で他者から権利の侵害を疑われる高齢者など、困難な状況にある高齢者が自らの権利を理解し行使できるような支援を行う必要があります。そのため、成年後見制度の啓発や利用の促進、民生委員児童委員や自治会等の地域組織の関係機関や団体と連携した高齢者の権利擁護のためのネットワーク構築など、高齢者の尊厳の保持と権利擁護に努めます。

(6) 医療と介護の連携

高齢者の在宅療養を支え、在宅での看取りを可能なものとするため、地域の医療・福祉資源の把握および活用を図りながら、在宅医療をとりまく環境整備、医療と介護の連携拠点の設置、情報の共有支援など在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

(7) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、地域包括ケアシステムの重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化、体制充実を図ります。介護サービスの実施にあたっては、地域包括支援センターを中心とする「地域ケア会議」を通じて、介護サービス事業者や医療機関との連携を図りながら、必要な情報の共有化に努め、相談体制の充実と介護サービスの質の向上を図ります。

基本目標3 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

(8) 介護保険サービスや住まいなどの基盤整備

介護が必要な高齢者が自分に合った介護サービスを適切に受けられるためには、多様なニーズに対応した介護サービスの充実と質の向上が必要となります。

在宅での生活の継続を希望する高齢者が多いこと、認知症高齢者の増加が予測されることなどをふまえ、地域密着型サービスや居宅サービスなど、ニーズに応じた介護サービスの基盤を整備するとともに、在宅での介護が継続できるよう、要介護高齢者を介護している家族に対して、身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ります。

また、高齢者の住まいに係る施策との連携を図るとともに、重度の要介護者や施設を必要とする高齢者の状況をふまえながら施設サービスにおける重度者の優先利用を促進します。

(9) 介護保険事業の円滑な運営

公平・公正で迅速な要支援・要介護認定体制を継続するとともに、給付の適正化、円滑化と進捗管理を推進します。また、サービスの質の向上のため、ケアマネジャーや事業者の資質向上へ向けた支援、苦情への適切な対応、利用者への情報提供の充実に努めます。

基本理念：高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省

基本目標	基本施策	事業
1 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち	(1) 生きがいくりと社会参加活動の促進	①生きがいくり支援と居場所づくりの推進 ②社会活動への参加促進
	(2) 健康づくりと介護予防の推進	①健康づくりの推進 ②総合的な介護予防事業の推進
2 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち	(3) 生活支援サービス等の提供体制の整備	①多様な主体による生活支援サービスの創出 ②生活支援サービスの充実 ③緊急時・災害時の支援対策の強化 ④介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援
	(4) 総合的な認知症ケアの体制づくり	①早期対応のしくみづくり ②予防のための知識・生活習慣の普及 ③若年性認知症への支援体制づくり ④支え合える地域づくりの推進
	(5) 権利擁護の推進	①虐待予防のための啓発 ②迅速で適切な虐待対応 ③関係機関との連携強化 ④権利擁護支援システムの確立 ⑤権利擁護に関する制度の周知
	(6) 医療と介護の連携	①在宅医療を支える環境整備 ②地域の医療・福祉資源の把握と活用 ③連携の課題抽出と対応の協議 ④医療と介護の連携拠点の設置 ⑤在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援 ⑥多種連携のための研修 ⑦二次医療機関内における連携の推進 ⑧在宅看取りに向けた啓発
	(7) 地域包括支援センター機能の充実	①地域包括支援センターの体制整備 ②高齢者支援センターとの連携強化 ③地域包括支援センター業務の着実な執行 ④地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検
3 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち	(8) 介護保険サービスや住まいなどの基盤整備	①在宅生活を支えるための居宅介護サービスの整備 ②介護保険施設サービス利用の適正化 ③サービスの質の向上 ④多様な住まいの確保
	(9) 介護保険事業の円滑な運営	①給付の適正化の推進 ②ケアマネジメントの適正化 ③受給者の理解の促進 ④要介護認定の適正化 ⑤適正な財政運営の推進 ⑥計画の進捗管理と評価

3. 日常生活圏域の設定

これまで湖南省では、地域の主な特性を考慮して日常生活圏域を中学校区の4圏域と定め、地域包括支援センターを中心に圏域内のさまざまな社会資源の連携体制の強化を進めてきました。

第6期においても日常生活圏域を中学校区の4圏域とします。

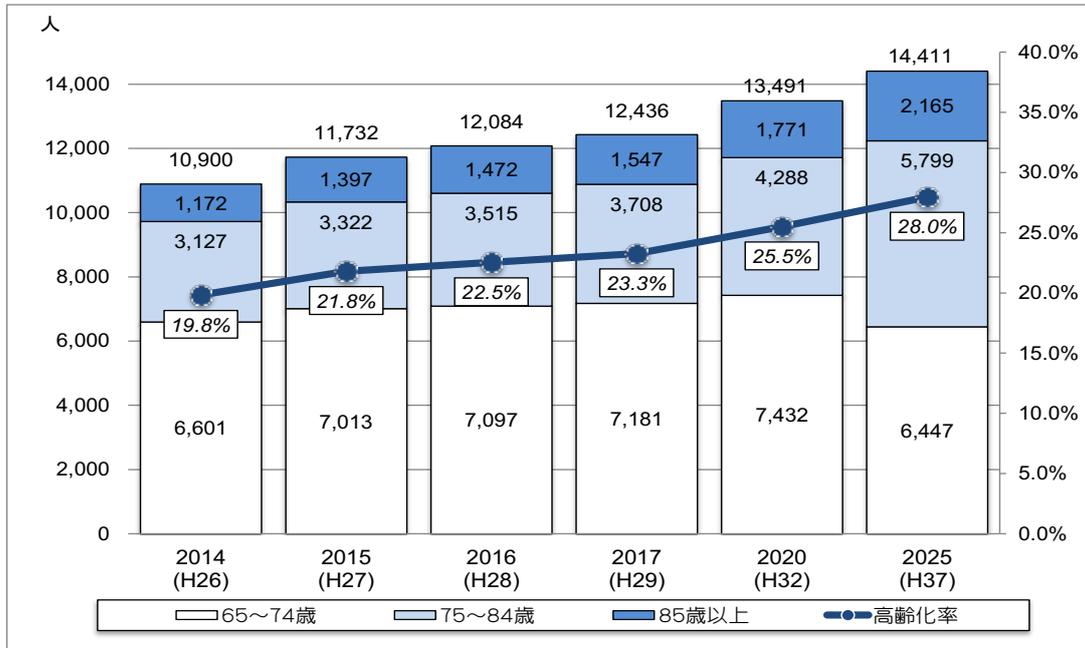
なお、地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定されています。

第4章 2025年度（平成37年度）の推計

1. 高齢者数と要介護認定者数の見込み

2025年（平成37年）における高齢者数は14,411人、高齢化率28.0%に達すると見込まれます。また要介護認定者数は3,367人、第1号認定率は22.9%に達すると見込まれます。

■ 計画期間における高齢者人口の推移（再掲）



■ 認定者数と認定率の推移と推計（再掲）



2. 介護保険給付の方針

(1) 介護予防（予防給付）

■介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、平成29年度以降、専門的なサービスと多様な担い手による生活支援サービス等による新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

(2) 介護給付

■居宅サービス、地域密着型サービスについては、認定者数や認知症者の増加に伴い、事業所やケアマネジャーの確保により提供量の充実を図ります。

地域密着型サービスについては各圏域での整備が進んできましたが、残された課題として、日枝中学校区に小規模多機能型居宅介護1か所の設置を見込みます。

■ケアマネジャー・アンケートでは特別養護老人ホームへの入所を申し込んでいる人が107人で、そのうち在宅生活の継続が難しい要介護3以上の人が34人となっています。高齢者の住まいの場としての施設サービスについては、平成26年度にサービス付き高齢者向け住宅が整備されたこと、近隣地域での施設整備が予定されていることから、第6期においては市内での新たな施設整備は見込みません。ただし、介護老人福祉施設に併設されていた一時保護用の居室を入所に転換される予定があるため、これらの施設利用によるサービスの利用を見込みます。

3. 2025年度までの介護サービスの見込み

(1) 介護サービスの見込み量

【介護予防】

単位：回（日）、人/月当たり

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問介護	人数(人)	64	70	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	94	122	161	236	352
	人数(人)	28	34	43	55	68
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	118	128	152	219	347
	人数(人)	9	9	10	12	15
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	3	4	5	6	8
介護予防通所介護	人数(人)	53	54	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	37	39	44	57	71
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	7	8	10	19	36
	人数(人)	1	1	1	1	2
介護予防短期入所療養介護	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	80	94	114	145	179
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	3	3	4	5	6
介護予防住宅改修	人数(人)	2	3	3	3	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	3	4	3	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数(人)	178	196	152	193	245

【介護】

単位：回（日）、人/月当たり

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
(1) 居宅サービス						
訪問介護	回数(回)	4,241	4,526	4,935	6,529	9,450
	人数(人)	222	228	234	280	345
訪問入浴介護	回数(回)	176	189	198	215	292
	人数(人)	29	32	34	37	45
訪問看護	回数(回)	689	684	706	808	949
	人数(人)	141	141	145	169	208
訪問リハビリテーション	回数(回)	613	671	729	907	1,375
	人数(人)	58	63	69	82	101
居宅療養管理指導	人数(人)	40	50	60	75	92
通所介護	回数(回)	4,062	3,050	3,392	4,209	5,295
	人数(人)	438	330	366	451	547
通所リハビリテーション	回数(回)	1,228	1,355	1,494	1,664	1,818
	人数(人)	165	185	209	250	307
短期入所生活介護	日数(日)	974	980	1,001	1,134	1,886
	人数(人)	150	162	178	211	262
短期入所療養介護	日数(日)	106	118	142	202	313
	人数(人)	25	33	41	52	62
福祉用具貸与	人数(人)	491	524	559	691	858
特定福祉用具購入費	人数(人)	13	14	16	19	23
住宅改修費	人数(人)	10	11	12	14	18
特定施設入居者生活介護	人数(人)	12	12	11	13	16
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	985	1,021	1,062	1,371	1,820
	人数(人)	91	92	94	114	139
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	66	83	127	145	177
	認知症対応型共同生活介護	人数(人)	35	35	36	42
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	78	78	78	94	114
複合型サービス	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護(仮称)	回数(回)		1,435	1,596	1,981	2,492
	人数(人)		155	172	212	258
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	132	132	132	156	192
介護老人保健施設	人数(人)	91	90	90	131	131
介護療養型医療施設	人数(人)	25	25	25	0	0
(4) 居宅介護支援	人数(人)	745	785	827	958	1,166

(2) 介護保険給付費の見込み

○サービス見込み量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。

○介護報酬改定（マイナス2.27%）の影響を見込んでいます。

○地域区分として、第6期は新7級地となります。

【介護予防】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス	68,472	73,586	50,743	68,094	91,983
介護予防訪問介護	12,975	13,859	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,121	7,929	10,466	15,304	22,887
介護予防訪問リハビリテーション	4,045	4,409	5,235	7,508	11,916
介護予防居宅療養管理指導	494	603	791	1,024	1,272
介護予防通所介護	18,721	18,062	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	18,362	19,992	23,920	30,991	38,499
介護予防短期入所生活介護	525	632	828	1,470	2,842
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,937	4,566	5,534	7,029	8,680
特定介護予防福祉用具購入費	512	552	621	746	921
介護予防住宅改修	2,780	2,982	3,348	4,022	4,966
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス	2,005	1,944	2,466	2,356	2,915
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,005	1,944	2,466	2,356	2,915
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護(仮称)		0	0	0	0
(3) 介護予防支援	9,303	10,244	7,926	10,076	12,774
合計	79,780	85,774	61,135	80,526	107,672

【介護】

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス	956,854	889,213	954,930	1,148,632	1,507,730
訪問介護	134,963	142,531	153,990	201,751	289,338
訪問入浴介護	24,236	26,025	27,165	29,637	40,110
訪問看護	55,318	54,463	56,071	64,857	77,515
訪問リハビリテーション	21,361	23,358	25,422	31,682	48,119
居宅療養管理指導	7,583	10,010	12,596	16,030	19,416
通所介護	369,137	272,073	298,630	368,337	467,053
通所リハビリテーション	121,623	135,841	152,087	169,827	182,402
短期入所生活介護	98,003	96,995	97,380	105,833	176,645
短期入所療養介護	11,522	13,014	15,824	22,788	35,578
福祉用具貸与	71,267	72,623	73,256	87,756	110,294
特定福祉用具購入費	2,989	3,254	3,553	4,235	5,141
住宅改修費	10,605	11,412	12,341	14,637	17,762
特定施設入居者生活介護	28,247	27,614	26,615	31,262	38,357
(2) 地域密着型サービス	590,289	755,557	875,626	1,047,779	1,311,540
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	115,576	119,519	124,400	161,370	214,602
小規模多機能型居宅介護	140,550	175,750	274,967	315,207	390,791
認知症対応型共同生活介護	103,546	102,082	105,555	122,222	149,850
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	230,617	230,172	230,172	275,645	336,507
複合型サービス(看護小規模多機能居宅介護)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護(仮称)		128,034	140,532	173,335	219,790
(3) 施設サービス	790,756	787,668	787,668	889,023	995,027
介護老人福祉施設	397,248	396,481	396,481	470,503	581,286
介護老人保健施設	286,437	284,323	284,323	418,520	413,741
介護療養型医療施設	107,071	106,864	106,864		
(4) 居宅介護支援	120,085	125,419	131,364	152,158	185,440
合計	2,457,984	2,557,857	2,749,588	3,237,592	3,999,737

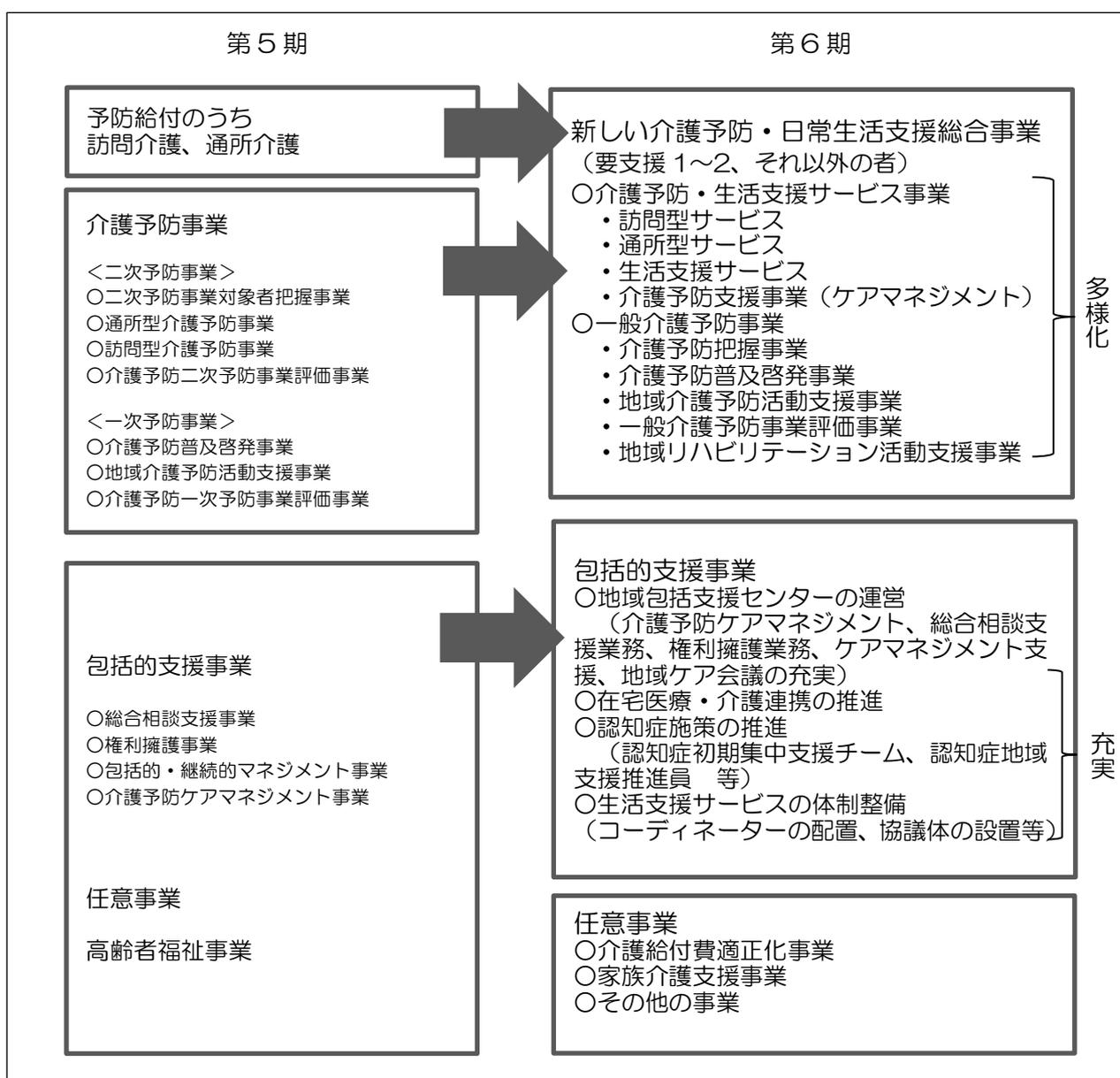
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総給付費	2,537,764	2,643,631	2,810,723	3,318,118	4,107,409

4. 第6期の地域支援事業の方針と2025年度までの地域支援事業費の見込み

(1) 地域支援事業の構成

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能の構築を目的としています。

介護保険法の改正により、これまで要支援者に対して全国一律の基準で給付を行ってきた介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市区町村が実施する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に位置づけられるなど、平成27年度からは、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」という。）」と重点取り組み事項関連業務を加えた「包括的支援事業」、「任意事業」の3つで構成されます。



(2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

① 実施の時期

介護予防訪問介護と介護予防通所介護を「新しい総合事業」に位置づける見直しは、既存の介護事業者によるサービスに加え、多様な主体（NPO、民間企業、市民ボランティア等）によるサービスが提供されることでサービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指して行われました。

新しい総合事業の実施においては、従来の予防給付によるサービスと同等のサービスの確保に加え、費用の効率化を図りながら、かつ利用者や事業者が混乱することなく移行するために、多様な主体によるサービス提供の体制整備や市の特性を生かした取り組みなど、一定の準備期間が必要と考えます。そのため、新しい総合事業については経過措置期間を活用し、平成29年度から実施することとします。

② 新しい総合事業の実施の方針

新しい総合事業では、協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置等を通じて、地域の支え合い体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、元気な高齢者をはじめ市民が担い手として積極的に参加する支援まで、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに 대응していきます。

地域の支え合い体制づくりに当たっては、次の4要素を備えた地域像を目指し、助け合いの実情を十分に把握したうえで足りない活動を創出していく取り組みを進めます。

<目指す地域像の基本的要素>

- ①誰もがいつでも気軽に集まる場所があり、日常的な助け合いが行われている。
- ②地縁組織が、幅広く随時対応の助け合いを行っている。
- ③NPO等が、地縁組織ではカバーできていないテーマ型（家事援助、移動、配食など）の助け合いを行っている。
- ④地縁組織とNPO等が、ネットワークを組み必要なサービスを提供している。

本市では、既にサロン活動や介護予防の取り組みなどを地域で実践されている地縁組織やボランティア団体、NPOがあります。今後は、区・自治会や老人クラブをはじめとする従来型の地縁組織による支え合い活動の活性化を図るとともに、新しい地縁組織であるまちづくり協議会にもサービスの担い手として活動していただけるよう支援していきます。また、地縁組織ではカバーしきれないサービスの担い手となる、有志の市民の活動やNPOの活動の支援・奨励を積極的に行っていきます。

なお、サービスの利用に当たっては、これまでどおり、地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、自立支援の観点からその人によりふさわしいサービスの利用を実現します。

■介護予防・生活支援サービス事業

類型	項目	内容	主体
訪問型サービス	訪問介護 (ヘルパー派遣事業) 〔現行の訪問介護〕	専門職による生活支援 (身体介護・生活援助)	訪問介護事業者の 訪問介護員
	訪問型サービスA (訪問型サポート事業) 〔緩和基準サービス〕	日常生活の支援	主に訪問介護事業者の 従業者
	訪問型サービスB (訪問型ミニサポート事業) 〔住民主体による支援〕	軽度の生活支援(掃除、ゴミ出し、 洗濯等)・見守りのための訪問	NPO、ボランテ ィア主体
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス事業) 〔退院後などの集中支援〕	保健師等による生活機能の改善 に向けた支援等	保健・医療の専門 職(市)
	訪問型サービスD (移動支援事業)	移送前後の生活支援(準備・病院 付き添い)	NPO、ボランテ ィア主体
通所型サービス	通所介護(身体機能向上型) 〔現行の通所〕	デイサービス (一日・半日・ショート)	通所介護事業者の 従事者
	通所型サービスA (生きがいづくり型) 〔緩和基準サービス〕	「生きがいデイサービス事業」的 な日中活動の場・認知症予防	主に通所介護事業者の 従事者+ボラン ティア
	通所型サービスB (サロン型) 〔住民主体による支援〕	居場所づくり、つどいの場	NPO、ボランテ ィア主体
	通所型サービスC (教室型) 〔短期集中予防サービス〕	生活機能を改善するための運動 機能向上栄養改善等のプログラ ム	保健・医療の専門 職(市)
その他の生活支援サービス		栄養改善を目的とした配食や、ひ とり暮らし高齢者等への見守り など	NPO、ボランテ ィア主体
介護予防ケアマネジメント		総合事業によるサービス等が適 切に提供できるよう援助	地域包括支援セン ター

なお、移行後の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービスおよび通所型サービスの各類型への移行については、現行の予防訪問介護および予防通所介護利用者の下記割合により利用者数を想定し、サービス提供体制の整備を図ることとします。

サービス名	サービスの類型	割合
訪問型サービス	現行の訪問介護相当	50%
	A 緩和した基準によるサービス	20%
	B 住民主体による支援	25%
	その他	5%
通所型サービス	現行の通所介護相当	70%
	A 緩和した基準によるサービス	15%
	B 住民主体によるサービス	10%
	その他	5%

③ 新しい総合事業スタートまでの工程

平成 29 年 4 月に新しい総合事業に円滑に移行するために、下記工程表にそって平成 27 年度・平成 28 年度の 2 年の間において、ニーズや社会資源の洗い出し、多様な主体による多様なサービスの創出など、着実な準備を進めていくこととします。

■新しい総合事業開始工程表(予定)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事務手続	実施方針の策定	実施要綱の制定 指定基準の設定 単価・利用料の設定	4月 総合事業スタート	4月 すべての要支援認定者が総合事業に移行
生活支援サービスの整備	地域資源の洗い出し サービス創設の働きかけ コーディネーター・協議体の設置の検討	実施体制の確保 コーディネーター・協議体の設置		
市民等への周知・啓発	新制度の事業者への周知・説明	新制度の市民への周知・説明		

2) 一般介護予防事業の実施

新しい介護予防事業では、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から見直すとともに、介護予防を機能強化する観点から高齢者リハビリテーションの考え方に立った新事業を追加します。

見直しのねらいは次のとおりです。

- ◆ 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人をとりまく環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- ◆ 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- ◆ リハ専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防を機能強化する。

① 介護予防把握事業

地域の实情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

すべての高齢者を対象に、介護予防の知識の普及啓発を目的に健康教育や講演会等を実施するとともに、地域における団体等と連携しながら、健康の保持増進を進めていきます。

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する地域活動組織の育成および支援、介護予防に関する人材を育成するための研修等を実施します。

④ 一般介護予防事業評価事業

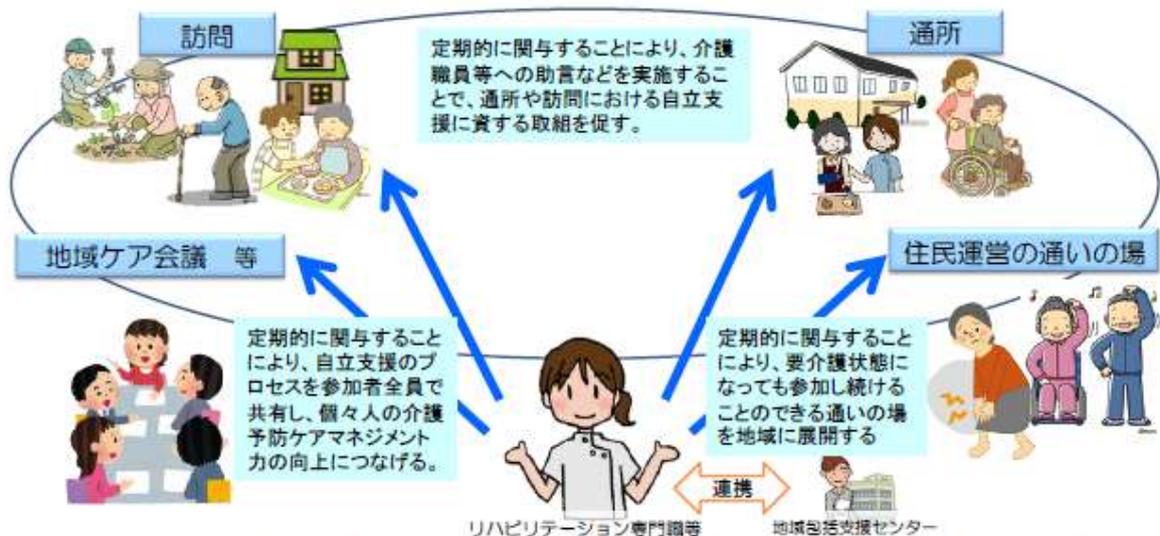
介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

資料：平成26年7月厚労省資料

(3) 包括的支援事業の実施

高齢者の自立支援や介護予防、総合相談や権利擁護、ネットワークづくりなど、高齢者が地域で安心していつまでも暮らせるしくみを地域の人々とともに構築していく事業です。

このほか平成27年度から、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等の業務が加わります。

① 総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスまたは制度の利用につなげるなどの支援を行います。

② 権利擁護事業

地域の住民、民生委員児童委員、ケアマネジャーなどの支援だけでは十分に問題解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、成年後見センター等関係機関と連携しながら高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

なお、高齢者虐待については、平成26年度に作成したマニュアルに基づき、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、関係機関による虐待防止等連携協議会を組織して虐待防止の連携体制を構築していきます。

③ 地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、その他関係機関の連携、在宅と施設の連携、協力体制の整備など、包括的かつ継続的なケア体制の構築を行います。また、地域のケアマネジャーに対する個別相談、指導等も行います。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域に共通した課題を明確化しながら地域のネットワーク構築につなげます。

そして、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていきます。

④ 在宅医療・介護連携の推進

医療・介護サービスについては、2025年に向け、高度急性期状態から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を行うことを目指した在宅医療・介護連携の推進が求められています。医師会等と協力し、在宅療養の支援を行う医療機関の状況を把握しながら、在宅医療・介護連携推進のための体制を充実させます。

- ◆ 在宅医療や看取りの希望をかなえるための人材（医師、看護師など）の確保に努めます。
- ◆ 在宅医療の環境整備のため、在宅療養支援病院、診療所が医療法で定義され、連携拠点機能や急変時に対応できる在宅医療提供体制の構築、介護を行う家族への支援などを促進します。在宅療養支援の中心的な役割を担う「かかりつけ医」の普及・定着を促進するとともに、急性期や回復期の医療機関との連携強化を図ります。
- ◆ 在宅介護や施設などでの看取りが少しでもスムーズに進むように、多職種連携ができる体制

を構築します。

⑤ 認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるために早期診断・早期対応等を行う医療機関等の状況を示すとともに、認知症ケアパスの作成など認知症の状態に応じた相談・支援体制を構築します。

- ◆ 認知症に関する相談に対して、早期の対応と支援を行うために、専門医や多職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置するとともに、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図るために認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェなど認知症地域支援推進事業を進めます。
- ◆ 若年性認知症への支援や介護者の負担軽減など、総合的な施策の推進を図ります。
- ◆ 認知症の正しい知識を普及するための認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの活動支援、自分で確認できるツールの作成等、住民への啓発活動を継続して推進し、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりに積極的に取り組みます。

⑥ 生活支援サービスの体制整備

ボランティア等生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域資源の開発やネットワーク化に取り組む生活支援コーディネーターの配置、多様なサービスの実施主体の情報共有、連携・共働を行う協議体の設置などを行い、生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。

- ◆ ボランティアセンターやシルバー人材センター等と連携しながら、多様な担い手による多様なサービスを介護予防・生活支援サービス事業として推進していきます。ミニデイサービスや掃除・洗濯等の生活支援サービスをNPO、民間事業所で行うしくみづくりを行います。
- ◆ 専門的な生活支援サービスについては、専門的な生活支援サービス事業として既存事業所に委託し通所介護・訪問介護サービスを実施します。

(4) 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	71,891	75,973	120,899	139,396	183,224
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,896	8,344	49,635	57,229	75,223
包括的支援事業・任意事業費	63,995	67,629	71,264	82,167	108,001

5. 2025年（平成37年）までの介護保険料の見込み

（1）介護保険事業に係る費用の見込み

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
給付費関係					
介護給付①	2,457,984	2,557,857	2,749,588	3,237,592	3,999,737
予防給付②	79,780	85,774	61,135	80,526	107,672
総給付費③=①+②	2,537,764	2,643,631	2,810,723	3,318,118	4,107,409
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額③'	5,740	10,860	12,152	14,899	18,287
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）③' = ③ - ③'	2,532,024	2,632,771	2,798,571	3,303,219	4,089,122
特定入居者介護サービス費等給付額④	100,500	101,384	102,563	119,362	144,413
補足給付の見直しに伴う財政影響額④'	11,597	19,613	20,886	24,307	29,408
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）④' = ④ - ④'	88,903	81,771	81,677	95,055	115,005
高額介護サービス等給付費⑤	35,789	36,867	37,945	41,155	43,963
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	5,993	6,174	6,354	6,892	7,362
保険給付費⑦=③'+④'+⑤+⑥	2,662,709	2,757,583	2,924,548	3,446,321	4,255,452
審査支払手数料⑧	2,835	2,971	3,128	3,676	4,488
標準給付費⑨=⑦+⑧	2,665,544	2,760,553	2,927,676	3,449,997	4,259,940
地域支援事業⑩	71,891	75,973	120,899	139,396	183,224
標準給付費と地域支援事業費の合計=⑨+⑩	2,737,435	2,836,526	3,048,575	3,589,393	4,443,164

（2）介護保険料の見込み（仮試算）（湖南省の12段階制の場合）

	第6期		平成32年度		平成37年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総給付費	4,830円	93.7%	5,529円	93.3%	6,335円	92.9%
在宅サービス	2,744円	53.2%	3,332円	56.2%	3,991円	58.6%
居住系サービス	238円	4.6%	256円	4.3%	290円	4.3%
施設サービス	1,847円	35.8%	1,941円	32.7%	2,054円	30.1%
その他給付費	193円	3.7%	204円	3.4%	232円	3.4%
地域支援事業費	133円	2.6%	194円	3.3%	249円	3.6%
保険料収納必要額（月額）	5,156円	100.0%	5,926円	100.0%	6,816円	100.0%
準備基金取崩額	67円	1.3%	0円	0.0%	0円	0.0%
基準保険料額（月額）	5,088円	98.7%	5,926円	100.0%	6,816円	100.0%

第2部 各論

基本施策の取り組み

(9) 介護保険事業の円滑な運営	④ 多様な住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 多様な住まい方の検討 サービス付き高齢者向け住宅との連携・活用 高齢者住宅小規模改造助成事業 		新	市高+市住 市高+市住+法人
	① 給付の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 適正化事業の実施目標の設定と公表 縦覧点検・医療情報の突合 国保連介護給付適正化システムの活用 事業者実地調査の実施 住宅改修・福祉用具の実地調査 国保連合会の給付費通知の送付 		新 ◎ 新 ◎ 新	市高
	② ケアマネジメントの適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用などによるケアプランの点検 地域ケア会議におけるケアマネジメント支援の推進 ケアマネ会議における事例検討や情報提供 	◎	新 新	市高 市高+社協+法人+NPO+民委ほか 市高+法人+NPO
	③ 受給者の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 適正化事業の目的の周知 介護保険制度の正しい理解の推進 		新	市高
	④ 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 専門職による認定調査内容の再点検 調査員研修会やeラーニングの実施 認定審査の迅速化と合議体間の平準化 	◎		
	⑤ 適正な財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> 収入に応じたきめ細かな負担額の設定 適正な債権管理事務の執行 	◎		
	⑥ 計画の進捗管理と評価	<ul style="list-style-type: none"> 目標・達成度の評価・点検 介護保険運営協議会への報告と検証 		新	

※◎印は重点事業

第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策Ⅰ 生きがいくりと社会参加活動の促進

事業Ⅰ-1. 生きがいくり支援と居場所づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 生きがいくり支援と居場所づくりの一環として、安心応援ハウス事業や小地域福祉活動、あつたかほ一む事業、まちづくり協議会における地域福祉活動など、地域が主体的に取り組む地域福祉活動を支援しています。
- ◆ 「安心応援ハウス事業」によるサロン活動は20か所の区・自治会等で実施されていますが、半数以上の地域で未実施であるほか、サロン活動の実施状況も地域によりばらつきが大きい現状です。

【課題と今後の方針】

- ◆ 安心応援ハウス事業は、その事業内容の実態が地域によってばらつきが大きいいため、補助金の支給要件の見直しを図るとともに、取り組み地域の拡充を図ります。また、事業に直接携わっているスタッフ同士の情報交換会の開催やサロン従事者養成研修会の実施など、サロン活動の内容の充実、推進を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	安心応援ハウス支援事業	地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、寝たきり等の予防および生きがいや交流ができる場所を市内のすべての地域で設置・運営されるよう支援します。
拡充	サロンスタッフ交流会の開催とボランティアスタッフの養成	他の高齢者サロンがどのような活動をしているか把握し合うことで、今後の活動がより活発かつ多様なものにつながることを目的に、各サロンの活動紹介・情報交換の場として交流会を設けます。また、新たなサロン運営の担い手となるボランティアを養成するための講座等を開催します。
継続	生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）	閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に、中学校区圏域ごとに通所による居場所を設け、社会的孤立感の解消、自立支援の助長および介護予防を図り、生きがいと社会参加の促進を図ります。
継続	敬老会の開催と敬老祝い金の支給	多年にわたり社会の進展に寄与されてきた高齢者を対象として敬老会を開催し、敬老祝金を支給して敬老の意を表すとともに、市民の敬老意識の高揚を図ります。

事業Ⅰ-2. 社会活動への参加促進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 老人クラブ活動、まちづくり協議会活動、ボランティア活動など、多様な社会参加の機会の拡充に努めています。
- ◆ シルバー人材センターと連携し、働く意欲のある高齢者の就労支援に努めています。
- ◆ 生活支援サービスの多様な担い手として、区・自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、ボランティアなどの活動への期待は大きいものがあります。

【課題と今後の方針】

- ◆ 老人クラブ、社会福祉協議会、区・自治会、まちづくり協議会、ボランティア、NPOなど多様な団体・機関等の参画を得て、庁内にも横断的組織をつくり連携しながら、地域の支え合い体制づくりの協議を進めます。
- ◆ 団塊の世代をはじめとする高齢者が持つ豊富な知識や技術、経験を次世代に引き継ぐための機会を積極的に創出し、高齢者の生きがいと役割づくりを進めます。
- ◆ 高齢者には、生活支援サービスの担い手や高齢者見守りネットワークの支える側の一員として地域に貢献いただけるようしくみづくりに配慮します。
- ◆ シルバー人材センターについて、多様な業務受注の拡大を支援するなど、今後も高齢者の就労支援に努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	新しい総合事業の担い手の発掘と養成	NPOやボランティア、民間企業、協同組合、区・自治会、まちづくり協議会や自主活動グループなどが主体となったさまざまなサービスの提供や介護予防の場づくりが必要です。このため、社会福祉協議会やボランティアセンターなどと連携して、元気高齢者などが新たな担い手として活躍し、社会参加・貢献できるしくみを構築します。
新	まちづくり協議会への学びの場づくり支援	まちづくり協議会に地域の生活や福祉課題に関する学習テーマの提案や講師の派遣など、学びの場づくりの支援を行うことにより、地域課題に関心を寄せる市民の発掘や養成を図り、地域活動への参加を促します。
継続	ボランティア活動の促進	高齢者・障がい者、子どもや青少年等を対象とした活動や安心・安全なまちづくりを進める活動など、市民それぞれが可能な範囲で地域社会の支え手として活躍できるしくみづくりを、ボランティアセンターを中心にさまざまな関係機関・団体と連携して進めます。
継続	老人クラブ活動の支援	老人クラブが行う社会奉仕活動や健康増進、生きがいを高める活動を支援します。また、市広報紙などにより老人クラブ活動の紹介を行うなど、市老人クラブ連合会と連携して会員加入の促進を支援します。
継続	シルバー人材センターとの連携	高齢者が今まで培ってきた知識や技術を生かし、いつまでも元気に生きがいを持って働ける場づくりを進めるシルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援のために連携を図ります。

第1章 いつまでも、いきいきと、自分らしく暮らせるまち

基本施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進

事業Ⅱ-1. 健康づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市では、「健康こなん21計画」に基づき、すべての市民が生涯にわたり健康を維持・増進し、豊かな生活を営むことができるように、生活習慣病や栄養・食生活などの9領域において市民の行動目標と市の取り組みを定め、健康づくり事業や保健事業を推進しています。
- ◆ 運動・スポーツの週1回以上の実施率は、60歳、70歳代が高く、また、今後、運動・スポーツをしてみたい割合も、60歳代において64.0%と高くなっています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 「健康こなん21計画」で定めた9つの各領域における目標項目について、評価がA（目標達成）となる項目数が増えるよう、取り組みの見直し・強化を図ります。
- ◆ 「ライフステージに応じた体と心を癒すスポーツ活動の継続」を基本方針のひとつとして掲げるスポーツ推進計画に基づき、楽しみながらの適度な運動の推進、健康づくりに欠かせない栄養面や生活習慣からのサポート、多種目を体験できる総合型地域スポーツクラブを活用したスポーツ活動や体力づくりを推進します。
- ◆ 高齢者が健康で自立して暮らすことができる期間を伸ばすために、健康づくり活動に主体的に参加・継続できるしくみを、新しい総合事業の取り組みのなかで検討します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	庁内連携会議による事業の体系化	急速な高齢化に対応し、市全体として元気高齢者を増やすための体系的な取り組みを進めていくために、高齢福祉部門や健康部門、生涯学習部門などそれぞれ独立した取り組みとならぬよう、庁内連携会議を定期的開催し、効果的効率的な健康づくり事業の展開を図ります。
継続	「健康こなん21計画」に基づく健康づくり事業の推進	市民一人ひとりがライフステージに応じた健康行動を主体的に展開し、それぞれの生活の質を高めることができるよう、領域別に定めた重点項目の指標達成に向けたさまざまな健康づくり事業を着実に実施していきます。
継続	健康相談事業	高齢者の集まりの場を利用して、保健師、看護師、理学療法士等の専門職が、血圧測定や健康に関する相談、指導助言を行います。
継続	健康教育	高齢者サロンや安心応援ハウスなどのグループや老人クラブ等の集まりにおいて、介護予防やロコモティブシンドロームなどについての健康教育を出前講座で行い、健康づくりの関心を高め主体的な取り組みを支援します。
継続	スポーツ推進計画に基づくスポーツ活動の推進	スポーツ推進計画に基づき、高齢者が無理なくスポーツ・レクリエーション活動や健康づくり活動に取り組める機会をつくり、運動・スポーツ活動の習慣化や健康づくりの推進を図ります。

事業Ⅱ-2. 総合的な介護予防事業の推進

<二次予防事業>

【取り組みと現状分析】

- ◆ 3年に一度、65歳以上の市民全員を対象に日常生活圏域ニーズ調査と同時に基本チェックリストによる調査を実施しています。また、ニーズ調査の未回答者について高齢者支援センターによる訪問調査を行い、状況把握を実施しています。
- ◆ 運動機能向上事業として「喜楽らくらく塾」を実施し、参加者に対し介護予防プランを作成しています。
- ◆ 評価については、日本理学療法士協会のアセスメントセット（E-SAS）および体力測定等の結果をふまえ、地域支援事業実施要綱に定める「介護予防の事業の評価」を参考として独自に評価しています。
- ◆ 保健師、看護師等による訪問時に健康相談や保健指導を行い、必要に応じて管理栄養士の訪問による保健指導事業を利用しています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 今後も3年に一度、日常生活圏域ニーズ調査と同時に基本チェックリストによる調査を行い、基本チェックリストの調査結果を精査して介護予防事業の対象者把握に努め、利用につなげます。また、対象者のニーズに合った多様なプログラムを実施していきます。
- ◆ 民生委員や主治医など地域の組織や関係機関との連携により、閉じこもりや認知症等の高齢者の早期発見に努め、要支援・要介護状態になることを予防するためのプログラムへの参加を促します。
- ◆ 日常生活圏域ニーズ調査および基本チェックリスト未回答者にこそ予防事業の対象者が多く潜在化しているとの認識に立ち、引き続き、高齢者支援センターとの連携により、訪問の優先基準を定めて効率的な対象者の把握に努めます。
- ◆ 独自評価項目をふまえながら、地域支援事業実施要綱に定める「介護予防の事業の評価」に沿って、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価として評価を実施していきます。
- ◆ 「訪問指導事業」の周知、啓発を徹底するとともに、高齢者支援センターや民生委員等と連携して対象者の把握に努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業名	取り組みの内容
継続	対象者把握事業	要介護状態に陥るおそれを未然に防ぐため、運動・口腔・栄養機能の低下、軽度認知症、閉じこもり等の疑いのある人を、基本チェックリストや個別訪問などにより把握し、介護予防事業につなげます。回収・分析・把握の一連の作業が円滑かつ効果的に実施できるよう取り組みます。
継続	通所事業（運動機能向上）	リハビリ専門職が関わることで安心して参加できる運動機能向上のための教室を開催します。運動を通して参加者の生活機能向上に対する意欲を引き出し、教室終了後も安全かつ主体的な生活が営めるよう日常生活における行為について助言や指導を行います。
継続	訪問指導事業	二次予防事業の対象者と判断した人に、地域包括支援センター職員が電話や訪問などにより介護予防の必要性を説明し、通所型または訪問型介護予防事業への参加を勧めます。通所型事業への参加が困難な場合には、運動・栄養・口腔機能等の観点から、専門職が電話相談または直接自宅を訪問し、生活特性に応じた支援を行い、生活機能の向上につなげます。

継続	口腔・栄養改善事業（ヘルシーくらぶ）	何らかの疾病を持ち食事に配慮が必要な人や、閉じこもり等で食生活が乱れがちな高齢者を対象に、低栄養状態を予防・改善するため、簡単でバランスのとれた食事について調理実習と健康教育を行います。ひとり暮らし高齢者や男性介護者などの参加を推進するとともに、教室終了後も地域の資源を活用しながら生活を営めるよう地域資源の紹介や活用等について指導を行います。
----	--------------------	--

＜一次予防事業＞

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護予防に資する知識の普及・啓発については、高齢者サロンや安心応援ハウスなどのグループや老人クラブ等の集まりに、出前により運動・口腔・栄養・その他（希望に応じ、認知症や介護保険制度等）について健康講座を実施しています。
- ◆ 介護予防の普及啓発のため、口腔、栄養改善を目的に「美味しんぼクラブ」を、体力向上を目的に「水中ウォーキング教室」や「元気はつらつ教室」を実施しています。
- ◆ いきいき百歳体操は年々取り組む地域が増え、平成26年8月末現在、37か所およそ800人の市民が取り組んでいます。
- ◆ 地域リーダー養成事業として、男性の料理教室、料理教室後のOB会活動支援、マシンによる筋力トレーニング自主活動グループやいきいき百歳体操代表者の交流会を実施しています。
- ◆ 一次予防事業評価も、地域支援事業実施要綱に定める「介護予防の事業の評価」に基づく一次予防事業全体の評価は取り組めていません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 市広報紙やホームページを積極的に活用して啓発に努めるとともに、健康教育事業による出前講座をあらゆる団体等に積極的にPRしていきます。
- ◆ 一次予防事業の周知に努め、介護予防教室のメニューを増やすとともに、教室の目的に合った適切な方法の検討や身近な場所での事業開催、多様な機関での協力づくり事業の開催を図り、介護予防に取り組む市民の増加を目指します。
- ◆ いきいき百歳体操は、未実施地区への活動の呼びかけを続けるとともに、住民主体での取り組みを推進し、実施地区が安心して活動を継続できるよう支援します。
- ◆ 男性の料理教室終了後の地域貢献や、自主活動グループのリーダーとしての活動の拡大が求められており、生涯学習や地域リーダー養成の観点から他分野との連携について検討します。
- ◆ 年度ごとに、プロセス評価については地域支援事業実施要綱に定める「介護予防事業の評価」により、アウトプット評価およびアウトカム評価については事業内容に応じて指標を設定し、評価を行っていきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
拡充	体力向上事業	第1号被保険者のすべての人（元気な高齢者）を対象とする生活機能の維持・向上を図るための事業です。介護予防の基本的な知識の普及や、地域への積極的な参加などを支援しています。 〔実施教室…水中ウォーキング教室、インターバルウォーキング（平成27年度新規）、元気はつらつ教室〕

継続	予防事業対象者の送迎事業	自宅からの交通手段の確保を図ることで、介護予防等の教室への参加を促進します。今後、さらに利用者の増加が見込まれるため、サービスの公平性の観点から地域資源（NPO、ボランティア等）の活用について検討を行います。
継続	いきいき百歳体操の普及	誰もが気軽に安全で継続的に体操に取り組める「いきいき百歳体操」が全地区で実施されるよう普及啓発を行います。また、実施中の地区については、取り組みが継続するよう支援します。
継続	男性の料理教室	概ね60歳以上で料理経験の少ない男性を対象に、生活習慣の見直しを目的として、調理体験を通して健康教育を行っています。終了後は、料理・栄養等の基本的な知識の普及や、ボランティアとして地域活動への積極的な参加につながるよう育成・支援を行います。
継続	地域リーダー養成事業	概ね60歳以上の高齢者が健康づくりや地域づくりに関心を持ち、主体的に地域活動に参画できるよう人材育成を行います。また、現在活動中の団体の活動がさらに広がり、定着が進むよう支援を行います。 〔実施事業…男性の料理教室OB会交流会、いきいき百歳体操リーダー交流会、元気高齢者地域参画事業（平成27年度新規）〕

<介護予防・生活支援サービス事業>

【課題と今後の方針】

- ◆ 第1部 総論 > 第4章 > 4. 第6期の地域支援事業の方針と2025年度までの地域支援事業費の見込み > (2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施 > 1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施 P52に記載のとおり。

<一般介護予防事業>

【課題と今後の方針】

- ◆ 第1部 総論 > 第4章 > 4. 第6期の地域支援事業の方針と2025年度までの地域支援事業費の見込み > (2) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施 > 2) 一般介護予防事業の実施 P54に記載のとおり。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	地域リハビリテーション活動の支援	地域における介護予防(自立支援)の取り組みを機能強化するため、通所・訪問事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ、リハビリ専門職が関与していきます。生活支援の観点から助言指導ができるよう、リハビリ専門職種研修受講を促し、資質の向上を図ります。
継続	介護予防普及啓発事業「出前健康講座」	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、専門職等を身近な集いの場(サロン、老人クラブ等)へ派遣し講座を開催します。現在の主な講座内容は、運動、口腔ケア、栄養、認知症等ですが、今後は、在宅看取りについての関心と理解を深める機会をつくっていきます。

<任意事業・その他事業>

【課題と今後の方針】

- ◆ 第1部 総論 > 第2章 > 5. 地域支援事業の状況 > (3) 任意事業 P32に記載のとおり。
- ◆ 給付の適正化事業…第2部 各論 > 第3章 > IX. 介護保険事業の円滑な運営 > IX-1. 給付

の適正化の推進 P93 に記載のとおり。

- ◆ 家族介護支援事業…第2部 各論 > 第2章 > Ⅲ. 生活支援サービス等の提供体制の整備 > Ⅲ-4. 介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援 P73 に記載のとおり。
- ◆ その他事業…第2部 各論 > 第1章 > I 生きがいつくりと社会参加活動の促進 > I-1. 生きがいつくり支援と居場所づくりの推進 P63 に記載のとおり。および第2章 > Ⅲ. 生活支援サービス等の提供体制の整備 > Ⅲ-1. 多様な主体による生活支援サービスの創出・Ⅲ-2. 生活支援サービスの充実 P71 に記載のとおり。

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策Ⅲ 生活支援サービス等の提供体制の整備

事業Ⅲ-1. 多様な主体による生活支援サービスの創出

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市社会福祉協議会、NPOや企業が外出支援サービス、配食サービスや買い物サービスなどを行っています。
- ◆ 市シルバー人材センターでは、知識や技術を生かして働くことを通じて喜びや生きがいを感じる場や社会貢献の場づくりを進めています。
- ◆ 市ボランティアセンターには多くのボランティアサークルの登録があり、ボランティアコーディネーターのマッチングにより活発なボランティア活動が展開されています。
- ◆ 市社会福祉協議会が生活支援サポーターを養成し、ひとり暮らし高齢者を対象に見守り活動を実施しています。
- ◆ 区・自治会や有志による高齢者の居場所づくりとして、安心応援ハウスやサロン活動が行われています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 市社会福祉協議会が育成した生活支援サポーターや既存のインフォーマルサービス等を周知し、有効活用できるように働きかけます。
- ◆ 生活支援サービスの担い手として活躍することで元気高齢者の生きがいづくりにつながるような活動を推奨するために、団体の活動補助制度などについて検討します。
- ◆ ボランティア等生活支援の担い手の養成・発掘や、地域資源の開発やネットワーク化を進める生活支援コーディネーターの配置、さらに、多様なサービス提供主体が参画する協議体を組織し、情報の共有や協働により本市の生活支援サービスの提供体制の整備を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	生活支援コーディネーターの設置	地域のニーズと資源の状況の見える化や問題提起、多様な主体への協力の働きかけ、関係者のネットワーク化などの役割を担う生活支援コーディネーターの配置を図ります。コーディネーターは、協議体の活動を進めながら適任者の配置を行います。
新	協議体の設置・運営	平成29年度からの新しい総合事業の実施に向けて、社会福祉法人、NPO、企業、協同組合、ボランティアなど、市内で生活支援サービスを実施する関係団体等の参画を得て、協議体を設置します。そして、本市における生活支援サービスの構築に向けて、情報共有や連携・協働による取り組みを推進します。
新	身近な地域での生活支援体制づくり	区・自治会、まちづくり協議会や老人クラブなど、地縁組織を核とした助け合いの生活支援体制づくりを、先進事例に学びながら進めていきます。
継続	ボランティアセンターやシルバー人材センターとの連携	地域のマンパワーの活用を推進するため、引き続きボランティアセンターやシルバー人材センターの運営や活動を支援し、生活支援サービスの担い手となる新たな人材の養成やサービスの構築を連携しながら進めていきます。

継続	生活支援サポーターの養成と活動の推進	少しの空き時間の利用や指定の日時のみの活動を希望する人を対象に生活支援サポーター養成講座を実施し、見守りや家事等のお手伝いなどの活動を推進します。
----	--------------------	---

事業Ⅲ-2. 生活支援サービスの充実

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市社会福祉協議会やNPO、企業による外出支援サービスや配食サービスが行われています。また、生活協同組合なども新たな担い手として参入してきています。
- ◆ 市社会福祉協議会が生活支援サポーターを養成し、地域の声かけ・見守り体制の構築に取り組んでいます。
- ◆ 法改正により新たな生活支援総合事業の展開が求められており、多様な担い手による多様なサービスが提供できるよう、地域資源の発掘・養成をしながら、平成29年4月までに本市としてのサービス提供体制を構築しなければなりません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 市社会福祉協議会やNPO、企業による外出支援サービスや配食サービスについては、多様な担い手による多様な生活支援サービス事業として推進していきます。
- ◆ ミニデイサービスや配食、掃除・洗濯、草引き等の生活支援サービスをNPO、企業やボランティアで行うしくみづくりを検討し構築していきます。特に、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側にもなれることを意識したしくみづくりに配慮します。
- ◆ 予防給付から地域支援事業に移行する訪問介護および通所介護の利用者のうち、専門的な生活支援サービスを必要とする人には、既存の事業所に専門的な生活支援サービス事業を委託します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	外出支援サービス事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、一般の交通機関を利用することが困難な人に対し、自宅と医療機関等との間の送迎を行います。
継続	「食」の自立支援事業（配食サービス）	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で、自ら調理をすることが困難な人に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行います。
継続	配食によるひとり暮らし高齢者見守り安心ネットワーク事業	ひとり暮らしの高齢者に対して、ボランティア等の協力による給食の配達を行います。給食を配達することで、安否確認とともに高齢者の孤独感の解消や地域とのつながりの強化に努めます。
継続	高齢者ホームヘルプサービス事業	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯で、要介護認定が非該当と判定された人、または非該当となる見込みの人に対しヘルパーを派遣し、日常生活上の援助を行います。
継続	福祉工房事業	福祉工房「あぼし」を拠点に、自助具・福祉用具等の相談・啓発・作成等を行います。
継続	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用した短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態の進行を防ぎます。

事業Ⅲ-3. 緊急時・災害時の支援対策の強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 「命のバトン」は区・自治会の自主的な取り組みとして取り組まれています。区長会において全市的な取り組みの推進に向けて検討されています。
- ◆ ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の人の事故等の緊急時に対応する高齢者24時間対応型安心システムを導入しています。
- ◆ 災害時における避難行動要支援者の名簿作成は進んでいますが、個別避難支援プランは平成26年12月末現在で未作成となっています。避難行動要支援者の範囲がかなり限定された人となっているため、要配慮者の安否確認や避難誘導の支援体制づくりが地域に求められており、区・自治会におけるその取り組みにはバラつきが見られます。
- ◆ 福祉避難所の指定については、平成26年度に19法人と「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しました。

【課題と今後の方針】

- ◆ 区・自治会の自主的な取り組みとして「命のバトン」を活用される場合には、市はバトンのキット調達などについて側面的に支援します。
- ◆ 市広報紙をはじめ民生委員等を通じて高齢者24時間対応型安心システムの周知を図り、利用者の増加を図ります。
- ◆ 避難行動要支援者として登録された人については、随時、個別避難支援プランを作成していきます。また、区・自治会における災害時の避難支援体制づくりについては、市としてモデルを示すなどにより、すべての地域において取り組みが進むよう区長会や民生委員児童委員連絡協議会等と連携しながら推進します。
- ◆ 福祉避難所については、いざというときに機能するよう、指定後においても継続的に事業者との協議を行い、また日ごろからの信頼関係の構築に努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	避難行動要支援者名簿の作成と個別避難支援プランの作成	避難行動要支援者の対象者の把握と名簿への登録を進め、区・自治会や民生委員の協力を得ながら個別避難支援プランの作成を進めます。作成した名簿やプランは支援者間で共有していきます。
継続	地域における避難支援体制づくり	避難行動要支援者として名簿に登録された人以外にもたくさんの災害時要配慮者がおられます。避難誘導や安否確認など地域におけるきめ細かな避難支援体制づくりが必要であり、区長会や民生委員児童委員連絡協議会と連携しながら、各地域における避難支援体制づくりを支援します。
継続	福祉避難所の指定	災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者等が安心して避難生活を送ることができるよう、市内の高齢者施設を福祉避難所に指定し、平常時から災害に備えた関係の構築に努めます。
継続	高齢者24時間対応型安心システム事業	ひとり暮らしまたは高齢者のみで暮らしている人の事故等による緊急事態に随時対処するとともに、高齢者の相談に応じる24時間体制（電話受付、適正なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターの配置）を整備することにより、日常生活の不安の解消と安全を確保します。

継続	「命のバトン」の普及推進	急病や事故、災害時など緊急の支援が必要な場合に備え、区・自治会が自主的に緊急医療情報キット「命のバトン」をひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等を対象に配布しています。市では、区長会の取り組みを支援し、命のバトンの普及を図ります。
----	--------------	---

事業Ⅲ-4. 介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援

【取り組みと現状分析】

- ◆ 高齢者支援センターが主体となって家族介護教室（認知症介護教室）を開催し、認知症への理解を深めるとともに、地域で生活する高齢者を支える仲間等として、各種事業への誘いかけや地域交流にもつながっています。
- ◆ 家族介護者交流事業や家族会開催支援事業は、介護者相互の交流や介護者のリフレッシュに一定の成果はあるものの、内容や参加者の固定化などが見られ、実施方法等の見直しが必要です。
- ◆ 寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族に、寝たきり老人等介護激励金を支給しています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 家族介護教室や家族介護者交流事業などにおいて参加者の固定化を招かないよう、介護者や支援者のネットワークづくりにつながるようなしなやかづくりや、参加したことがない人への周知や啓発方法を検討します。
- ◆ 介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的としたヘルスチェックや健康相談を実施し、疾病予防や病気の早期発見につなげます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	家族介護教室	高齢者を介護している家族を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識や技術の習得を目的に、日常生活圏域ごとに教室を開催し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
継続	家族会開催支援事業	通所介護施設等の家族会の介護者交流会等の事業に対し、その実施に要する経費を補助し、介護者の福祉の増進を図ります。
継続	家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族に対し、介護から一時的に開放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学やレクリエーションなどの機会を提供する交流会を開催し、心身のリフレッシュを図ります。
継続	在宅寝たきり老人等介護激励金の支給	寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族の労をねぎらうため激励金を支給します。

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策Ⅳ 総合的な認知症ケアの体制づくり

事業Ⅳ-1. 早期対応のしくみづくり

【取り組みと現状分析】

- ◆ 認知症の相談窓口が十分認知されていない現状です。
- ◆ 認知症の状態に応じて適切なサービス等が選択できるような情報提供ができていません。
- ◆ 早期発見・早期対応を目的として、認知症疾患医療センターの医師と地域包括支援センター職員が同行して家庭訪問を行う「もの忘れ相談」を年6回実施し、専門医の受診・治療につながるきっかけとなっています。
- ◆ 高齢者自身や家族が認知症の症状に早く気づくための手立てが打っていません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 地域包括支援センターや高齢者支援センター、市認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター等が認知症に関する相談窓口であることを周知するとともに、必要な支援を行える体制を強化します。
- ◆ 認知症ケアパスを早期に作成し、リーフレットの配布やホームページでの啓発を行うほか、暮らしの便利帳「にこにこ号」でも社会資源等についての情報提供に努めます。
- ◆ 認知症初期集中支援チームを設置し、訪問等による情報収集を元に支援方法を検討し、初期に集中的に支援を行います。その際には、専門医療機関、サポート医、かかりつけ医と連携しながら、アセスメントシート(DASK等)を利用しながらのケース対応を行っていきます。
- ◆ 市民に対し自分で確認できるセルフチェックシート等の啓発を行い、早期対応につなげます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	認知症初期集中支援チームの設置	認知症初期集中支援チームを可能な限り早期に設置し、市の認知症地域支援推進員が中心となり認知症専門医、サポート医等複数の専門職が、認知症が疑われる人と家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
新	認知症地域支援推進員の設置	地域包括支援センター内に早期に認知症地域支援推進員を設置し、認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。また、地域において認知症の人への支援を行う関係者が、情報交換や支援事例の検討などを行う連絡会議の設置や医師会や認知症サポート医等とのネットワークの形成等に取り組みます。さらに、初期集中支援の訪問支援対象者に係る情報収集や、初期集中支援チームの役割・機能などについて広報活動を行います。
新	認知症アセスメントシート等を活用した相談・対応	認知症の疾病特性・生活機能の変化に応じて適切に相談・対応できる体制を整えます。認知症地域支援推進員が中心となり、疾病特性や生活状況を踏まえたアセスメントシート等の活用を行います。

拡充	専門医療機関、サポート医、かかりつけ医との連携	地域での認知症診断・治療・ケアが効果的に行われるよう、かかりつけ医と認知症専門医、サポート医との連携を図ります。より早い段階から適切な医療と介護サービスが提供できる体制を整備し、地域における認知症の早期発見・早期対応を促進します。
拡充	認知症ケアパスの作成・普及	認知症を発症した人やその家族が、どこに相談をすればよいか、医療や介護などの地域資源がどこに存在し、どのような支援を受けることができるのかを早めに理解できることを目的とした認知症ケアパスを作成します。作成したケアパスの冊子を広く活用いただくよう、市民や支援機関等に積極的に提供していきます。
継続	自分で確認できるツールの配布	認知症の早期発見に役立てるため、『介護予防普及啓発事業』等で簡易にチェックできる評価シート等の啓発を行っています。今後、自分でできるチェックシートは認知症ケアパスに記載し、より広く住民啓発に活用します。
継続	認知症地域支援推進事業 (認知症カフェ、相談窓口等)	各生活圏域(中学校区)にある認知症対応通所介護事業所に現在配置中の認知症地域支援推進員(本市版)を引き続き設置し、認知症カフェ等の誰もが利用できる場づくりを行い、認知症の啓発を図ります。その際には、市地域包括支援センターに配置予定の認知症地域支援推進員との役割分担を明らかにするとともに、本事業のガイドラインを受託事業者とともに検討を進めます。また、生活圏域での課題等の情報交換を行い、認知症ケアパスの作成や地域課題の整理を行います。
継続	もの忘れ相談事業	認知症の早期発見、治療・ケアにつなげるために、もの忘れや認知症についての不安がある人やその家族を対象に、専門医等による相談を行います。今後は、市が設置する認知症地域支援推進員等の行う「総合相談」や「初期集中支援チーム」の支援に移行していきます。

事業Ⅳ-2. 予防のための知識・生活習慣の普及

【取り組みと現状分析】

- ◆ 高齢者支援センターが実施する認知症介護教室の一環として、また甲賀地域認知症疾患医療連携協議会で年1回講演会を実施するとともに、その他教室等でも随時講話を行っています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 市民の誰もが参加できる講演会の実施と、区・自治会、学校、企業での開催も検討します。その際には、出前講座の形態による開催に努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	出前講座やシンポジウムなど学びの場づくり	「介護予防普及啓発事業」や認知症地域支援推進員(本市版)等の活動を通じて、認知症に対する偏見をなくし正しい理解が進む機会をつくっています。今後も、出前講座により認知症予防のための知識と生活習慣の啓発に努めます。

事業Ⅳ-3. 若年性認知症への支援体制づくり

【取り組みと現状分析】

- ◆ 若年性認知症の人やその家族への支援は手探りの状態で、支援者や市民の理解も不十分な現状です。
- ◆ 平成26年度から実施している認知症地域支援推進事業のなかで、受託法人のひとつが若年性認知症の理解を深めるための研修会を定期的を開催し、支援者の資質の向上を図っています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 若年性認知症の人やその家族の実態を把握することから始め、ニーズを探り、課題や施策を検討します。
- ◆ 介護事業所やケアマネジャー、企業や市民に対し、若年性認知症の理解を図る研修や啓発を行います。
- ◆ 本人の居場所づくりや相談体制を構築します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
拡充	本人・家族や企業等への聞き取り調査	市内に居住する若年性認知症者や家族の生活実態、サービスの利用状況やニーズ等について、本人や家族をはじめ雇用主の企業などからも聞き取り調査を行い、認知症地域支援推進員事業やその他若年性認知症の支援策の検討を進めます。
拡充	市民や企業等への研修・啓発	認知症サポーターの養成、認知症カフェ等を通して市民や企業等の若年性認知症についての理解の普及に努めます。また、医療機関等の支援者を対象とした研修を行い、早期発見、治療・ケアにつなげていきます。
継続	関係機関との連携	若年性認知症では、働き盛りに仕事や家事が十分にできなくなることで、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担となります。認知症地域支援推進員が中心となり、医療・福祉・就労等の関係機関と連携しながら、一人ひとりの状態に応じた生活支援につなげていきます。
継続	相談窓口の設置	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が、本人や家族からの相談に対応します。また、専門機関（高齢者支援センター、医療機関等の支援機関）からの相談については、相互に連携し、必要な助言を行います。
継続	認知症地域支援推進事業（居場所づくり、相談窓口）	認知症対応型通所介護事業所（認知症デイサービスセンター）で実施する認知症地域支援推進事業の取り組みのひとつとして、若年性認知症者や家族の居場所となる場や相談できる場づくりを推進します。また、認知症地域支援推進員を中心に、若年性認知症の研修を県と連携して行い、支援者の理解を深めていきます。

※若年性認知症とは…18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型など）を総称して言います。日本全体では約4万人といわれています。社会的役割が大きい世代であり、特に働き盛りの男性の場合には、経済的問題が大きくなります。また、家庭内の多くの役割と介護を配偶者が一人で負うため、老年期認知症と比較すると介護負担が大きいといわれています。

事業Ⅳ-4. 支え合える地域づくりの推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域で身近に集える場所や相談できる場所として、認知症対応型通所介護事業所（認知症デイサービスセンター）5か所に認知症地域支援推進員（本市版）を設置し、認知症カフェの運営や相談を実施しています。
- ◆ 地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できるしくみの構築・運用、ボランティア等による見守り訪問活動などには取り組めていません。
- ◆ 区・自治会や各種団体から要請を受けてキャラバンメイトを派遣し、認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症キャラバンメイトの連絡会・研修会は継続実施しています。新たなメイトの養成は市主催での講座は行っていませんが、他市開催講座に参加を促し、養成しています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 認知症地域支援推進事業として委託している事業内容について、受託事業者と協議しながらガイドラインを固め、実効性のある事業としていきます。
- ◆ キャラバンメイトの活動を支援するとともに、認知症地域支援推進員との連携を図ります。また、社会福祉協議会と協働で活動の幅が広がるしくみをつくります。
- ◆ 誰もが正しく認知症を理解してもらおう啓発活動を推進し、徘徊高齢者の早期発見のしくみや認知症高齢者の見守り訪問体制の構築を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	高齢者あんしん見守りネットワーク（仮称）の構築	地域住民、地域のさまざまな団体やお店、電気・ガス・宅配事業者などの多くの協力者や機関により、多様な目で高齢者を見守り支えていく「高齢者あんしん見守りネットワーク（仮称）」の構築を行います。
新	徘徊高齢者の早期発見ネットワークの構築	市介護保険事業者協議会、地域住民（民生委員等）、警察や企業（商店等）との連携を図り、徘徊者を早期発見できるネットワークを構築します。また、緊急時に24時間365日受け付け対応のできる体制を整えます。
新	検索便利カード（仮称）の作成と利用	徘徊の恐れがある人の家族やケアマネジャーがあらかじめ検索カードを作成し、徘徊時にあわてることなく、関係機関等に情報を提供できる体制を整備します。
拡充	認知症の理解の啓発	認知症に対する理解を深め、認知症の人や家族を温かい目で見守る認知症サポーターを養成します。高齢者見守り安心ネットワークの協力事業者に認知症サポーター養成講座の受講を促すとともに、小中学生を対象にした講座の実施を検討します。また、地域の老人会やサークル、学区等へ講師を派遣するなど、出前による認知症理解の学習の機会の提供に努めます。

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策V 権利擁護の推進

事業V-1. 虐待予防のための啓発

【取り組みと現状分析】

- ◆ 虐待予防について、広報やリーフレットの配布、また講演会などによる市民の意識啓発はできていません。虐待のみをテーマにして市民を集めるのは困難であり、市民が集まる機会を捉えるなど、啓発の方法に工夫が必要です。
- ◆ 介護の抱え込みにならないように、介護保険制度の利用を促すための制度の周知は大切です。しかし、窓口での相談時にパンフレットを配布しているだけの啓発にとどまっています。
- ◆ ケアマネジャーに対しては月1回、居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、スキルアップを図り、ニーズに適したサービスの提供につなげています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 区・自治会や企業、各種団体などに対し、出前講座などさまざまな機会と手法により、相談窓口の周知や虐待防止のための啓発に取り組みます。
- ◆ 高齢者虐待防止施策の協議や推進を図るためのネットワーク組織をつくり、その組織を通じて関係者や市民の意識啓発を図ります。また、地域における高齢者の見守りネットワーク体制づくりを通じて、市民の意識啓発を図り、虐待の早期発見や防止に努めます。
- ◆ 介護保険制度について、市広報紙や多様な機会をとらまえてのパンフレットの配布による周知、また、地域包括支援センターや高齢者支援センターなどの相談窓口で周知を図ります。
- ◆ ケアマネジャー研修の実施により資質を高め、サービスの適正な利用支援を推進し、「行き詰まらない介護」につなげていきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	パンフレット、チラシ、ホームページ等による相談窓口の周知	区配布を利用した便りや、窓口用・訪問時用のチラシ、ホームページ等を利用した虐待予防の啓発を地域に向けて進めていくとともに、相談窓口を記載したチラシ等の郵送物への同封、街頭啓発や事業実施時に配布するなど、さまざまな機会を活用して相談窓口の周知を図ります。
新	区・自治会や企業等への出前健康講座などによる啓発活動の推進	虐待予防をテーマとした出前健康講座や広く市民向けの講演会の開催、また、地域サロンに出向いて虐待予防の啓発を推進します。また、区・自治会や企業等との交流や関係の構築を図ります。
継続	適正なサービス利用の促進による介護負担の軽減	日ごろの相談支援の各事例において、虐待予防の観点を重視し、早期の養護者支援に取り組み、他職種と連携しながら適正なサービス利用を促進することにより、介護者の負担軽減を図ります。

事業 V-2. 迅速で適切な虐待対応

【取り組みと現状分析】

- ◆ 関係機関等による高齢者虐待防止のための連携会議の設置や地域における見守り体制の構築はできていません。
- ◆ 高齢者虐待の事案における対応や支援のあり方について、関係機関から地域包括支援センターに対し対応マニュアルの提示が求められており、関係者による共有が必要となっています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 高齢者虐待防止施策の協議等のための組織や、地域における高齢者の見守りネットワーク体制をつくり、虐待の早期発見や防止に努めます。
- ◆ 平成 26 年度に作成した虐待対応マニュアルについて、サービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象に研修の機会を設けて関係者間で共有のうえ、役割に応じた対応に努めます。
- ◆ 地域包括支援センター職員の資質の向上を図るために、研修会に積極的に参加し、虐待に係る相談支援の強化を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	ケアマネジャー等関係者へのマニュアルの周知と研修会の実施	虐待対応マニュアルについて、ケアマネジャーや関係機関を対象に共有する機会を設けて周知を図ります。また、滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネットの協力を得て、事例検討などの研修会を実施し、それぞれの役割や動き方を検証し、適切な虐待対応につなげていきます。
継続	虐待対応マニュアルに沿った適切な対応	平成 26 年度に作成した虐待対応マニュアルに沿った適正な対応を行います。また、日ごろの事例において、滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネットと緊密な連携を行うとともに、実際の対応の流れや作成した帳票の確認などを評価するための会議を実施し、適正な対応を図っていきます。

事業 V-3. 関係機関との連携強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 虐待の困難事例における指導助言等を受けるために、「滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネット」と委託契約を結んでいますが、十分に活用できていません。
- ◆ 虐待対応について、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」との連携や活用が十分にできていません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 虐待の困難事例やサービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象とする研修などにおいて、「滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネット」や「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」を活用し、弁護士や社会福祉士の専門的な知識や経験を積極的に利用していきます。また、医療機関、警察等とも日ごろからの関係を築き支援体制づくりに努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	虐待防止等連携協議会の設置	地域における虐待の予防や高齢者支援に携わる関係機関の連携強化などを目的として、虐待防止に係る連携協議会を設置し、虐待防止対策事業の計画的・体系的な実施を図ります。
継続	虐待支援ネット等の活用や医療機関・警察等との関係づくり	「滋賀県高齢者障害者虐待対応支援ネット」や「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」の専門性の積極的な活用を図ります。また、虐待事例における各関係機関との日ごろの関わりや虐待防止等連携協議会を通して、法律関係者、警察、医療機関や介護保険サービス事業者との関係づくりを深めます。

事業 V-4. 権利擁護支援システムの確立

【取り組みと現状分析】

- ◆ 平成 25 年 10 月に「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」が開設され、成年後見制度の利用をはじめ権利擁護に関する相談が多数寄せられています。市民後見人の育成も課題となるなか、甲賀圏域として権利擁護を関係機関がどのように役割分担するか、あり方の検討が進められています。
- ◆ 成年後見制度の利用支援（審判の請求、費用負担、報酬助成）の実績は過去 5 年間で 1 件のみで、潜在的ニーズが掘り起こせていない現状です。また、関係機関にも利用支援制度自体の周知が不十分な状況です。
- ◆ 地域包括支援センターにおいて、虐待や消費者被害、身寄りのない高齢者の介護・福祉サービス、財産管理、身元保証等のケースについて関係機関と連携しながら対応を行っています。しかし、短期的に解決し難い困難事例も多く、内容が複雑化してきています。
- ◆ 地域包括支援センター職員のスキルアップの継続が必要です。

【課題と今後の方針】

- ◆ 甲賀圏域における権利擁護のあり方を早期に固め、地域包括支援センターと「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」はもちろんのこと、さまざまな関係機関とネットワークを結びながら、高齢者の権利擁護を進めます。
- ◆ 市民後見人の育成と活用についても、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」の在り方の検討においてしっかりと青写真を描いたうえで、養成事業に取り組むこととします。
- ◆ 成年後見制度の利用支援が適当と思われる対象者を把握し、制度の利用につなげていきます。また、後見人の選任後の支援に係るフォローも「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」等と連携して進めていきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	成年後見センター等関係機関とのネットワークの構築	成年後見制度の利用促進、虐待予防や消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護を図るには、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」や社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の多くの関係機関との連携・協力が必要です。「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」における権利擁護支援システム在り方検討会、「なんでも相談会」などの相談事業や研修会への参加、また市虐待防止等連携協議会の運営などを通してネットワークを構築していきます。

継続	成年後見制度の利用支援	身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見の市長申立支援を行い、資力のない高齢者については後見制度利用支援事業の利用につなげます。また、社会福祉協議会、介護保険事業者等と連携・協力して対象者の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を促進し、高齢者の権利擁護を図ります。
継続	市民後見人の養成の検討	市民後見人の養成については、甲賀圏域における市民後見人の活動のありかたや支援体制などの課題を、先進事例の取り組みを十分にふまえ、「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」や関係機関と検討のうえ、養成事業を展開していくこととします。

事業Ⅳ-5. 権利擁護に関する制度の周知

【取り組みと現状分析】

- ◆ 「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」の開設以降、センター事業の一環として、関係者への成年後見制度の説明・周知や、弁護士・司法書士による定期的な相談会の開催、また専門職が一堂に会して相談に応じる「なんでも相談会」を実施するなど、制度の周知や利用支援が進められています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 「甲賀・湖南成年後見センターぱんじー」の体制整備を図ることにより、関係者や市民に対する制度の周知を図るとともに、権利擁護に係る制度の利用支援につながる相談業務をより一層推進していきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	シンポジウムや出前講座による制度の周知	介護・福祉サービスの利用や財産管理、入退院・入退所、終末期医療、葬祭の備えなど権利擁護をめぐる諸課題について、講演会や出前講座の実施により、成年後見制度や遺言をはじめとする各種制度について知識の取得と理解を促進します。
拡充	パンフレット、リーフレット、ホームページ等を活用した啓発の実施	窓口や訪問時の配付用のリーフレットの作成や市ホームページを活用して、成年後見制度や権利擁護に関わる情報を市民に積極的に発信していきます。また、介護保険の決定通知への同封、街頭啓発や事業実施時などさまざまな機会を活用して、相談窓口の周知を図ります。

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策VI 医療と介護の連携

事業VI-1. 在宅医療を支える環境整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 市内の訪問看護事業所は8か所あり、県内他市に比べ、サービス基盤は強い状況ですが、在宅看取りに対応する在宅主治医については、現状では限られています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 在宅医療を行う医師の確保や病院と在宅医との連携を推進します。
- ◆ 在宅医療を支える訪問看護や地域密着型サービスなど介護サービスの充実に努めます。
- ◆ 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者に対応できる24時間365日の提供体制の構築に向けて、関係者による検討の場を設け、実現可能な手法を探り体制の整備を進めます。
- ◆ リハビリ専門職間の連携を進め、地域での生活に応じた訪問リハビリおよび通所リハビリ事業を積極的に展開できるよう体制を整備します。また、リハビリ専門職が中心となって他職種や家族等へ介護技術の助言・指導を行います。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	病院と在宅医の連携の支援	医師会との連携を図り、在宅医の確保に努めます。また、在宅医療へのスムーズな移行や在宅療養中の在宅主治医と病院との情報連携の進め方等について検討を行うとともに、24時間安心な在宅医療が提供できるよう急性増悪時における病院のバックアップ体制を整備するなど、病院と在宅主治医との連携を推進します。
新	訪問看護機能の強化	在宅看取りを推進するうえで欠くことのできない訪問看護機能の強化を図るため、看護師向け地域連携セミナーを開催します。セミナーを通して病院の退院調整に係わる看護師、社会福祉士等の関係者に在宅医療について理解を深めてもらい、病院と在宅のシームレスな連携につなげます。

事業VI-2. 地域の医療・福祉資源の把握と活用

【取り組みと現状分析】

- ◆ 3年に一度、地域にある医療機関や各種サービス情報を掲載した「暮らしの便利帳」を発行していますが、市民の認知度が約30%と低く、使いやすい情報の発信と効果的な啓発のための工夫が必要となっています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 地域の医療機関や介護事業所の分布と医療機能を把握し、リスト化やマップ化を行い、課題を抽出します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	地域の医療・福祉資源の把握と活用	医療と介護の連携を図るために、関係機関向けに、通所介護事業所、短期入所、施設、訪問看護などの介護保険サービスの特長や対応可能な医療処置などの情報を記載した情報紙を作成します。また、安心して在宅療養を始めていただけるよう医療・介護や地域の資源を記載した「暮らしの便利帳」（平成 25 年 4 月発行）を改訂し、住民への啓発を行います。

事業 VI- 3. 連携の課題抽出と対応の協議

【取り組みと現状分析】

- ◆ 事業者側の呼びかけで、介護・医療・福祉に従事する者が気軽に、フラットに、現場レベルで立場を越えて話し合い、顔の見える関係をつくることを目的として、湖南省介護・医療・福祉連携懇談会が概ね 2 か月に 1 回開催され、事例を通して制度の知識取得や問題点の共有が図られています。地域課題の抽出と共有や、その課題の解決策の立案には至っていません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 在宅医療・介護連携の推進のため、関係機関によるワーキング会議を組織し、地域における現状と課題を抽出し、方向性を確認・共有し解決策を検討します。その際には、湖南省介護・医療・福祉連携懇談会や地域ケア会議等の既存の組織との位置づけを明確にしていきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策のための検討	地域における在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、その課題の解決策を協議するための検討会を開催します。

事業 VI- 4. 医療と介護の連携拠点の設置

【取り組みと現状分析】

- ◆ 今後、急激な高齢化により医療依存度の高いケースの増加が見込まれます。個々のケースでは医療と介護の連携はできているものの、個々の対応には限界があり、より専門的な支援と連携の強化が必要となるため、連携の拠点を設置する必要があります。

【課題と今後の方針】

- ◆ 在宅医療・介護連携支援センターの設置とコーディネーターの配置に取り組みます。
- ◆ 病院の地域連携室・継続看護室との連携が必要となってくるため、関係づくりの強化を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	在宅医療・介護連携支援センターの設置とコーディネーターの配置	在宅医療と介護連携の拠点として、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、コーディネーターを配置します。センターでは、医療や介護等の多職種のコーディネートや、ケアマネジャー等からの相談、また、在宅医療・介護の普及啓発などに取り組みます。

事業VI-5. 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

【取り組みと現状分析】

- ◆ 甲賀圏域では、主治医とケアマネジャーの連携として、窓口の一本化や共通様式の連絡票を用いています。また、サービス担当者会議や病院カンファレンスへの積極的参加に取り組んでいます。

【課題と今後の方針】

- ◆ 多職種が連携して医療・介護サービスを提供するために、迅速かつ効率的に情報を共有することが大切です。県医師会が進めるICTの活用を検討します。
- ◆ 在宅医療連携を行うにあたっての有用な項目を把握し、関係者で共有するとともに、市民に情報提供をします。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	在宅医療・介護連携を進めるための情報の共有支援	在宅医療・介護連携を円滑に進めるために情報の共有ができるよう地域連携パス等のICT(情報通信システム)を含めた情報共有ツールの導入および活用についての検討を行います。滋賀県医師会が進めているICT「淡海あさがおネット」の活用について検討を行います。

事業VI-6. 多職種連携のための研修

【取り組みと現状分析】

- ◆ 湖南市介護・医療・福祉連携懇談会が概ね2か月に1回開催され、事例を通して制度の知識取得や問題点の共有につながっています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 新たに設置する在宅医療・介護連携支援センターのコーディネーターが中心となって、医療と介護の多職種がグループワーク等を通じて連携の実際を学んだり、知識の習得を図ったりするための研修を企画し、顔の見える関係づくりを継続的に実施していきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	介護職種等を対象とした医療教育に関する研修の実施	在宅医療・介護連携支援センターは、各生活圏域で開催される地域ケア会議等のケース検討に必要な医療関係の助言者を派遣したり、研修会を開催したりなど、介護職種の医療に関する知識の習得を支援します。
継続	多職種参加型研修の実施	多職種が一堂に会し、事例検討やグループディスカッション等を通じて、顔の見える関係づくりを推進し、連携体制を構築することにより、効果的な医療・介護サービスの提供を目指します。

事業VI-7. 二次医療圏内における連携の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 甲賀圏域地域連携検討会に事務局として参画し、医療と介護の従事者相互の資質向上とネットワーク構築に努めています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 病院、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどの関係者が集まる会議において、円滑な退院に資する情報共有のための様式・方法の統一などのルールを検討します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	病院との退院支援ルールの策定	入院から在宅への円滑な移行を促進するため、病院の医師とケアマネジャー等在宅医療を支える多職種との連携のあり方を検討し、二次医療圏域での退院支援ルール等の策定と周知に取り組みます。

事業VI-8. 在宅看取りに向けた啓発

【取り組みと現状分析】

- ◆ 日常生活圏域ニーズ調査結果では、自らの看取りの場所として「自宅」を望む人が多いにもかかわらず、在宅療養は難しいと思う人が多くなっています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 市民に対し、在宅看取りなど在宅医療・介護連携に関して、シンポジウムの開催や、出前講座によるほか、広報やパンフレット等さまざまな手段により啓発を行います。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	在宅看取りに向けた市民への啓発	学校や地域の集会所等での集いの場に講師を派遣し、在宅看取りやエンディングノートの活用などについて関心と理解を深めます。また、パンフレット、チラシ等を活用した啓発を行います。

第2章 安心して住み慣れた地域で暮らせるまち

基本施策Ⅶ 地域包括支援センターの機能の充実

事業Ⅶ-1. 地域包括支援センターの体制整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括支援センターの体制整備については、第5期中に2か所目の設置は行えていませんが、専門職員の増員を順次図ってきました。しかし、センターに求められる役割や業務量の増大に応じた人員の確保や専門職の固定化が進まず、十分にその機能を果たせていない状況です。

【課題と今後の方針】

- ◆ 地域包括ケアシステムの構築を進める核となる地域包括支援センターの体制強化は最重要課題のひとつです。
- ◆ 高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応、さらに平成27年度以降、新たに「在宅医療と介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業も包括的支援事業に位置付けられ、センターに求められる役割は増大します。
- ◆ 直営による地域包括支援センターの運営を維持・継続するために、業務量の増大に見合った職員を確保するための計画的な専門職の採用と、資質向上のために各種研修会への積極的な参加を図ります。

【具体的事業】

	個別事業	取り組みの内容
継続	直営によるセンター運営のための専門職の計画的な確保	第6期計画では市直営1か所で運営していきます。地域包括支援センターに求められる役割や業務量の増大に応じた専門職の人員の確保に努めます。
継続	専門職の研修会の積極的な受講	地域包括支援センターの職員が、センター職員初級・中級研修、ケアマネジャー研修、権利擁護・虐待予防などの研修に積極的に参加し、知識やスキルの向上を図ります。

事業Ⅶ-2. 高齢者支援センターとの連携強化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 身近な地域の相談窓口として、日常生活圏域（中学校区）ごとに高齢者支援センターを設置し、それぞれ社会福祉法人に運営を委託しています。高齢者およびその家族等からの総合的な相談に応じ、地域包括支援センターと連携を取りながら、介護予防事業の実施および生活支援サービスの提供に係る調整などを行っています。しかし、身近な相談窓口でありながら、市民の認知度がやや低い状況にあります。

【課題と今後の方針】

- ◆ 地域包括支援センターと高齢者支援センターの役割分担や位置づけを明確にし、高齢者支援センターの体制も強化して地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- ◆ より身近な相談窓口として市民に利用していただけるように、高齢者支援センターの存在について積極的な広報を推進します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	委託業務内容の整理と体制の整備	地域における総合相談窓口の拠点としての連携を高めるとともに、委託業務内容の整理や体制の整備を行い、その時々の高齢者のニーズや動向に応じた支援に、地域包括支援センターと協働して取り組みます。
継続	高齢者支援センター連絡調整会議の定例開催	高齢者支援センター連絡調整会議を月1回以上開催し、介護予防や福祉サービスに係る日常生活圏域ごとや市全体の課題を明らかにし、事業を展開するうえでの協議や情報交換を行います。

事業Ⅶ-3. 地域包括支援センター業務の着実な執行

【取り組みと現状分析】

<総合相談事業>

- ◆ 地域包括支援センターが総合相談窓口として、地域の窓口の高齢者支援センターと連携しながら相談対応を行っています。

<介護予防マネジメント>

- ◆ 要支援と認定された人に対する介護予防給付ケアプランは、地域包括支援センターが作成するほか、居宅介護支援事業所に委託（約95%）しています。計画値よりも実績の伸びが大きく、委託件数も増えています。

<包括的・継続的マネジメント>

- ◆ 月1回スキルアップや情報収集の場として居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施しています。有志の集まり（ひよこクラブ・鷹の爪クラブ）は、事業所の枠を越えて悩みを相談できたり困難ケースを検討できたりする場となっています。一方、ケアマネジャーのレベルに差があり、一律の研修では対応しきれない現状です。

<地域ケア会議>

- ◆ 地域ケア会議の位置づけが不明確で、虐待防止介入ネットワーク会議としての役割のみしか果たせていない現状です。

【課題と今後の方針】

<総合相談事業>

- ◆ 地域包括支援センターが総合相談窓口として高齢者支援センターと連携しながら、一人ひとりのニーズに合った相談支援に取り組みます。その際には、介護保険サービスでの支援だけでなく、さまざまな支援が行えるよう、関係者とのネットワークによる素早い状況把握やその後の適切な相談支援に努めます。
- ◆ 地域包括支援センターや高齢者支援センターが相談窓口であることについて周知・啓発を図ります。

<介護予防マネジメント>

- ◆ 予防給付の地域支援事業への移行に伴い、生活支援コーディネーターの設置と合わせて介護予防事業や予防給付の利用が円滑に進み、効果的なサービス利用となるようケアマネジメントに努めます。また、ケアプラン作成の居宅介護支援事業所への委託のあり方について検討を行います。

<包括的・継続的マネジメント>

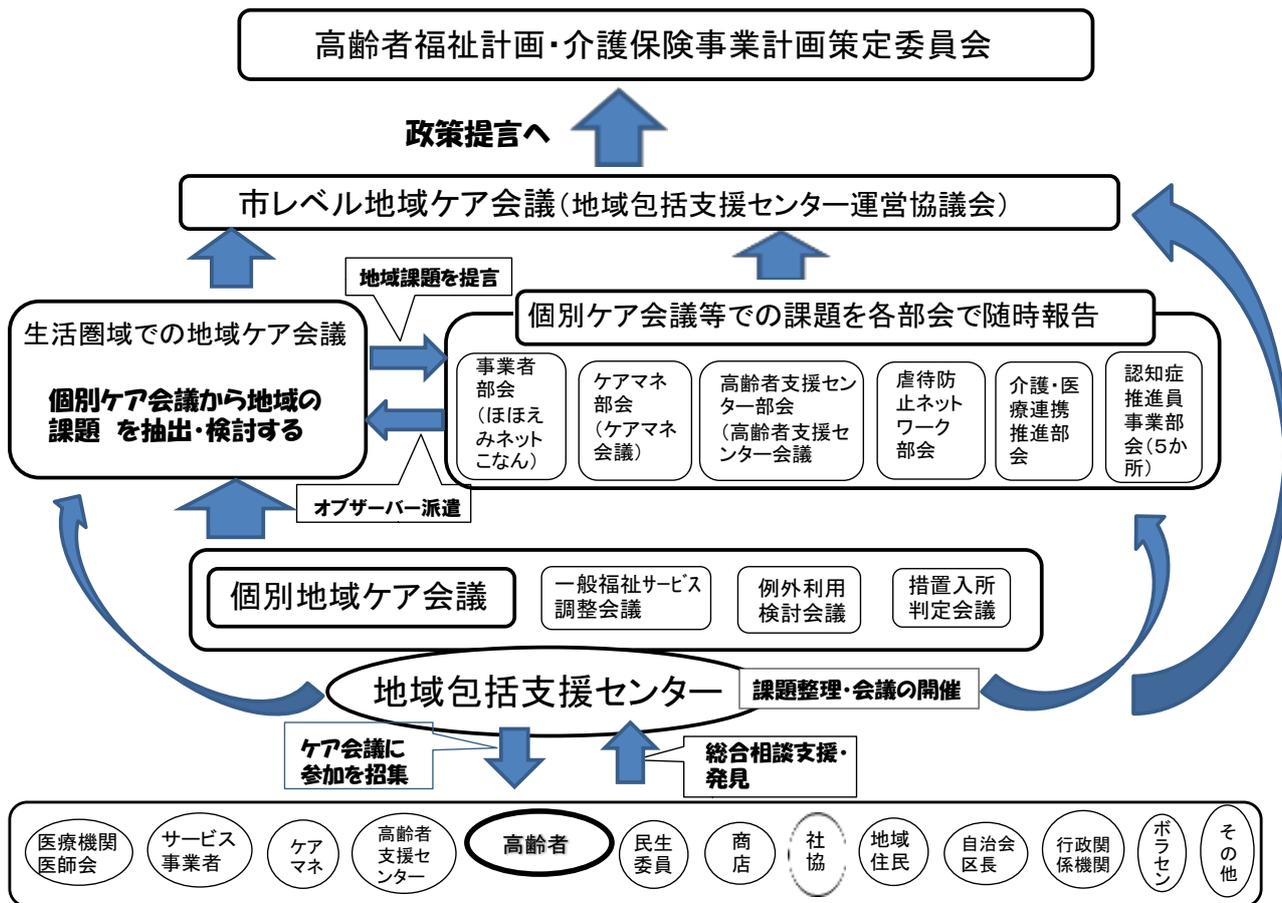
- ◆ 定期的に居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、情報交換や資質の向上を図ります。
- ◆ 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。

<地域ケア会議>

- ◆ 他職種協働による地域包括支援ネットワークを構築し、地域課題の解決に結び付けていくため、地域ケア会議の役割や組織を明確にして運営していきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	生活支援サービスの体制整備	第2部 第2章 基本施策Ⅲ 生活支援サービス等の供給体制の整備 事業Ⅰ 多様な主体による生活支援サービスの創出（P70～P71 参照）
拡充	認知症施策の推進	第2部 第2章 基本施策Ⅳ 総合的な認知症ケアの体制づくり（P74～P77 参照）
拡充	在宅医療・介護の連携の推進	第2部 第2章 基本施策Ⅵ 医療と介護の連携（P82～P85 参照）
継続	総合相談事業の充実	あらゆる機会をとらえ、また多様な手段により相談窓口の周知に努めます。市民の生活の場に近い高齢者支援センターやその他の関係機関と連携を深め、市民の幅広い生活相談の対応に努めます。
拡充	地域ケア会議の推進	支援困難事例について、多職種協働により課題解決・ネットワーク構築を目的として個別ケア会議を開催します。また、その中で抽出された課題を生活圏域レベルでの地域ケア会議や各部会で協議し、市レベル地域ケア会議に政策提言として提案していきます。
拡充	介護予防事業の推進	第1部>第1章>基本施策Ⅱ 健康づくりと介護予防の推進>事業Ⅱ-2 総合的な介護予防事業の推進（P66～P69 参照）
継続	権利擁護の推進	第2部>第2章>基本施策Ⅴ 権利擁護の推進（P78～P81 参照）
継続	介護予防ケアマネジメントの推進	平成29年度から開始する介護予防・日常生活支援総合事業の内容をふまえながら、介護予防事業や予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行います。
継続	包括的継続的ケアマネジメント支援	個別地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談、支援困難事例への指導・助言を行います。
継続	情報の一元的整理と多様な方法による情報提供	高齢者支援センターだより、暮らしの便利帳、サロンの紹介冊子等の情報が、必要な人に手軽に届くよう、内容や提供の方法を見直していきます。



《湖南省地域ケア会議の関係についてのイメージ図》

事業Ⅶ-4. 地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括支援センター運営協議会は年1～2回の開催で、事業実績および計画の報告にとどまり、事業の評価・検証の機能を十分に果たせていません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 法改正により、定期的に地域包括支援センターの事業実施状況について点検・評価を行うよう努めることが定められました。地域包括ケアシステム構築の取り組みについて、継続的な評価・点検を行うとともに、地域包括支援センターの取り組みに関する情報の公表を行います。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	PDCAサイクルによる事業評価の実施	それぞれの事業について実績をふまえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について検証を行っていきます。
継続	運営協議会への報告と検証	地域包括支援センターの目標・達成度の評価・点検による検証結果を地域包括支援センター運営協議会に報告し、PDCAサイクルによる事業の進捗管理と見直し等を行います。

第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策Ⅷ 介護保険サービスや住まいなどの基盤整備

事業Ⅷ-1. 在宅生活を支えるための居宅介護サービスの整備

【取り組みと現状分析】

- ◆ 小規模多機能型居宅介護は、日枝中学校区を除く中学校区に各1か所開設されています。
- ◆ 平成26年9月末現在、認知症対応型通所介護は甲西中学校区に2か所、石部・甲西北・日枝中学校区に各1か所の計5か所開設されています。
- ◆ 多様で柔軟なサービスを提供し、家族の介護負担の軽減に効果的な定期巡回・随時対応型訪問介護および看護小規模多機能型居宅介護の事業所は市内にありません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 小規模多機能型居宅介護については、第5期中に実現しなかった日枝中学校区での早期の開設に努めます。
- ◆ 認知症の高齢者が増えるなかで、地域での生活を支えるために認知症対応型通所介護の利用ニーズは多くなることが予想されます。今後、日常生活圏域ごとのニーズ量を的確に把握し、定員数の少ない圏域での次期計画期間における新たな事業所開設に向けた検討を進めます。
- ◆ 在宅看取りを進めるうえで不可欠と思われる定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護について、ニーズや事業所の意向をふまえながら整備を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
拡充	地域密着型サービスの整備・充実	定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護の創設について、地域のニーズを洗い出し、必要に応じて事業者の参入を働きかけます。また、日枝中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所1か所を早期に開設します。
継続	居宅サービスの充実	在宅生活を支える居宅サービスについては、利用者数の推移を注視しながら、必要に応じ新たな事業者の参入を働きかけます。 ※個々のサービスごとの給付の見込みや今後の方向性は、「第3部 第1章 介護保険事業量 1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」(P99~P124 参照)」に記載。

事業Ⅷ-2. 介護保険施設サービス利用の適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護老人福祉施設の入所の判断は、施設ごとの入所検討委員会で行われています。
- ◆ 平成27年度から特別養護老人ホームの入所は要介護3以上に限定され、要介護1または2の人がやむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合のみ入所(特列入所)が認められることとなります。

【課題と今後の方針】

- ◆ 特例入所の判断は各施設が行いますが、入所判定の公正性を確保するとともに、地域の在宅サービス等の提供体制の状況などを踏まえる必要があることから、市が判定手続きに適切に関与していきます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	特例利用の適切な入所判定	特例入所の判断基準や市の関与の手法など入所判定手続きについて定めた国の指針に基づく市の「優先入所指針」により、入所判定の手続きに適切に関与し、公正な入所判定の促進を図ります。

事業Ⅷ-3. サービスの質の向上

【取り組みと現状分析】

- ◆ 県が推進する「健康福祉サービス評価」による自己評価を行い、その結果を公表する事業所は増えつつあります。第三者評価は、事業所の自己負担が必要なこともあり進んでいません。
- ◆ 施設利用者の事業所に対する不平・不満や意見などを聴取し事業者や行政に伝達するパイプ役として、介護相談員を市内の事業所に定期的に派遣しています。
- ◆ スキルアップや情報収集の場として、月1回、居宅介護支援事業者連絡調整会議を実施しています。ケアマネジャーのレベルに差があり、一律の研修では対応しきれない側面もあります。
- ◆ 有志の主任ケアマネジャーと新人ケアマネジャーによる勉強会・事例検討会が定期的開催され、スキルアップや他事業所同士の連携強化が図られています。
- ◆ 60余りの市内の事業所で湖南省介護保険事業者協議会（ほほえみネット）が組織され、職員の資質向上のための研修会の開催を中心に活動されています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 積極的に自らのサービス内容を見直し、外部の意見を取り入れ改善していく事業所が増えるよう、自己評価の実施はもとより、第三者評価についても積極的に取り入れ、より質の高いサービスを提供するよう指導していきます。
- ◆ 介護相談員は、利用者と介護事業者のパイプ役として重要な役割を果たしています。引き続き活動が継続されるよう、介護相談員の育成にも取り組む必要があります。
- ◆ 定期的に居宅介護支援事業者連絡調整会議を開催し、情報交換や資質の向上を図ります。研修に際しては、ケアマネジャーのレベルに合った内容や手法に工夫をこらす必要があります。
- ◆ 地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、ケアマネジャーに対する専門的な見地からの個別指導・相談への対応を行います。
- ◆ 湖南省介護保険事業者協議会（ほほえみネット）の研修会において、ケア技術や医療連携、介護保険と障がい福祉の連携など幅広いテーマで、かつ実のある学びの場となるよう指導・助言に努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	事業者協議会（ほほえみネット）による研修会の開催	介護保険事業者協議会（ほほえみネット）の研修の場が、現場職員の学びのニーズや地域課題にマッチしたテーマで実施され、職員のスキルアップや横の連携につながるよう支援します。
継続	介護相談員設置事業の継続	定期的にサービス提供の現場を訪れ、利用者や家族の声をお聞きし、本人への助言や事業者にサービスの質の改善につながる提案をする、サービス利用者・サービス提供者・行政機関の橋渡し役として介護相談員を引き続き設置します。
継続	「健康福祉サービス評価」および第三者評価の推進	事業者自らの評価・改善の取り組みによるサービスの質の向上と、自分に最も適したサービスの選択による利用者の満足度の向上のため、自己評価と第三者評価を推進していきます。

事業Ⅷ-4. 多様な住まいの確保

【取り組みと現状分析】

- ◆ 地域包括ケアシステムのサービスの柱の一つである「住まい」について、今後、サービス付き高齢者向け住宅の建設が進むことが予想されます。
- ◆ 高齢者の住宅確保対策について、市としての施策が打ち出せていません。
- ◆ 介護を必要とする高齢者が自宅での生活を継続できるように、高齢者住宅小規模改造助成事業を実施しています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 高齢者福祉担当部署と住宅政策担当部署が常に情報交換をしながら、高齢者に安心な住まいを提供できるよう連携に努めます。特にサービス付き高齢者向け住宅については、サービスの水準が保たれるように、市独自の指導基準の作成を検討し、事業者の協力を求めています。
- ◆ ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の高齢者等の住まいのニーズに応えるため、多様な住まいの提供のあり方について検討します。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	多様な住まい方の検討	ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の現状を踏まえ、多様な世帯に対応した住まい方を支えるための方針の検討を行います。
継続	サービス付き高齢者向け住宅との連携・活用	高齢者のみの世帯が増加するなか、介護度の低い高齢者の住まいの課題解決策のひとつとして、サービス付き高齢者向け住宅の活用を図ります。また、安心して利用していただけるように定期的な情報交換の場を設けるなどの連携を進めます。
継続	高齢者住宅小規模改造助成事業	介護保険の住宅改修で保険給付を受けてもなお改修が必要な場合に、住宅改修に係る費用の助成事業を行い、在宅生活の継続を支援します。

第3章 自分に合った介護サービスを適切に利用できるまち

基本施策Ⅸ 介護保険事業の円滑な運営

事業Ⅸ-1. 給付の適正化の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 保険給付の適正化を図るため、住宅改修や福祉用具の購入の場合に、必要に応じ申請者の居宅を訪問のうえ、その必要性や内容を確認しています。
- ◆ 介護サービスの利用状況を確認し、介護保険サービスの適正な利用を促すため、利用した人に対し2か月に一度、介護給付費通知を送付しています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 住宅改修や福祉用具の購入の場合は、今後も必要に応じ申請者の居宅を理学療法士資格を持つ職員も加わって訪問し、サービスの必要性や内容を十分確認します。
- ◆ 介護給付費通知の送付は、送付の時期や説明文の同封など、効果の上がる方法を工夫しながら今後も継続していきます。
- ◆ 受給者が過剰なサービスの利用や不適切なサービス利用にならないように、適正化事業の取り組みについての広報について検討し、周知を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	適正化事業の実施目標の設定と公表	介護給付の適正化につながる事業の内容や実施方法とその目標を定め、公表します。
新	縦覧点検・医療情報の突合	介護報酬の支払い状況の確認や、医療情報と介護保険の給付状況を突合し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除に努めます。
新	国保連介護給付適正化システムの活用	国民健康保険団体連合会システムの活用方法を習得し、活用しやすい帳票から順次活用して定期的な確認・点検を行い、事業者に対する効果的な指導を行います。
継続	事業者実地調査の実施	国民健康保険団体連合会から送られるケアプラン分析データを参考に居宅介護支援事業所を訪問し、サービスの偏りや同一事業所のサービスに集中していないかなどを聞き取り、適切なケアプランの作成を促します。
継続	住宅改修・福祉用具の実地調査	福祉用具の利用や住宅改修を行おうとする受給者宅を訪問し、必要性や施行状況の点検を行い、受給者の状態にそぐわない福祉用具の利用や住宅改修を排除し、適切な利用を促進します。
継続	国保連合会の給付費通知の送付	受給者（家族）に対し、介護報酬の請求および費用の給付状況について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを確認していただけるよう、今後も送付を継続していきます。なお、サービスを見直す節目となる認定の更新時期での送付や、説明文書、Q&Aや自己点検リストの同封など、効果が上がる方法を検討します。

事業Ⅸ-2. ケアマネジメントの適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護事業所の意向に沿った基準額いっぱいのサービス提供や、特定事業者への偏りが見られ、利用者本位のケアプランの作成など、公正中立なケアマネジメントの実施が求められています。
- ◆ 「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用したケアプランの点検に取り組めていません。
- ◆ 定期的で開催している居宅介護支援事業者連絡調整会議において、事例検討の機会やスキルアップの情報提供などを通してケアマネジャーの資質向上の支援を行っています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用したケアプランの点検を定期的に行い、介護事業所の意向に沿った基準額いっぱいのサービス提供や、特定事業者への偏りなどをチェックし、公平中立なプランの作成を促します。
- ◆ 居宅介護支援事業者連絡調整会議における研修について、新任、現任、リーダー養成といった段階的な個々のレベルに合った講習会の開催やケアプランの点検の機会を設けるなど、高齢者が介護サービスや保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用するために欠かせない適正なケアマネジメント力を培う支援を行います。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用などによるケアプランの点検	良質な介護サービスを利用者に提供するため、「ケアプラン点検支援マニュアル」や国保連合会介護給付適正化システムから提供される帳票等を活用して、定期的にケアプランの点検を行います。また、点検に携わる職員の研修会参加による資質向上を図り、点検方法の工夫により実効性を確保していきます。
新	地域ケア会議におけるケアマネジメント支援	ケアマネジャーが抱える支援困難なケースについて、医療・介護の多職種が協働してケアマネジメントをする個別地域ケア会議を積極的に開催し、自立支援に向けた適正なケアプランの作成を推進します。
継続	ケアマネ会議における事例検討や情報交換	居宅介護支援事業者連絡調整会議において、ケアマネジャー同士や主任ケアマネジャーによるケアプランの点検や個々のレベルに合った講習会、また情報交換の機会を設け、ケアプラン作成における「気づき」を促し、自立支援に資する適正なケアマネジメントの実践を目指します。

事業Ⅸ-3. 受給者の理解の促進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されるようにすることをねらいとする「介護給付の適正化」について、趣旨や取り組み状況等の周知および啓発は十分に組み合わせていません。
- ◆ 受給者の理解を促進するため、介護保険制度の紹介の小冊子、高齢者サロンの案内や高齢者向け

の暮らしの便利帳、サービス事業者情報をまとめたチラシなどを発行し、窓口での相談者に配布しています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 分かりやすい小冊子の発行に努めるとともに、市民や高齢者福祉に携わる関係者への有効な配布と説明を行っていきます。
- ◆ 保険料の決定通知の送付時に、介護保険制度の理解や適正化事業の目的等の周知を図るチラシ等を同封し、正しい介護保険制度の利用の促進を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	適正化事業の目的の周知	介護給付の適正化事業の趣旨や市の取り組み状況について、保険料決定通知送付時にチラシを同封したり、市広報紙の紙面を活用したりして、定期的（年2回程度）に適正化事業の目的や実績の周知を図り、真に必要なサービスの利用を促進していきます。
継続	介護保険制度の正しい理解の推進	分かりやすい介護保険制度のパンフレット等を作成し、窓口での相談時や新規申請時にこれらを用いて説明を行い、介護保険制度を正しく理解していただき、適切なサービス利用を促します。

事業Ⅸ-4. 要介護認定の適正化

【取り組みと現状分析】

- ◆ ケアマネジャー資格を持つ職員が、調査内容の整合性について訪問調査員が作成した全調査書を点検しています。
- ◆ 要介護認定申請者の増加により、訪問調査員による認定調査から認定審査会による審査・判定までに相当の時間を要し、要介護者のサービス利用に支障をきたす事案が生じています。

【課題と今後の方針】

- ◆ 公平公正な要介護認定の確保のため、要介護認定にかかわる訪問調査員、介護認定審査会委員および主治医に対して、県が実施する研修等への参加を促します。
- ◆ 要介護の判定に不可欠な医師の意見書について、より正確な情報を得られるよう市医師会と連携しながら取り組みます。
- ◆ 介護認定審査会の合議体数を増やして認定審査会の開催回数を増やすなど認定審査体制の整備を図り、認定審査・判定の迅速化に努めます。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	専門職による認定調査内容の再点検	ケアマネジャー資格を持つ職員が訪問調査員の作成した認定調査書の内容を全数点検し、公平公正な要介護認定の確保を図ります。

継続	調査員研修会やeラーニングの実施	訪問調査員による調査の偏りが生じないように、調査員研修会やeラーニングの積極的な受講を促すとともに、課内においても定期的に意見交換や質問の機会を設け、訪問調査員のスキルアップに努めます。
継続	認定審査の迅速化と合議体間の平準化	認定審査を迅速に進め速やかにサービス利用につながるよう、認定審査会の合議体数をひとつ増やし、審査会のひと月あたりの開催回数を増やします。 また、どの合議体においても公平公正な要介護認定の審査・判定が行われるよう、新任委員には研修受講を義務づけるとともに、現任委員にも研修会への参加を促すほか、認定調査関連情報の提供を行い、質の向上を図ります。

事業Ⅸ-5. 適正な財政運営の推進

【取り組みと現状分析】

- ◆ 高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続いています。第5期の介護保険料の設定にあたっては、介護保険準備基金および財政安定化基金（県）の取り崩しにより保険料の上昇抑制を図りました。
- ◆ 当市の介護保険料は、低所得者に配慮した多段階制を早くから取り入れ、第5期においては11段階制とし、収入に応じたきめ細かな保険料を設定しました。
- ◆ 第1号被保険者の保険料の負担割合は、高齢化の進行を反映して第1期の17%から第5期では21%に上昇しており、第1号保険料は介護保険財源の大きなウエイトを占めています。平成25年度における本市の第1号保険料の徴収率は98.98%と県内平均を若干下回っており、滞納者に対する納付交渉の取り組みが不十分な状況です。

【課題と今後の方針】

- ◆ 第6期においては、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費が投入され、低所得者の保険料の軽減割合が拡大されます。国の措置に基づき、非課税世帯の保険料の負担を5期よりも軽減し、第5期の保険料段階を基本として収入に応じたきめ細かな保険料の設定を行います。
- ◆ 費用負担の公平化に向け、所得や資産のある高齢者の利用者負担の見直しが行われるため、国の基準に沿った適切な利用者負担の徴収事務の執行に努めます。また、一定の要件を満たす人については、引き続き利用者負担の軽減や保険料の軽減措置を行います。
- ◆ 第6期の介護保険料の設定にあたっては、財政安定化基金（県）の取り崩しの必要はないため、介護保険準備基金の残高に応じ、将来を見込んだ適切な取り崩しにより保険料の上昇抑制を図ります。
- ◆ 負担の公平性を図るため、滞納者に対する納付交渉などの債権管理事務を推進・強化し、徴収率の向上を図ります。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
継続	収入に応じたきめ細やかな負担額の設定	保険料の設定は国が設定する9段階より多い12段階とし、収入に応じたきめ細やかな保険料を設定します。また、第1段階から第3段階の非課税世帯の保険料の軽減率を第5期よりも高くし、低所得者の負担軽減を図ります。
継続	適正な債権管理事務の執行	負担の公平性を図るため、滞納者に対しきめ細かな納付交渉を進め、分納誓約を結ぶ件数の増加を図り、徴収率の向上に努めます。また、滞納者のサービス利用に当たっては、償還払いやサービスの給付制限を適切に執行していきます。

事業Ⅸ-6. 計画の進捗管理と評価

【取り組みと現状分析】

- ◆ 介護保険事業計画の評価については、年1回、湖南省介護保険運営協議会に介護保険事業の運営状況等の報告をしていますが、評価・点検や進行管理には至っていません。
- ◆ また、地域包括支援センター運営協議会を年1～2回開催していますが、地域包括支援センターの事業実績と事業計画の報告に留まり、PDCAサイクルによる評価・点検は行えていません。

【課題と今後の方針】

- ◆ 本計画の策定後は、定期的実施状況の点検・進行管理を行い、必要があれば修正を加えることとします。その具体的な方策として、引き続き湖南省介護保険運営協議会を計画実施のための進行管理を行う機関として位置付けます。
- ◆ 評価・点検に当たっては、これまでの実績をもとに課題解決に向けた評価指標および評価項目の設定に努め、事業等の改善を図りながら事業計画を推進していきます。
- ◆ 次年度の事業運営に反映できるよう、点検・評価の実施時期を見直します。
- ◆ 本計画において関連する施策との連携を図るため、必要に応じて庁内関係課と調整を行います。

【具体的事業】

区分	個別事業	取り組みの内容
新	目標・達成度の評価・点検	個別の事業について、実績を踏まえながら可能な限り適切な評価指標を設定し、次年度の事業運営に評価の結果が生かせる時期に各事業の目標の達成度および実施後の効果について検証を行っていきます。
継続	介護保険運営協議会への報告と検証	介護保険事業の目標・達成度の評価・点検による検証結果を介護保険運営協議会に報告し、PDCAサイクルによる事業の進捗管理と見直し等を行います。

第3部

介護保険事業量と保険料の設定

第1章 介護保険事業量

1. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

1-1. 在宅サービスの給付見込み

(1) 訪問介護

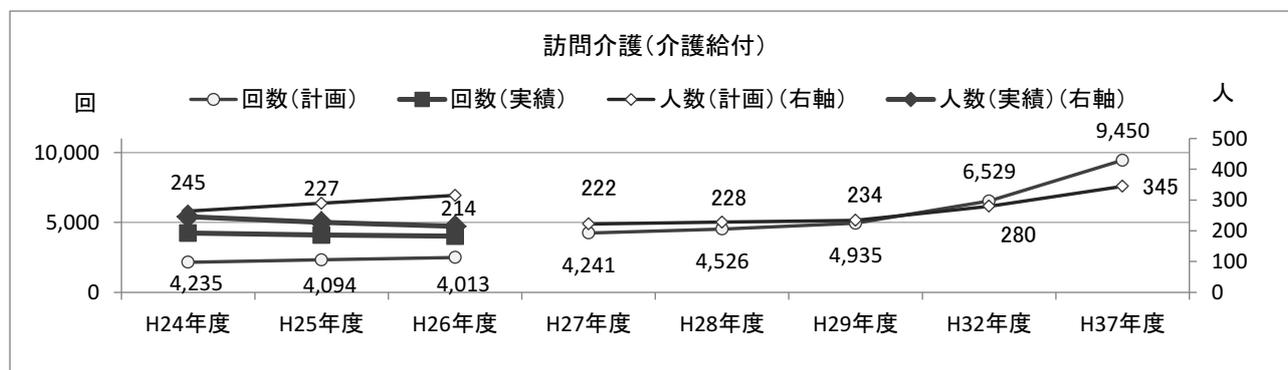
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要介護・要支援者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活をするうえでの援助を行い、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

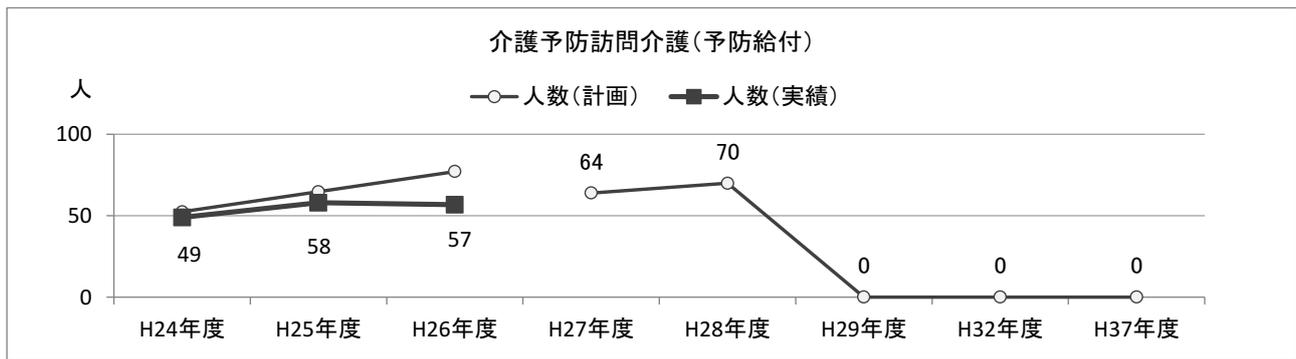
【現状と課題】

- ◆第5期中の訪問介護と介護予防訪問介護の利用人数は、いずれも計画値を下回っており、訪問介護については減少傾向にあります。
- ◆要介護度別の利用者状況は、要介護1・2の認定者の利用が多く全体の約53%となっています。また、在宅サービス対象者に対する要介護度別の利用率は、概ね20%前後ですが、特に要介護4の利用率が高くなっています。

(単位:回・人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	延回数	4,235	4,094	4,013	4,241	4,526	4,935	6,529	9,450
	延人数	245	227	214	222	228	234	280	345
介護予防訪問介護	延人数	49	58	57	64	70	0	0	0





【給付見込み】

- ◆ 今後も独居高齢者や高齢者世帯、また重度者が増えていくことが予想され、訪問介護は在宅での生活を支えるうえで重要なサービスであることから、認定者数の増加に伴う利用増を見込みます。
- ◆ 介護予防訪問介護については、平成 29 年 4 月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスへ、すべての利用者が移行すると見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 在宅介護の限界点を引き上げる必要なサービスであることから、引き続きサービス事業者の確保と質の向上を図るとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のあり方について検討します。
- ◆ 平成 29 年 4 月までに介護予防訪問介護を新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することが求められているため、国のガイドラインに基づくサービス供給体制の構築を平成 27・28 年度の 2 年間で行います。

(2) 訪問入浴介護

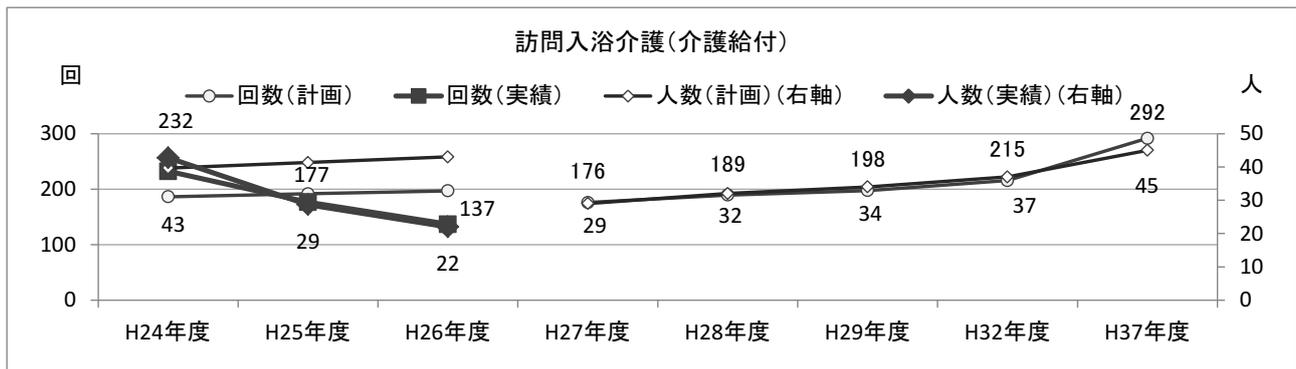
自宅に簡易浴槽を持ち込んで看護職員や介護職員が入浴の介助を行い、可能な限り居宅において自立した日常生活を送ることができるためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 通所困難となった重度要介護者への介護やターミナルケアには必要なサービスですが、利用人数は減少傾向にあります。サービス提供事業者が市内には 1 か所しかないこと、単位数が高値であり自己負担額が大きいこと、さらに特定福祉用具購入や住宅改修などにより自宅浴室を利用した入浴を望む傾向にあり、これらが利用の伸びない要因と考えられます。
- ◆ 要介護度別の利用者状況は、重度の要介護者の利用が多くなっています。

(単位:回・人/月)

		第 5 期			第 6 期			第 7 期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問入浴介護	延回数	232	177	137	176	189	198	215	292
	延人数	43	29	22	29	32	34	37	45



【給付見込み】

- ◆ 今後、重度者の在宅介護が増加することから、要介護認定者の増加に伴うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 医療依存度の高い重度者の在宅での生活を維持するために、サービス事業者の確保に努めます。利用に際しては、利用者のニーズに合った適切なサービスの選択となるよう、十分なアセスメントを行います。

(3) 訪問看護

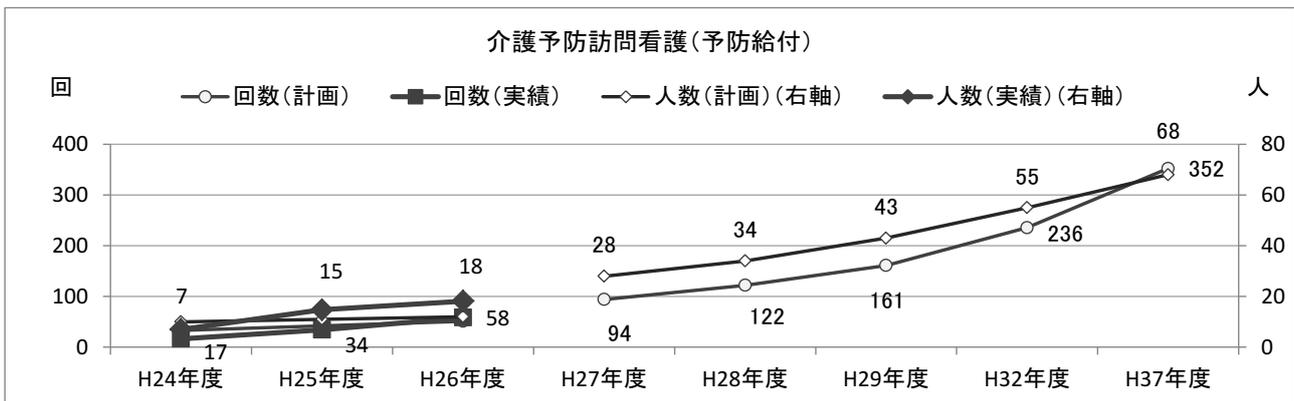
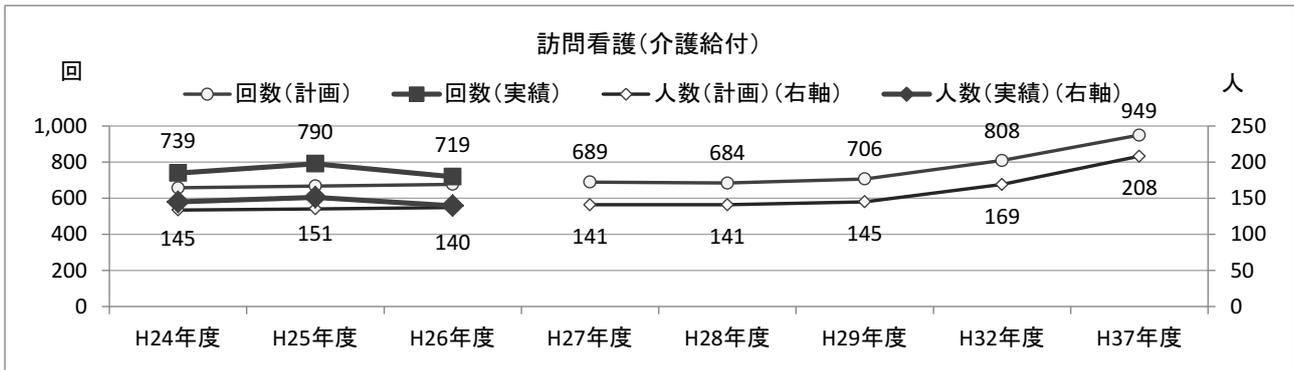
主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院の看護師等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活を過ごせるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内の訪問看護事業所は8か所あり、県内他市に比べサービス基盤は強い状況です。
- ◆ 訪問看護、介護予防訪問看護のいずれも計画値を上回る利用があり、訪問看護はほぼ横ばい、介護予防訪問看護は増加傾向にあります。
- ◆ サービス利用者の状況では、要介護1の利用が約3割強と最も多く、次いで要介護3から5の中・重度者の利用が多くなっています。
- ◆ 今後の在宅限界点を上げるために、緊急時の対応等24時間体制は必要不可欠なサービスであることから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備に向けた検討が必要です。

(単位:回・人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問看護	延回数	739	790	719	689	684	706	808	949
	延人数	145	151	140	141	141	145	169	208
介護予防訪問看護	延回数	17	34	58	94	122	161	236	352
	延人数	7	15	18	28	34	43	55	68



【給付見込み】

- ◆ 医療ケアの必要な要介護者を在宅で支えるうえで重要なサービスであり、介護療養型医療施設が平成29年度末に廃止されることに伴い、退所し在宅となる医療的ケアの必要な要介護者が増えたり、医療機関での在院日数が短縮したりすることによって、サービスの利用は増加すると見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 家族形態の多様化や医療機関における早期退院の推進により、在宅での医療的ケアの必要な人の増加が見込まれます。かかりつけ医や医療機関との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。
- ◆ 終末期における在宅での看取りを希望する人の願いに応えるため、かかりつけ医との連携により看取りが実現するよう、訪問看護サービスの提供量の確保と質の向上を図ります。

(4) 訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、病院等の理学療法士や作業療法士等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、できるだけ自立した日常生活を過ごせるように機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

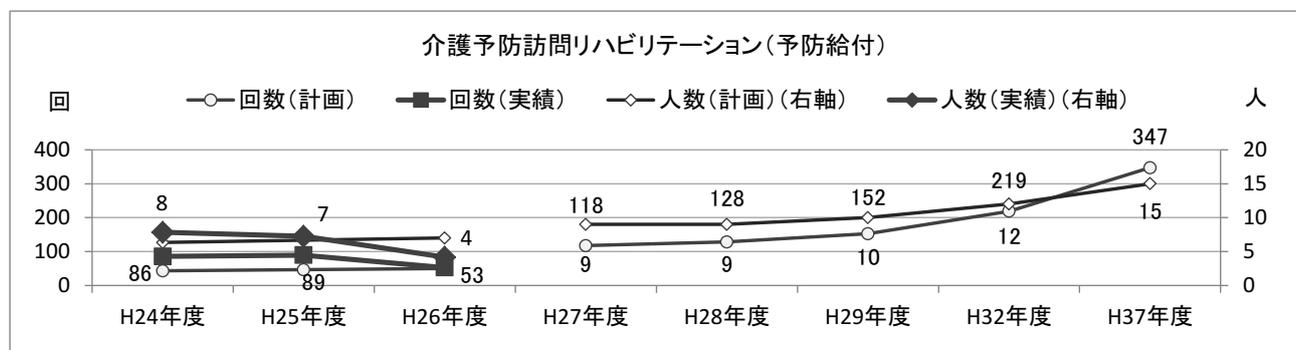
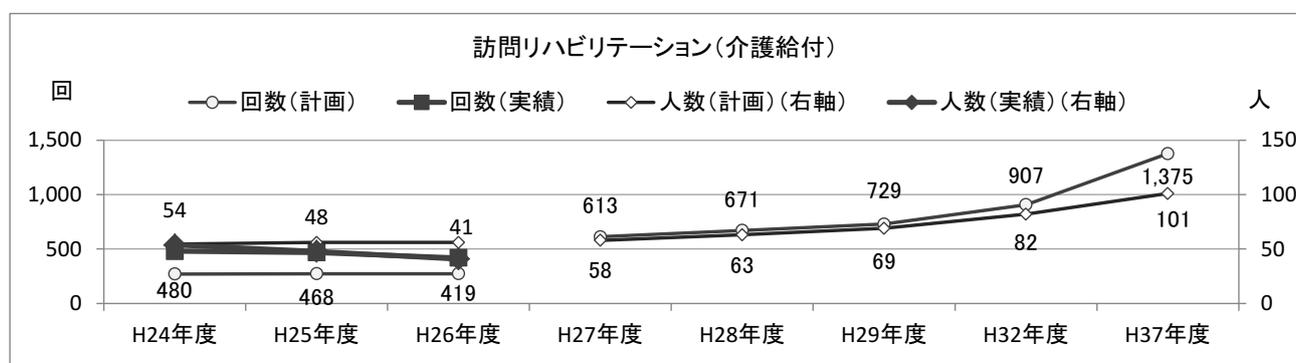
【現状と課題】

- ◆ 訪問リハ、介護予防訪問リハのいずれも計画値を上回り、利用者の状況では要介護1・2の人が50%強を占めています。

- ◆ 通所が困難な利用者を対象とするサービスですが、市内には2事業所しかなく、サービス供給体制の整備を図る必要があります。

(単位:回・人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問リハビリテーション	延回数	480	468	419	613	671	729	907	1,375
	延人数	54	48	41	58	63	69	82	101
介護予防訪問リハビリテーション	延回数	86	89	53	118	128	152	219	347
	延人数	8	7	4	9	9	10	12	15



【給付見込み】

- ◆ 高齢者の在宅での生活動作の評価および心身の維持向上を図り、今後、在宅医療を推進していくうえでも重要なサービスです。実績に応じた利用者を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ ニーズの増加に対応できるサービス提供事業者の確保に努めます。
- ◆ 福祉用具の利用や住宅改修など在宅生活を支えるためのサービスとの連携を図り、高齢者の状態に応じた質の高いリハビリテーションの包括的な提供に努めます。

(5) 居宅療養管理指導

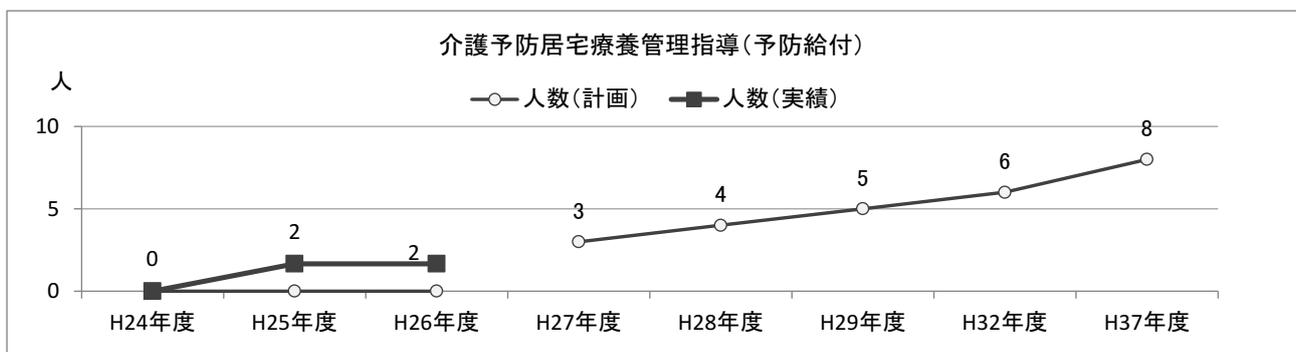
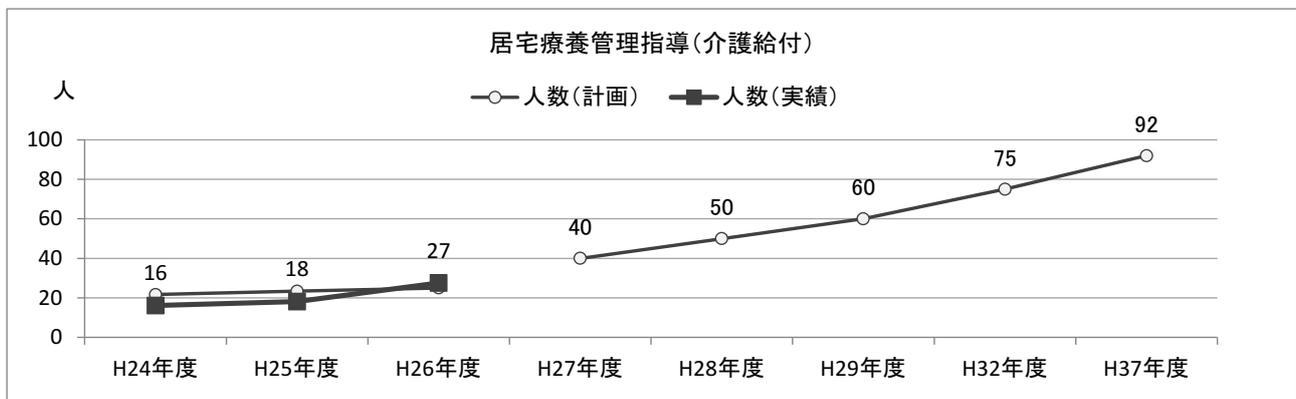
通院困難な利用者に対して医師、歯科医師、薬剤師等が要介護・要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理指導を行い、療養生活の向上を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 利用者の健康状態を把握することができ、また介護の仕方の指導を受けることもできるので、在宅介護の家族にとっても役に立つサービスです。昨今では、薬剤師会が在宅での薬剤管理に積極的に関わる活動をしています。
- ◆ 居宅療養管理指導の利用者は、増加傾向にあります。

(単位：人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅療養管理指導	延人数	16	18	27	40	50	60	75	92
介護予防居宅療養管理指導	延人数	0	2	2	3	4	5	6	8



【給付見込み】

- ◆ 医療的な管理指導が必要な在宅の要介護者の増加が見込まれるため、一定の伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 介護療養型医療施設の転換などにより、医療依存度の高い在宅の要介護者の増加が予測されることから、居宅療養管理指導サービスの利用につながるよう積極的な情報提供・啓発を進め、利用者のニーズに応じた居宅療養管理指導ができるよう、関係機関と協力し必要な供給体制の確立に努めます。

(6) 通所介護（デイサービス）

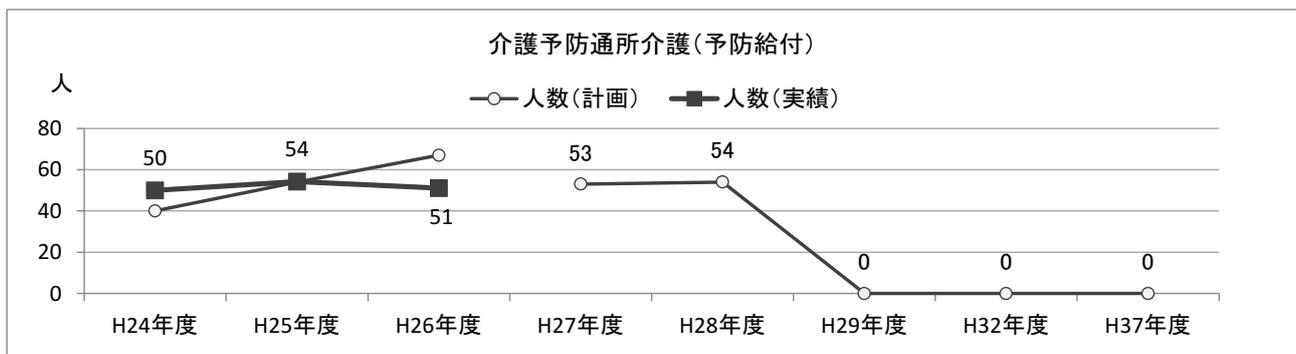
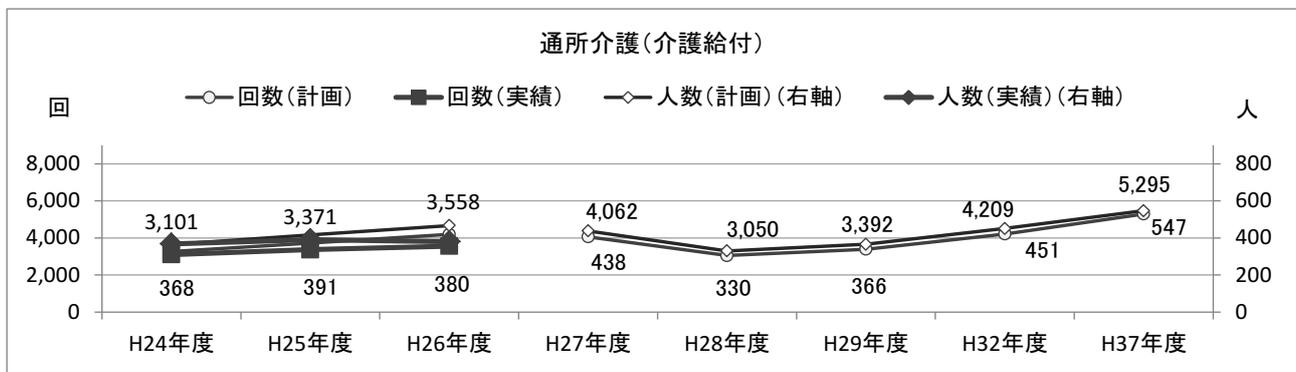
デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 通所介護、介護予防通所介護の利用者はいずれも計画値を下回っているものの、増加傾向にあります。
- ◆ 在宅サービスを利用している人のうち、約3割の人が通所介護を利用しており、福祉用具の貸与に次いで利用されているサービスです。サービス利用者の状況では、要介護1・2の人が全体の約6割を占めています。
- ◆ 市内には12の通所介護事業所があり、介護や機能訓練に重点を置いたもの、レスパイト中心のもの、サービス提供時間の長短、事業所の規模など、さまざまなサービス提供の実態があります。
- ◆ 通所介護の事業所については、経営の安定性の確保やサービスの質の向上が求められています。

(単位:回・人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
通所介護	延回数	3,101	3,371	3,558	4,062	3,050	3,392	4,209	5,295
	延人数	368	391	380	438	330	366	451	547
介護予防通所介護	延人数	50	54	51	53	54	0	0	0



【給付見込み】

- ◆ 小規模の通所介護事業所については、平成 28 年 4 月 1 日までにおいて、地域密着型通所介護として地域着型サービスに位置付けられます。本市の通所介護 12 事業所（平成 26 年 7 月現在）のうち 7 事業所が該当するため、地域密着型通所介護で見込みます。
- ◆ 介護予防通所介護については、平成 29 年 4 月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスへ、すべての利用者が移行すると見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 通所介護事業所により稼働率に大きな格差があり、経営上の課題を抱える事業所もあることから、各事業所がそれぞれサービス提供内容に特性を発揮し、利用者がニーズに合った事業所を選択できるよう供給体制の整備に努めます。
- ◆ 平成 29 年 4 月までに介護予防通所介護を新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することが求められているため、国のガイドラインに基づくサービス供給体制の構築を平成 27・28 年度の 2 年間でいきます。

(7) 通所リハビリテーション

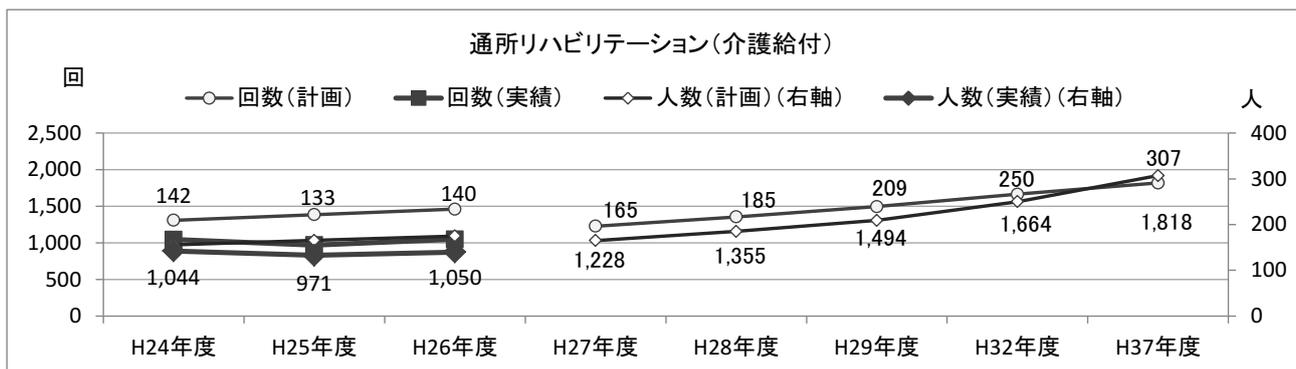
自立した日常生活を送れるよう介護老人保健施設等で機能訓練を行い、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

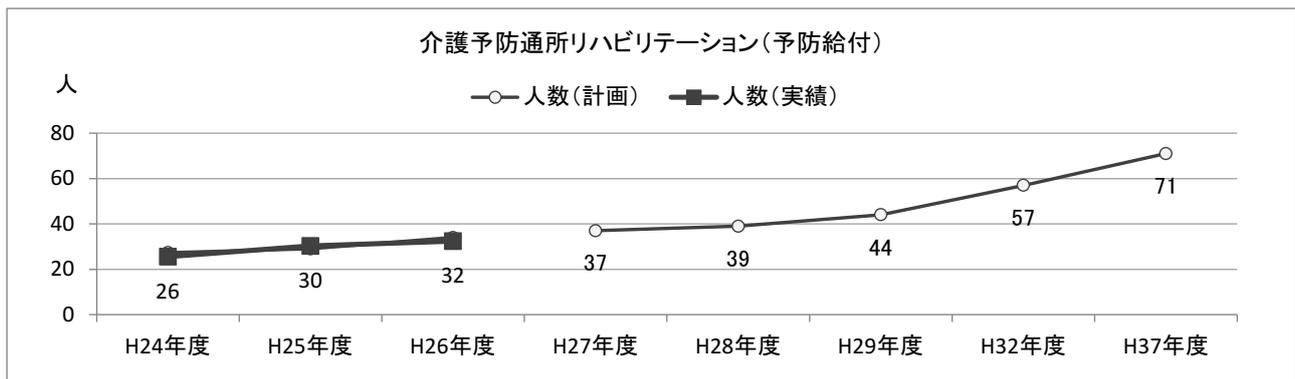
【現状と課題】

- ◆ 通所リハビリテーション(介護給付)のサービスの利用人数は計画値を下回り微減傾向で、要介護 1・2 の人の利用が全体の約 6 割を占めています。
- ◆ 市内には 3 か所の事業所があり、定員の合計は 167 人となっています。

(単位:回・人/月)

		第 5 期			第 6 期			第 7 期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
通所リハビリテーション	延回数	1,044	971	1,050	1,228	1,355	1,494	1,664	1,818
	延人数	142	133	140	165	185	209	250	307
介護予防通所リハビリテーション	延人数	26	30	32	37	39	44	57	71





【給付見込み】

- ◆ 要介護認定者の増加に応じて、利用者の微増を見込みます。
- ◆ 介護予防通所介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することから、さらに介護予防通所リハビリテーションでは需要が高まる見込みです。

【今後の方向性】

- ◆ 病院退院者など、急性期から維持期に移行した高齢者のリハビリテーション支援のため、引き続きサービス供給体制の確保に努めます。

(8) 短期入所生活介護

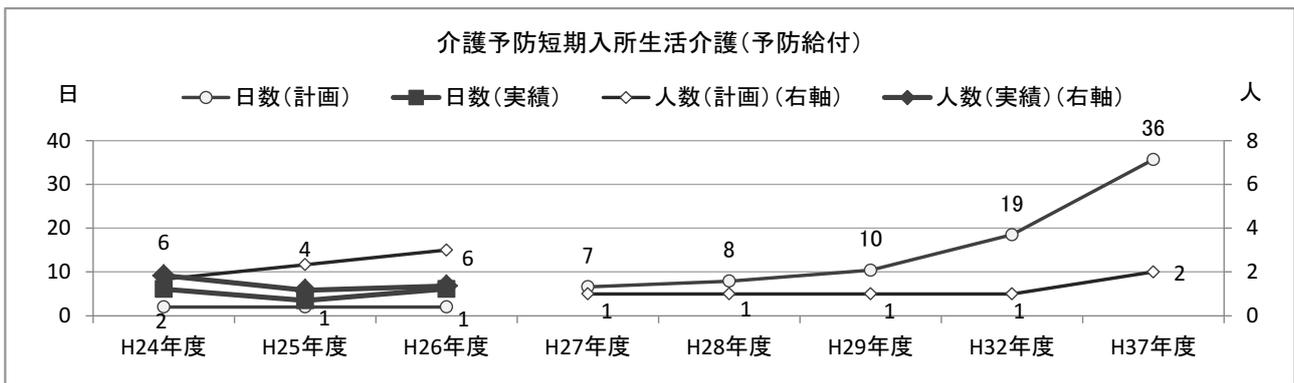
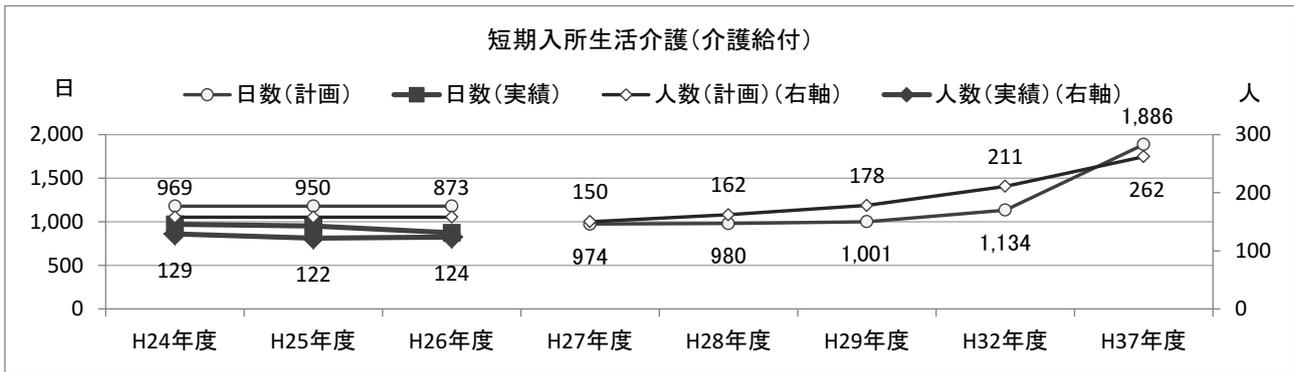
要介護・要支援者の居宅生活を維持するため、介護老人福祉施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービスの利用人数は計画値を下回り微減傾向にあり、要介護度別では要介護3の人の利用者が3割弱と他の介護度に比べやや高くなっています。
- ◆ 利用人数に大きな変化が見られない要因として、サービスの利用を希望する人が多く、3か月前に予約をしないと利用できない現状が影響していると考えられます。恒常的予約や在宅での生活が困難になり、長期的に利用している利用者もいることにより緊急利用に対応できていない現状があります。また、定期利用者が随時施設入所へと移行している現状も見られます。

(単位:日・人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
短期入所生活介護	延日数	969	950	873	974	980	1,001	1,134	1,886
	延人数	129	122	124	150	162	178	211	262
介護予防短期入所生活介護	延日数	6	4	6	7	8	10	19	36
	延人数	2	1	1	1	1	1	1	2



【給付見込み】

- ◆ 高齢者のみ世帯が増加し老老介護が増えるなか、サービスの利用ニーズは今後も高まることが予測されます。ただし、ニーズを満たすだけの新たなサービス基盤の整備は困難なため、見込み量は要介護認定者の増加に応じた伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 在宅介護の限界点を引き上げるには、介護者の緊急時の対応やレスパイトは必要不可欠であり、サービス供給体制の充実に努めます。

(9) 短期入所療養介護

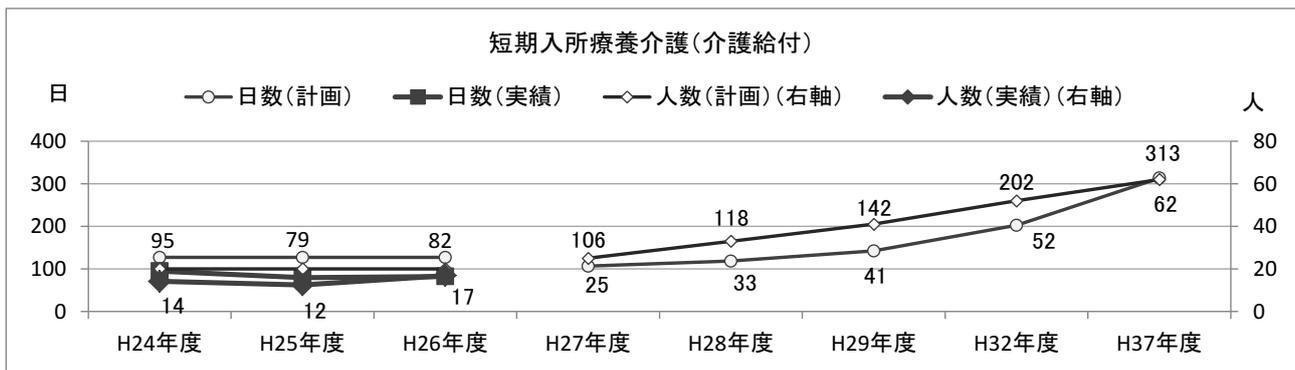
介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービス利用者の状況をみると、利用人数に大きな変動はありません。
- ◆ 市内の老人保健施設は、定員数に対して入所者がそのほとんど占めているため短期入所者の利用枠も少なく、また、ケアマネジャーからの依頼も少ないため、利用は多くありません。
- ◆ 介護予防短期入所療養介護は、利用の実績がありません。

(単位:日・人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
短期入所療養介護	延日数	95	79	82	106	118	142	202	313
	延人数	14	12	17	25	33	41	52	62



【給付見込み】

- ◆ 要介護者認定者の増加に応じて利用者が伸びると見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 医療的ケアの必要な在宅の要介護者が増加してきていることから、緊急時の受入れが可能となるように利用実態を把握・分析し、緊急時における受け入れ体制の確保策を検討します。

(10) 特定施設入居者生活介護

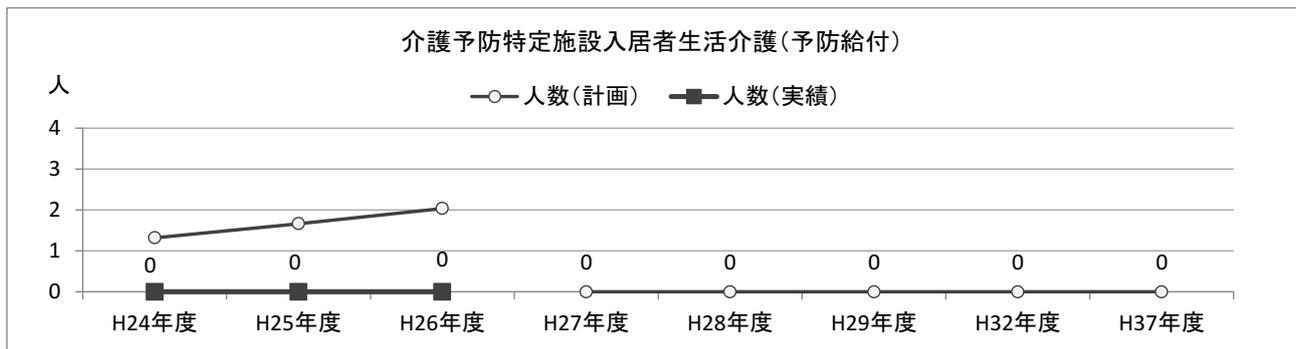
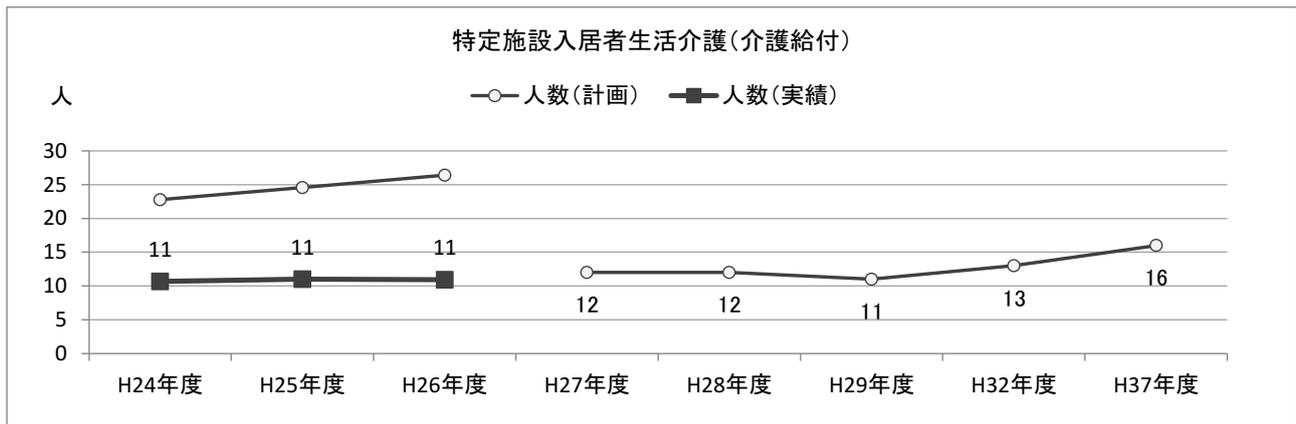
有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入所している要介護者・要支援者に対して、特定施設サービス計画(施設ケアプランに相当)に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービス利用者の利用人数に大きな変化は無く、また利用者のすべてが市外の施設利用となっています。
- ◆ 介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績はありません。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定施設入居者生活介護	延人数	11	11	11	12	12	11	13	16
介護予防特定施設入居者生活介護	延人数	0	0	0	0	0	0	0	0



【給付見込み】

- ◆ これまでの利用実績の推移が続くものとして見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 住まいの確保は地域包括ケアを推進するうえでの重要な柱のひとつであり、特定施設は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などに伴う高齢者の居住環境の変化に対応した多様な住まいの一形態として、今後も需要が高まることが予測されます。利用ニーズの動向を注視しながら、サービス提供体制の整備の検討を進めます。

(11) 福祉用具貸与

要介護・要支援になってもできるだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を過ごせるように、心身の状況や希望、環境をふまえ、適切な福祉用具の選定援助等を行い貸与することで、日常生活上の機能訓練をするとともに、介護者の負担軽減をするサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・特殊寝台・床ずれ予防用具・歩行器・つえ・スロープ等があります。

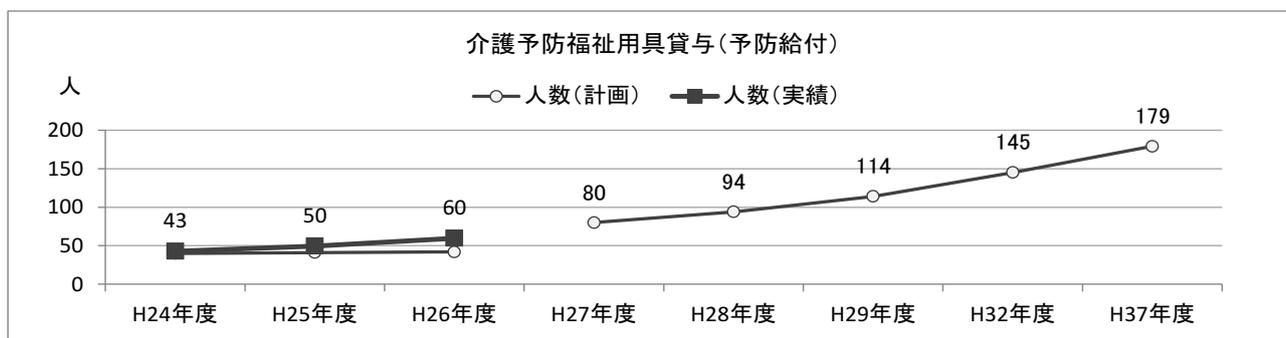
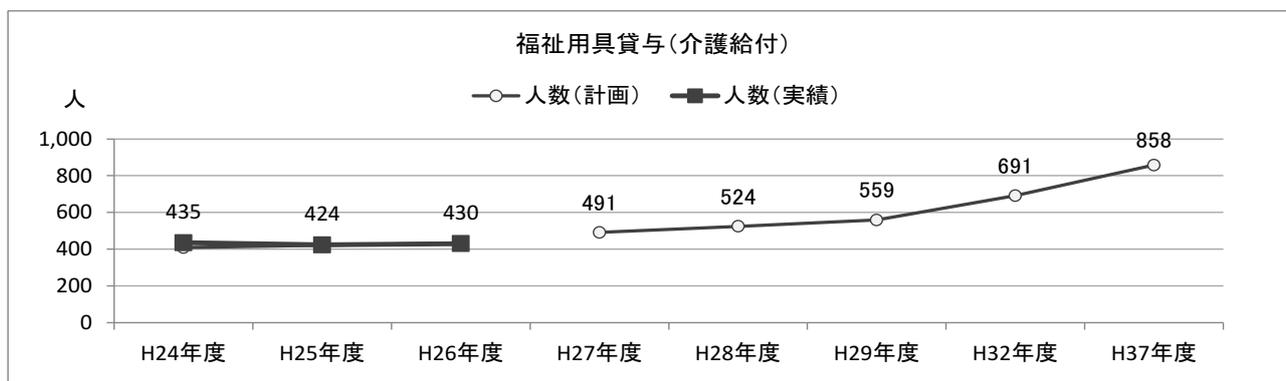
【現状と課題】

- ◆ 対象となる用具は全 13 種類で、要支援から要介護 1 までの人が貸与を受けられるのは 4 種類に限られていることから、要介護 2 以上の人の利用が約 6 割を占めています。
- ◆ 介護度別の利用状況は、要介護 2 以下では手すり・歩行器・歩行補助杖の利用が多く、要介護 3 以上では、車椅子・特殊寝台・床ずれ防止用具の利用が多くなっています。
- ◆ 福祉用具を導入するにあたって、事業者とケアマネジャーの助言により決定している状況が多く、

理学療法士や作業療法士などの医療専門職が生活環境も踏まえたうえで助言する機会が少ないため、適切な用具を利用していない現状も見受けられます。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
福祉用具貸与	延人数	435	424	430	491	524	559	691	858
介護予防福祉用具貸与	延人数	43	50	60	80	94	114	145	179



【給付見込み】

- ◆ 要介護認定者の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 要介護者の心身の状況、環境や希望をふまえ、医師、作業療法士、理学療法士等と連携して、効果や必要性等について十分に検討をしたうえで給付決定する必要があります。また、一旦貸与した用具が適切に使用されているか、変化する要介護者の心身の状況に合っているかのモニタリングやアセスメントを行い、適切な給付を行う必要があります。

(12) 特定福祉用具購入

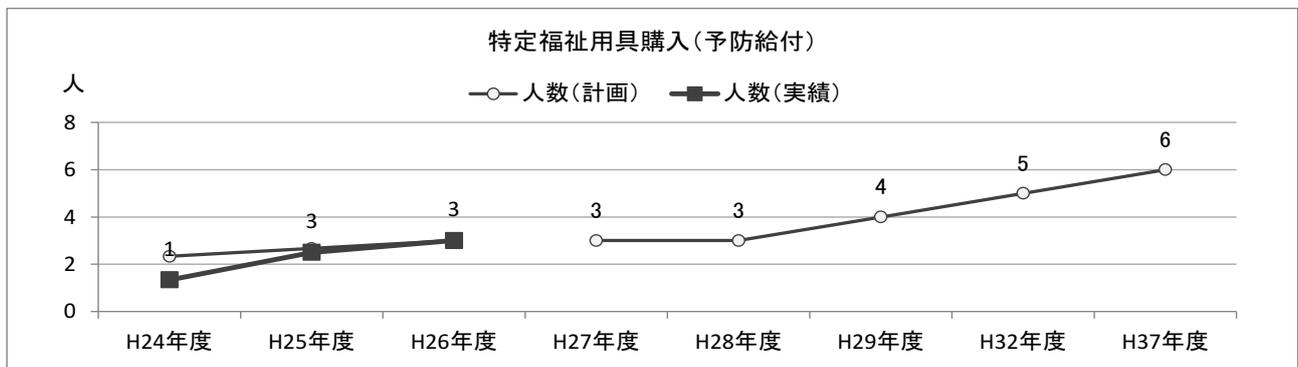
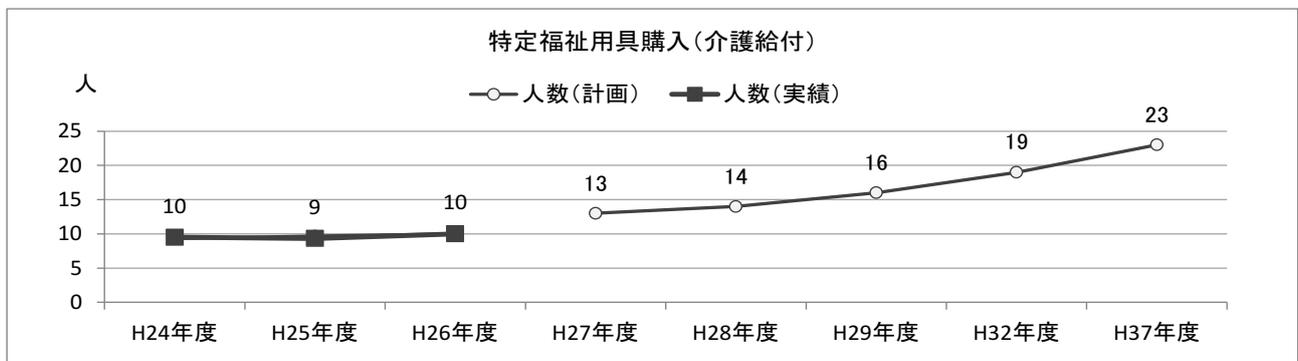
腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護・要支援者に、年間10万円の利用額を限度とし、費用の9割を支給するものです。

【現状と課題】

- ◆ 利用者数はほぼ横ばいです。
- ◆ 対象となる用具は全5種類で、原則として在宅で生活されている人が対象であり、種目別の利用状況は、入浴補助用具と腰掛便座の2種目だけでほぼ10割を占めています。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
特定福祉用具購入	延人数	10	9	10	13	14	16	19	23
特定介護予防福祉用具購入	延人数	1	3	3	3	3	4	5	6



【給付見込み】

- ◆ 要介護認定者の増加に見合うサービス利用者数を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 必要に応じて担当者により事前に現地確認を行い、利用者の個別性に即した生活環境の整備として適切なのかを確認できるよう、担当者の専門的な知識の習得を図るなど、適正給付に努めます。

(13) 住宅改修

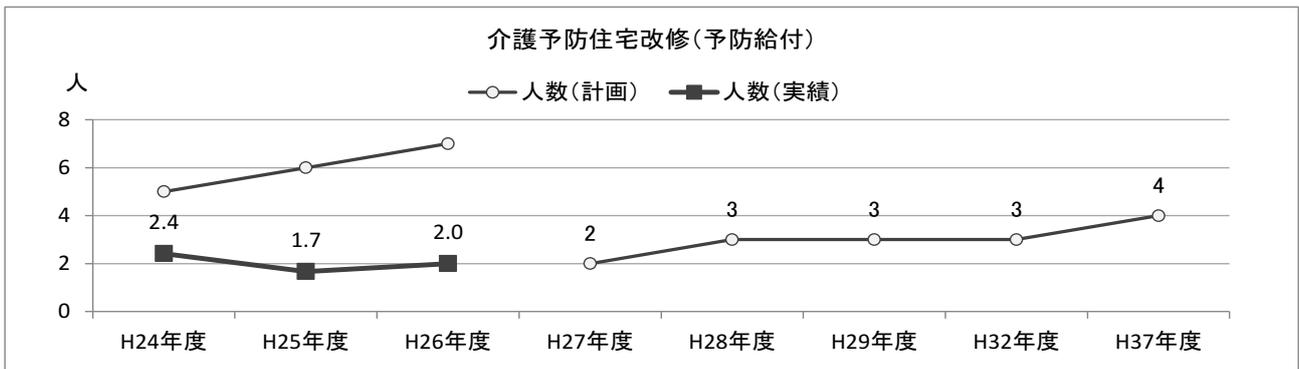
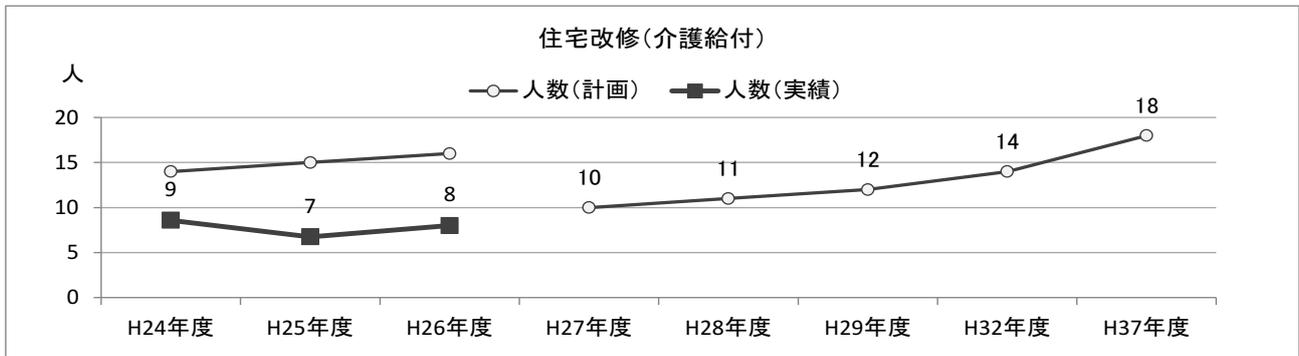
手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円の利用額を限度とし、費用の9割を支給するものです。

【現状と課題】

- ◆ 利用者は計画値を下回りほぼ横ばい状況です。改修工事の種類別では手すりの取り付けが最も多く、要介護度別では要介護1の人の利用が約3割と高くなっています。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
住宅改修	延人数	9	7	8	10	11	12	14	18
介護予防住宅改修	延人数	2.4	1.7	2.0	2	3	3	3	4



【給付見込み】

- ◆ 居宅サービス対象者の増加に応じて伸びを見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 必要に応じて担当者により事前に現地確認を行ったり、担当者の専門的な知識の習得を図ったりして、適正給付に努めます。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

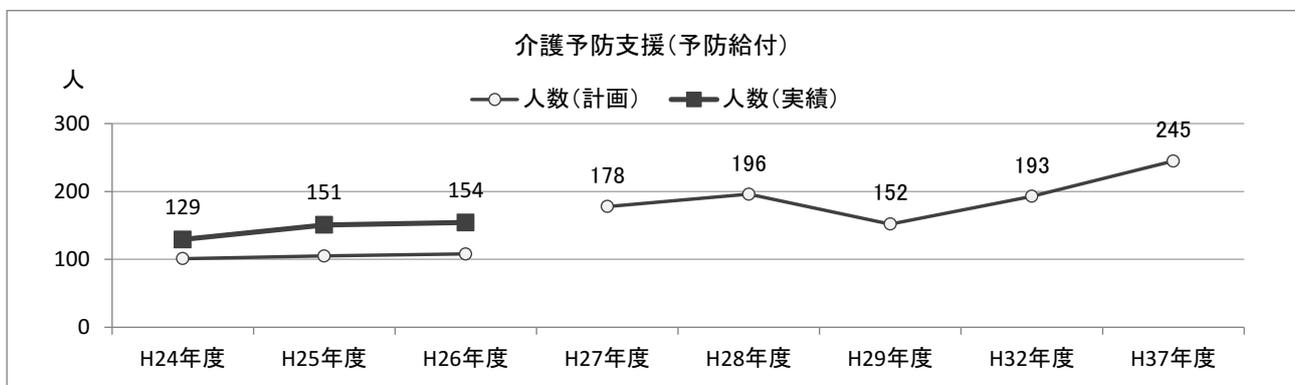
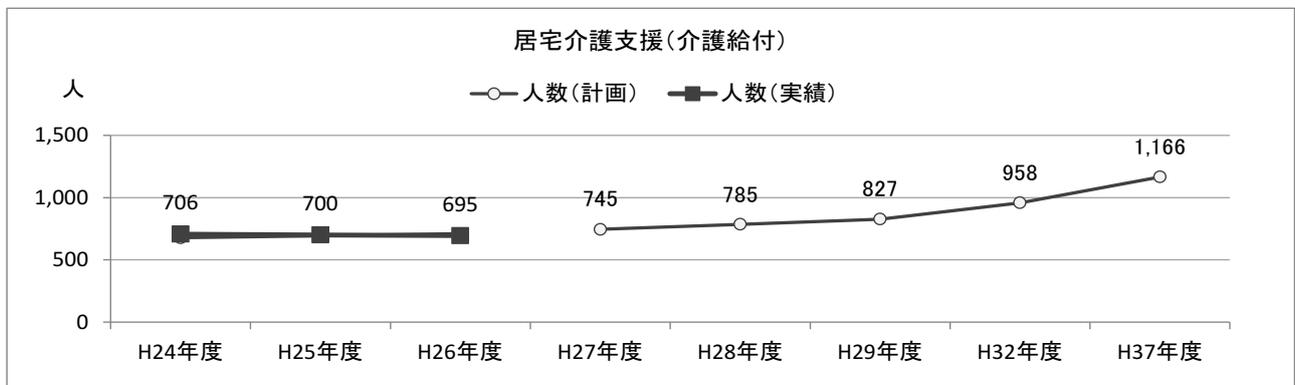
居宅サービス等を適切に利用できるように、ケアマネジャーが心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。また、介護予防支援は介護予防サービスを提供するための介護予防サービス計画を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 第5期中の居宅介護支援の利用者は横ばい、介護予防支援は計画値を上回り、増加傾向にあります。
- ◆ 市内には平成26年10月現在13事業所があり、近隣市から7事業所の参入があります。
- ◆ 介護予防支援では、平成26年8月サービスにおける介護予防訪問介護・通所介護のみ利用者は145人中48人であり、33.1%を占めています。

(単位:人/月)

	延人数	第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
居宅介護支援	延人数	706	700	695	745	785	827	958	1,166
介護予防支援	延人数	129	151	154	178	196	152	193	245



【給付見込み】

- ◆ 認定者数や居宅サービス利用者の増加に応じて伸びを見込みます。

- ◆ 介護予防訪問介護・介護予防通所介護のみ利用者に係る介護予防支援事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するため、平成 29 年度以降において上記の割合を乗じて見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 居宅介護支援・介護予防支援については、「自立支援」を重視した適切なケアプラン・予防プランが作成されることが重要です。サービスの平準化や公平性を確保するため、ケアマネジャーの連絡会において資質向上の支援とともに、介護給付適正化事業としてケアプランチェックを行い適切なケアプラン作成を支援します。
- ◆ 要介護認定者の増加の動向に応じて、居宅介護支援事業所の確保を図ります。
- ◆ 居宅介護支援事業所の指定権限が、平成 30 年 4 月 1 日に県から市へ委譲されます。

1-2. 地域密着型サービスの給付見込み

(1) 認知症対応型通所介護

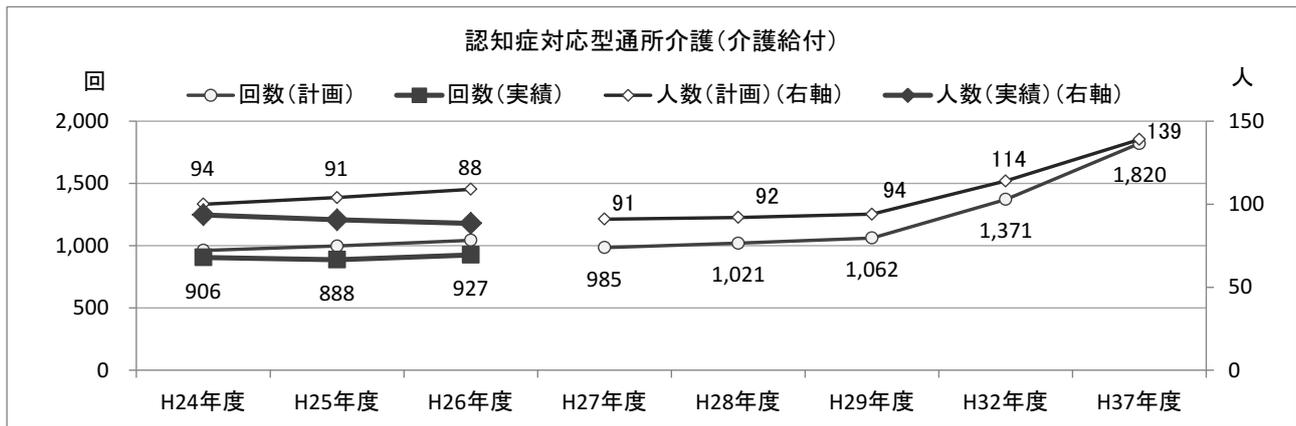
デイサービスセンター等において認知症高齢者を対象として、認知症症状の進行緩和を目標とした計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ サービス利用人数に大きな変化は見られず、人数・回数共に計画値を下回っています。
- ◆ 認知症対応型通所介護は、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減にも大きな役割を果たしています。
- ◆ サービス利用者の状況では、要介護 1・2 の人が全体の約 6 割強を占めています。
- ◆ 市内には 5 事業所があり、一般デイサービスも認知症高齢者を受け入れていることもあってか、定員数に対する稼働率は事業所によって大きな偏りが見られ、平成 25 年 11 月では平均で 52% と低い状況です。
- ◆ 通所介護の事業所については、経営の安定性の確保やサービスの質の向上が求められています。

(単位:回・人/月)

		第 5 期			第 6 期			第 7 期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型通所介護	延回数	906	888	927	985	1,021	1,062	1,371	1,820
	延人数	94	91	88	91	92	94	114	139



【給付見込み】

- ◆ 現状の推移を勘案して、認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。
- ◆ 介護予防認知症対応型通所介護については、第6期中のサービスの利用はありませんでしたが、認知症の初期状態（MCIレベル）に対応するため、認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 通所介護事業所により稼働率に大きな格差があり、経営上の課題を抱える事業所もあることから、格差の縮小に向けて事業所やケアマネジャー等と対応策を協議し、供給体制の充実に努めます。
- ◆ 施設と地域住民の交流を支援し、地域住民の認知症への理解の推進に努めます。

(2) 小規模多機能型居宅介護

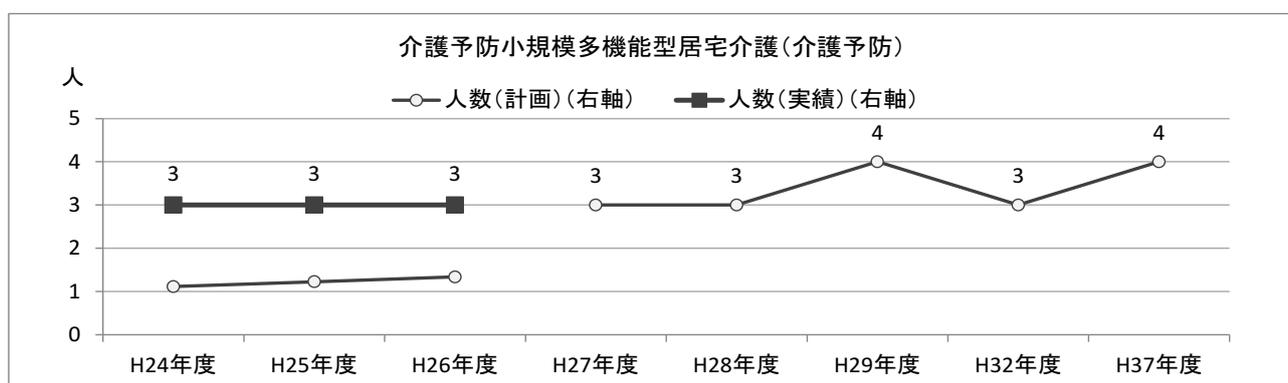
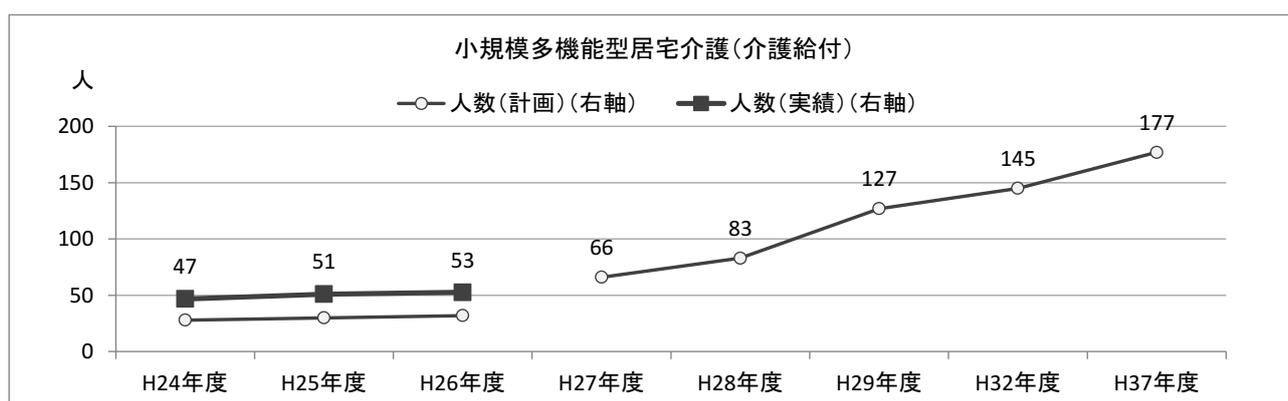
利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内には3事業所がありますが、第5期中に整備することとしていた日枝中学校区では実現していません。そのため、この学区については3事業所がフォローしている形ですが、日常生活圏域から外れているため、こまめに支援していくといった本来のサービス提供に支障をきたしている現状があります。
- ◆ 登録定員数に対して72%の利用状況ですが、職員数に見合う登録人数としているため、全国平均とほぼ同じになります。しかし、訪問回数が少なかったり、宿泊者が固定化していたりするなどに加え、紹介者や家族の理解が不足している状況から、固定の月額利用料に対して多数のサービスが受けられるといった誤解により、本来のサービスの趣旨に基づく運営ができていない現状があり、事業者間で格差が見られます。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
小規模多機能型居宅介護	延人数	47	51	53	66	83	127	145	177
介護予防小規模多機能型居宅介護	延人数	3	3	3	3	3	4	3	4



【給付見込み】

- ◆ 第6期中の早期に日枝中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所の開設を目指すこととし、それによる利用者の増加分と、今後の独居高齢者や認知症高齢者の増加に見合うサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 第5期で未整備となった日枝中学校区において引き続き早期の整備を目指します。
- ◆ 小規模多機能型居宅介護は、24時間365日サポートできるサービスとして、地域包括ケアの地域拠点として大きな役割を持つことから、既存事業所のサービスの質の向上に対する支援に努めます。
- ◆ 訪問看護など複数の居宅サービスを組み合わせ、医療ニーズの高い人も在宅生活ができるよう支援する「看護小規模多機能型居宅介護」についても整備計画を検討します。

(3) 認知症対応型共同生活介護

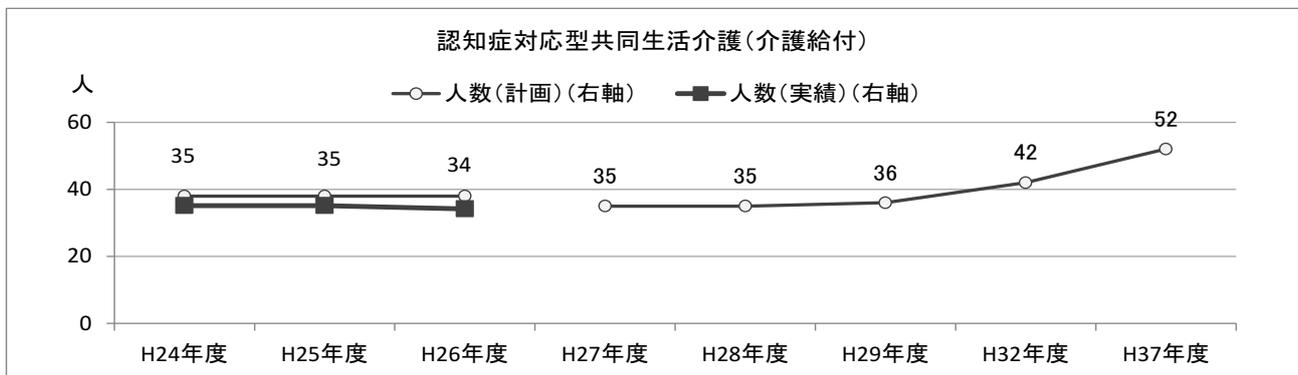
認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を過ごせるためのサービスです。

【現状と課題】

- ◆ 市内には4施設あり、定員総数は42人です。
- ◆ サービス利用者の状況はほぼ満室状態であり、入所待機者がある状況です。医療的なケアや看取りについては、訪問看護師や往診医などの協力を得ながらの対応になっており、事業所間で差が見られます。
- ◆ 現在、看取りが可能な認知症対応型共同生活介護事業所は市内で4か所です。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型共同生活介護	延人数	35	35	34	35	35	36	42	52



【給付見込み】

- ◆ 第6期では整備を計画しないため、現状の推移を勘案してサービス量を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 第6期は新規の整備は計画しませんが、今後、利用状況や認知症高齢者の増加等を勘案しながら整備計画について検討していきます。

(4) 地域密着型通所介護

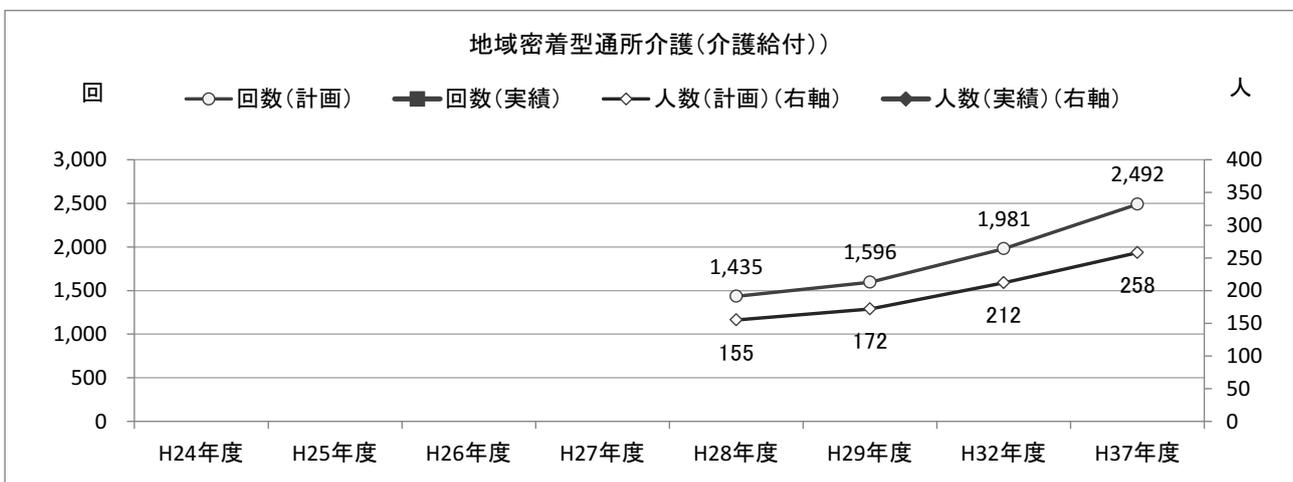
法改正に伴い平成28年4月1日から、通所介護の提供を受けることができる利用者の数が18人以下の場合は、市が指定する地域密着型通所介護へ移行します。

【現状と課題】

- ◆ 現在、市内の 12 通所介護事業所（平成 26 年 10 月）のうち、定員数 18 名以下の事業所数は 7 事業所です。
- ◆ 運営の形態別では、従来のデイサービス型、予防特化型、リハビリ型、入浴特化型などさまざまなニーズに対応した事業を展開していくことが必要です。

（単位：回・人/月）

		第 5 期			第 6 期			第 7 期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型通所介護	延回数	-	-	-	-	1,435	1,596	1,981	2,492
	延人数	-	-	-	-	155	172	212	258



【給付見込み】

- ◆ 平成 28 年度から地域密着型通所介護に位置付けられる小規模の通所介護 7 事業所について、通所介護の定員合計に対する 7 事業所の定員合計の割合（32%）を通所介護全体の利用見込みに乗じて見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 地域密着型サービスに位置付けられる通所介護であるため、市の地域密着型サービスの基本指針である、地域との連携や市行政への協力・連携について事業所に対し積極的な取り組みを促すためにも、連絡会や実地指導などを通して指導していきます。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

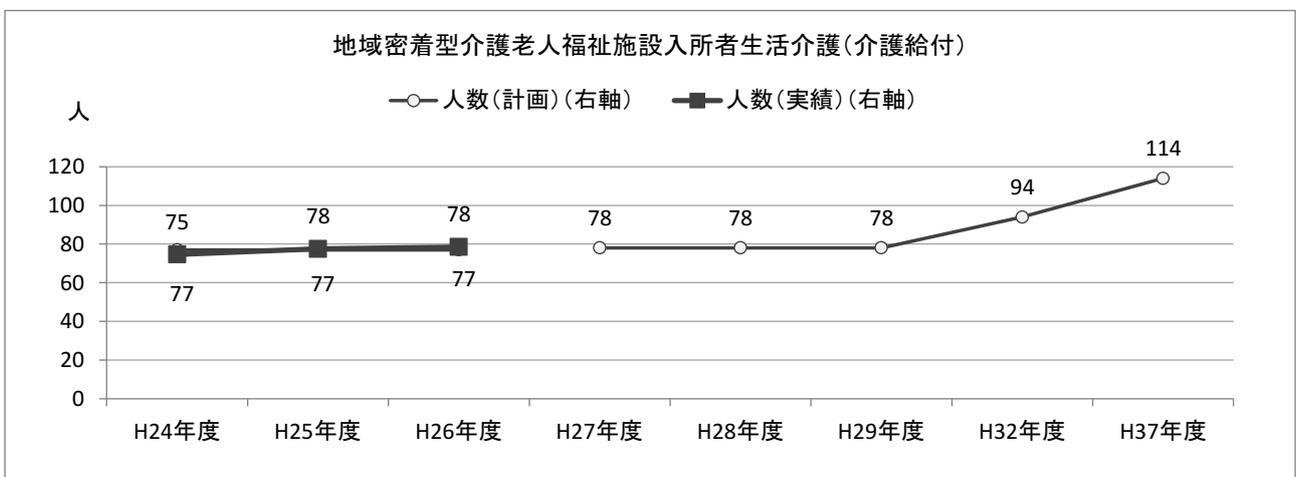
入居者定員が 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、要介護者である入居者に能力に応じ自立した日常生活を過ごしていただくために、介護、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話などのサービスを提供します。

【現状と課題】

- ◆ 第5期中に第6期計画の前倒しにより1か所を整備し、現在3施設があり、定員総数77人です。常に満室の状態にあり、入所待機者がある状況です。

(単位:人/月)

	延人数	第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		75	78	78	78	78	78	94	114



【給付見込み】

- ◆ 第6期中の新たな整備を行わないため、現在の定員相当数を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 地域密着型サービスとして、家庭的な雰囲気と地域との結び付きを重視した運営ができるよう支援していきます。
- ◆ 地域包括ケアにおいて特別養護老人ホームに求められているのは、自立した在宅生活の継続を支援する地域福祉の拠点としての役割です。また、特別養護老人ホームの申込み待機者は多く、在宅介護の限界点を引き上げる一方で在宅生活が困難な重度者の受入れも必要なため、整備計画については需要と供給のバランスを考慮しつつ慎重に検討していきます。

(6) その他の地域密着型サービス等

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護や訪問看護を組み合わせた新しいサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅介護の限界点を引き上げる重要なサービスです。就寝前・早朝のケアや緊急時対応といった二つの把握に努めつつ、導入時期を見極め、第6期中では必要性が認められた場合に必要手続きを行い指定していくこととします。

○ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた新しいサービスである看護小規模多機能型居宅介護は、在宅介護の限界点を引き上げる重要なサービスです。利用者の医療ニーズや、事業者連携の課題の把握に努めつつ、導入時期を見極め、第6期中では必要性が認められた場合に必要な手続きを行い指定していくこととします。

○ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、その入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち入居者定員が29人以下であるもの（地域密着型特定施設）に入居している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。現在、市内にはありませんが、将来、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保はますます重要となるため、サービス付き高齢者向け住宅で特定施設の指定を受ける施設については積極的に推進します。

1-3. 施設サービスの給付見込み

(1) 介護老人福祉施設

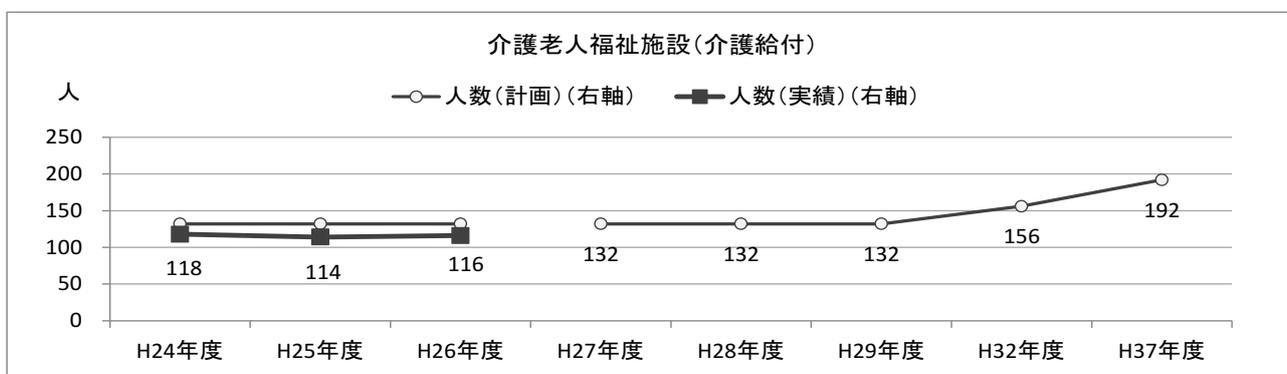
要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

【現状と課題】

- ◆ 市内には、3施設 160床が整備されています。
- ◆ サービス利用者の状況では、要介護3以上の人が全体の約 87%を占め、いずれの施設も定員を満たしており、入所待機者がある状況です。
- ◆ 3施設に入所のエントリーをしている本市の要介護者は、平成 26 年4月現在 204 人となっています。しかし、「特別養護老人ホームにおける入所申込の実態に関する調査研究」（平成 22 年度調査）では、特別養護老人ホーム側から見て「真に入所が必要な人」は入所申込者全体の 1 割強という結果が報告されています。

(単位:人/月)

		第 5 期			第 6 期			第 7 期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人福祉施設	延人数	118	114	116	132	132	132	156	192



【給付見込み】

- ◆ 圏域内に平成 27 年度中に新たに 60 床の介護老人福祉施設が開所されることや、市内施設における緊急用ショートステイ専用ベッド 4 床の施設利用者用への転換に伴い、介護老人福祉施設の利用者として、16 人程度の増加を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 法改正により平成 27 年 4 月から原則要介護 3 以上が入所条件となりますが、在宅生活が困難な場合は市の適切な関与により特例で要介護 1・2 の認定者も入所できるため、入所判定の透明かつ公平な運用を図ります。
- ◆ 2025 年に向けた地域包括ケアにおける特別養護老人ホームに求められている役割は、自立した在宅生活の継続を支援する地域福祉の拠点として期待されています。また、在宅介護の限界点を引

き上げる一方で、本サービスの申込み待機者は多く、在宅生活が困難な重度者の受け入れも必要のため、整備計画については需要と供給のバランスを考慮しつつ慎重に検討していきます。

(2) 介護老人保健施設

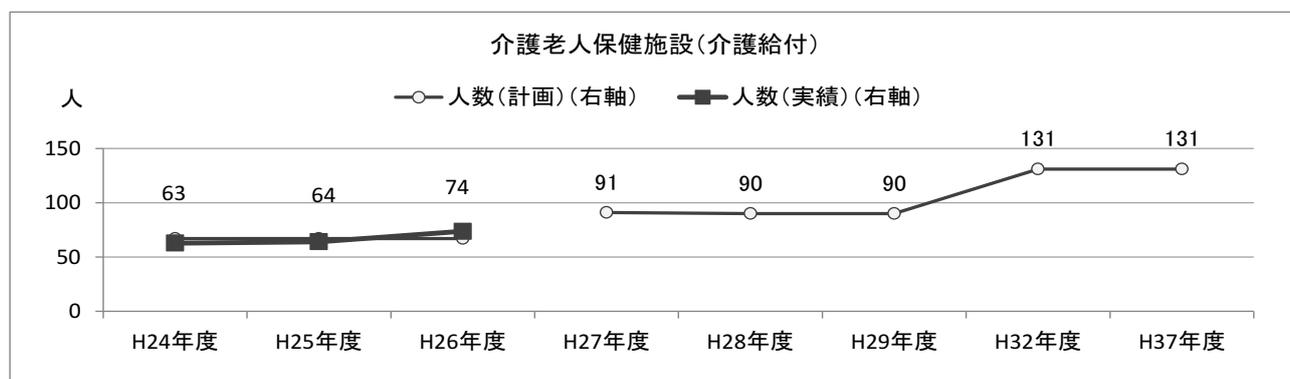
要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うとともに、居宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

【現状と課題】

- ◆ 市内には、2施設 141 床が整備されています。
- ◆ 介護老人保健施設はリハビリをして自宅に戻るための施設であり、利用期間は原則3か月とされていますが、在宅への復帰が難しい場合など入所期間が長期に渡ることもあります。また、特別養護老人ホームの待機場所となり、本来の在宅へ向けたリハビリ施設としての機能を発揮できていない側面もあります。
- ◆ サービス利用者の状況では、要介護3以上の人が全体の約7割を占めており、認知症や医療依存度の高い人の入所が増えてきています。

(単位: 人/月)

	延人数	第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護老人保健施設	延人数	63	64	74	91	90	90	131	131



【給付見込み】

- ◆ 平成29年度末に介護療養型医療施設が廃止となりますが、第6期中において、介護老人保健施設への転換は見込みません。圏域内で新たに介護老人保健施設の整備が予定されていることから16人程度の増加を見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 介護療養型医療施設の廃止・転換に伴う介護老人保健施設の整備については、第7期計画において適切な量を見込むこととし、第6期中に県や関係機関と連携・協議のうえ計画を立てることとします。

(3) 介護療養型医療施設

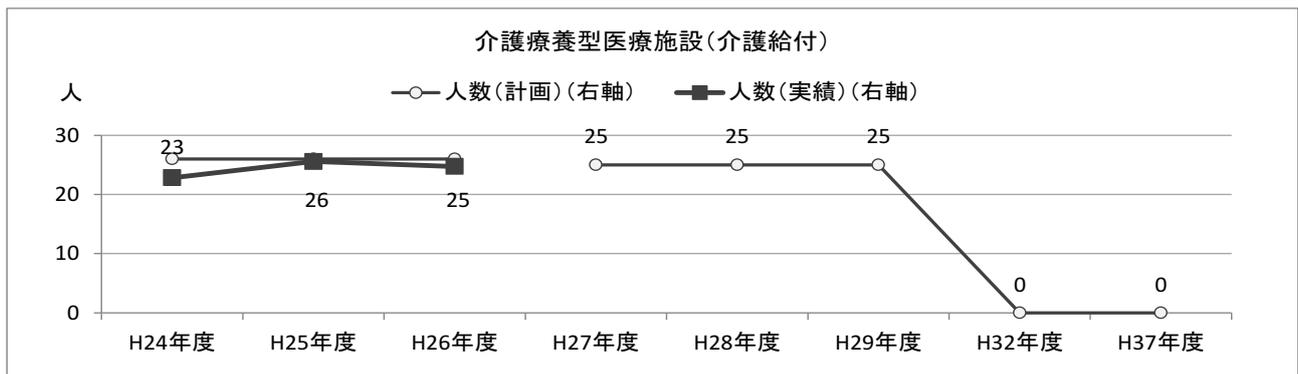
療養病床等を持つ病院・診療所で指定介護療養型医療施設の指定を受けた施設で、要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練やその他必要な医療を行います。

【現状と課題】

- ◆ 介護療養型医療施設は、平成30年3月末日の廃止が決まっており、利用者は横ばいです。
- ◆ 本市には、平成26年10月現在、1施設50床が整備されています。
- ◆ 医療の必要性が高い人は施設の廃止時に、医療保険型の療養病床や介護老人保健施設などへ移る必要があります。

(単位:人/月)

		第5期			第6期			第7期以降	
		実績		見込	計画			計画	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
介護療養型医療施設	延人数	23	26	25	25	25	25	0	0



【給付見込み】

- ◆ 第6期中は実績に応じた利用者数を3年間据え置いて見込みます。

【今後の方向性】

- ◆ 今後、県や関係機関と連携をとり、円滑な転換等を進めていきます。また、廃止や転換等により在宅に戻る人が安心して介護を受けられるよう、地域包括支援センターが中心となって医療、訪問看護、病院地域連携室、ケアマネジャーと連携し、居宅療養管理指導や訪問看護などの医療系サービスの提供に努めます。

2. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業にかかる費用の見込み

- 介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金（滋賀県は第6期における拠出金なし）、市町村特別給付、保健福祉事業に要する費用から構成されます。
- 平成37年度までの介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

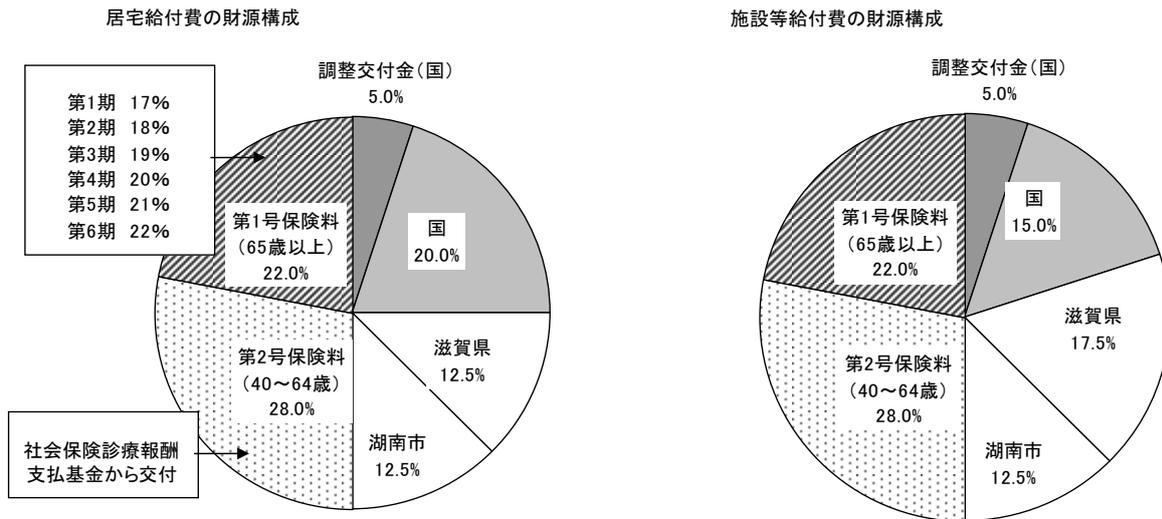
■平成37年度までの事業費の見込み

単位:千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
給付費関係					
介護給付①	2,457,984	2,557,857	2,749,588	3,237,592	3,999,737
予防給付②	79,780	85,774	61,135	80,526	107,672
総給付費③=①+②	2,537,764	2,643,631	2,810,723	3,318,118	4,107,409
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額③'	5,740	10,860	12,152	14,899	18,287
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)③''=③-③'	2,532,024	2,632,771	2,798,571	3,303,219	4,089,122
特定入居者介護サービス費等給付額④	100,500	101,384	102,563	119,362	144,413
補給給付の見直しに伴う財政影響額④'	11,597	19,613	20,886	24,307	29,408
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等助案調整後)④''=④-④'	88,903	81,771	81,677	95,055	115,005
高額介護サービス等給付費⑤	35,789	36,867	37,945	41,155	43,963
高額医療合算介護サービス費等給付額⑥	5,993	6,174	6,354	6,892	7,362
保険給付費⑦=③''+④''+⑤+⑥	2,662,709	2,757,583	2,924,548	3,446,321	4,255,452
審査支払手数料⑧	2,835	2,971	3,128	3,676	4,488
標準給付費⑨=⑦+⑧	2,665,544	2,760,553	2,927,676	3,449,997	4,259,940
地域支援事業⑩	71,891	75,973	120,899	139,396	183,224
標準給付費と地域支援事業費の合計=⑨+⑩	2,737,435	2,836,526	3,048,575	3,589,393	4,443,164

(2) 介護給付等の財源構成

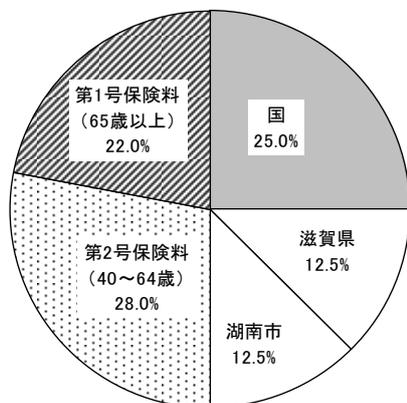
- 介護給付等に係る事業費の財源は、第1号保険料および第2号保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金で賄われます。第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期は20%、第5期では21%でしたが、第6期では22%、平成32年度では23%、平成37年度では24%となります。
- 国の調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて算出されます。



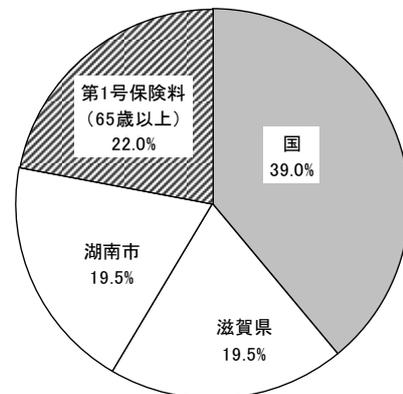
(3) 地域支援事業の財源構成

- 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。
- 包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、78%が国、県、市による公費負担、22%が第1号保険料で構成されます。

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の財源



地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)の財源構成



第2章 保険料の設定

1. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険料収納必要額の見込み

標準給付費と地域支援事業費の見込額をもとに、次の算定式により、保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} = & \{ \text{③標準給付費と地域支援事業費見込額の合計} \times 0.22 \\
 & + \text{①標準給付費見込額} \times 0.05 - \text{⑨調整交付金見込額} \\
 & + \text{⑩財政安定化基金拠出金見込額} + \text{⑪財政安定化基金償還金} \\
 & - \text{⑬準備基金取崩額等} \\
 & + \text{⑭市町村特別給付費等} \\
 & - \text{⑮財政安定化基金取崩による交付額} \}
 \end{aligned}$$

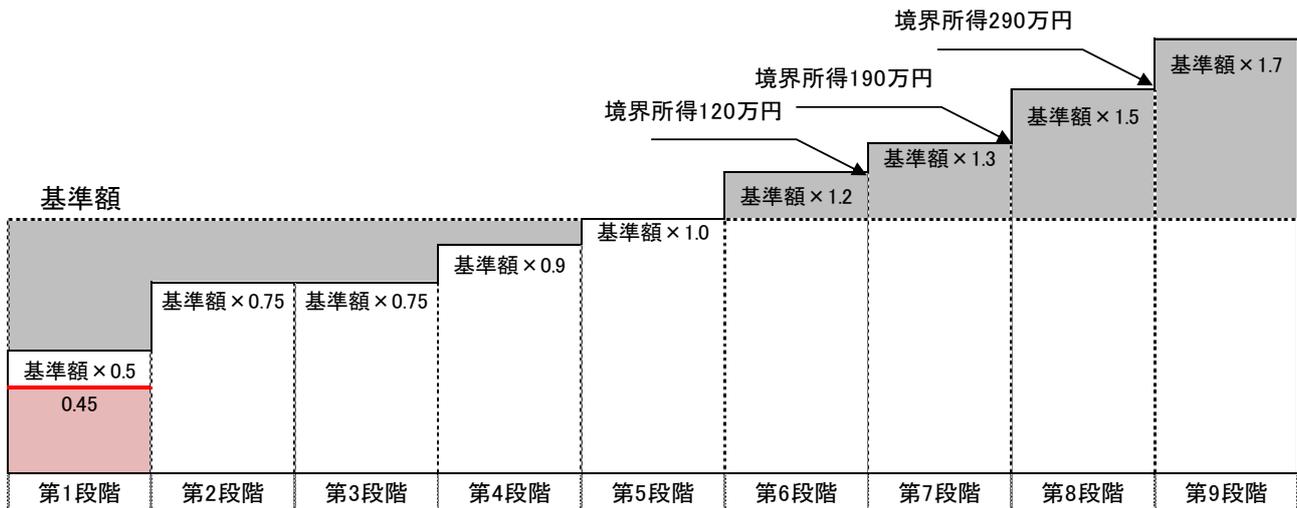
■ 保険料収納必要額の算定

	算出 方法	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計	
①標準給付費見込額	A	2,665,544	2,760,553	2,927,676	8,353,773	
②地域支援事業費見込額	B	71,891	75,973	120,899	268,763	
③上記①と②の合計	C	A+B	2,737,435	2,836,526	3,048,575	8,622,536
④第1号被保険者負担分相当額	D	C × 0.22	602,236	624,036	670,687	1,896,958
⑤調整交付金相当額	E	A × 0.05	133,277	138,028	148,866	420,170
⑧調整交付金見込交付割合	F		0.0007	0.0029	0.0047	
⑥後期高齢者加入割合補正係数	G		1.1419	1.1315	1.1241	
⑦所得段階別加入割合補正係数	H		1.0721	1.0728	1.0728	
⑨調整交付金見込額	I	E × F ÷ 0.05	1,866	8,006	13,993	23,865
⑩財政安定化基金拠出金見込額	J		0	0	0	0
⑪財政安定化基金償還金	K		0	0	0	0
⑫準備基金の残高 (平成26年度末の見込額)	L				60,000	
⑬準備基金取崩額	M				30,000	
⑭市町村特別給付費等	N		0	0	0	0
⑮財政安定化基金取崩による交付額	O		0	0	0	0
保険料収納必要額			733,647	754,057	805,559	2,263,263

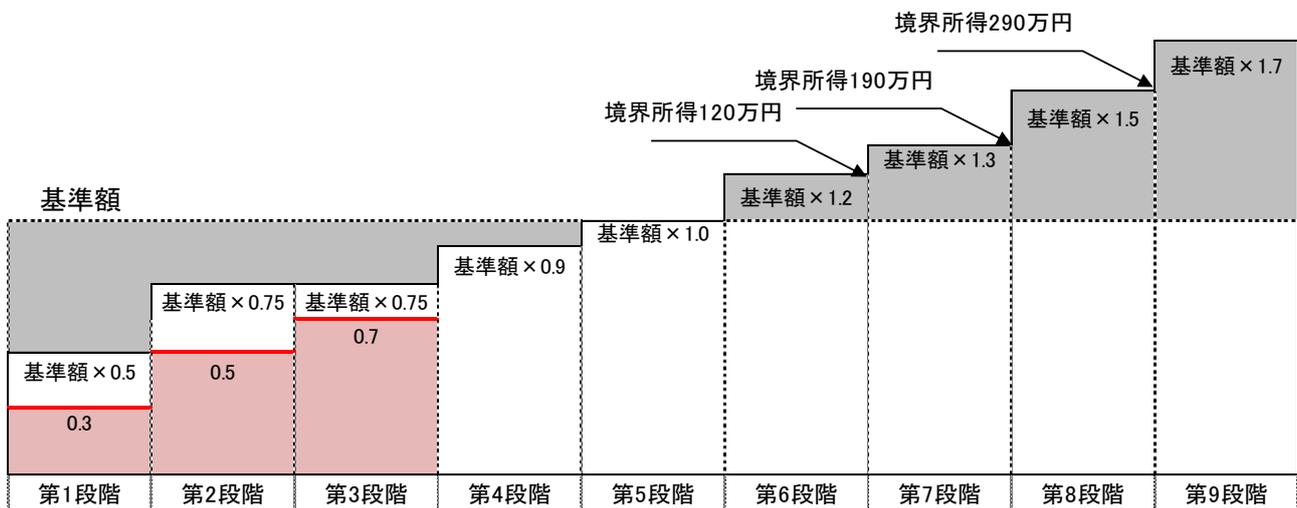
(2) 第6期における国の標準段階区分

第6期においては、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するなどの措置がとられます。これによって、第1段階の乗率は0.5から0.45に軽減されます。

■ 第6期における所得段階設定（平成27年度・28年度）



■ 第6期における所得段階設定（平成29年度）



(3) 第6期における湖南省の段階設定

第5期の湖南省の段階設定を基本とし、国の第1段階への軽減措置を反映させます。

- 第5期の保険料段階を基本とする12段階とするとともに、第6期では別枠で公費を投入し低所得者の保険料の軽減割合が拡大されることによって、低所得者の乗率を国の標準としても実質は軽減されることから、第1段階の算定乗率を0.48とします。
- この場合の第6期の保険料基準額を算出すると、5,088円となります。
- 第5期に比べて、基準額で94円の増額となります。

第6期介護保険料

第5期介護保険料

区 分		被保険者数の割合	算定乗率	基準額 5,088		第5期との差額	基準額 4,994	
				乗率	月額保険料		乗率	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.9%	0.48	0.43	2,188	41	0.43	2,147
	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	9.7%	0.48	0.43	2,188	41	0.43	2,147
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	5.3%	0.70	0.70	3,562	66	0.70	3,496
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	5.3%	0.73	0.73	3,714	68	0.73	3,646
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内には住民税課税者がいる）で、本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	17.3%	0.88	0.88	4,477	82	0.88	4,395
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内には住民税課税者がいる）で、上記以外の人	16.1%	1.00	1.00	5,088	94	1.00	4,994
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得が125万円未満の人	16.1%	1.14	1.14	5,800	107	1.14	5,693
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得が125万円以上200万円未満の人	13.5%	1.25	1.25	6,360	117	1.25	6,243
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の人	10.7%	1.45	1.45	7,378	137	1.45	7,241
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上450万円未満の人	1.9%	1.50	1.50	7,632	141	1.50	7,491
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上750万円未満の人	1.9%	1.85	1.85	9,413	174	1.85	9,239
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上1000万円未満の人	0.5%	2.00	2.00	10,176	188	2.00	9,988
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1000万円以上の人	0.8%	2.15	2.15	10,939	202	2.15	10,737

◇◇◇ 資料編 ◇◇◇

◆計画策定の経緯

1 湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

(1) 策定委員会の開催経過

会議	日時・場所	協議事項
第1回	平成26年7月4日 湖南省保健センター	(1) 策定委員会の公開について (2) 策定の趣旨と湖南省の介護保険の現状について (3) 計画策定のスケジュールについて (4) ケアマネジャーに対するアンケートの実施について
第2回	平成26年8月20日 湖南省保健センター	(1) ケアマネジャーアンケート結果について (2) 地域支援事業の現状について (3) 地域支援事業の推移について (4) 高齢者人口の推移について (5) 地域包括ケアシステム構築のための重点的取り組み事項における課題について
第3回	平成26年9月29日 湖南省保健センター	(1) 地域支援事業の総括について (2) 日常生活圏域ニーズ調査の結果について
第4回	平成26年10月31日 湖南省保健センター	(1) 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本目標にかかる実績と課題、今後の方針について (2) 地域包括ケアシステム構築へ向けた論点整理について (3) 介護サービスの現状・課題と今後の方針・見込み量について
第5回	平成26年11月25日 湖南省共同福祉施設	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案について (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画施策の体系案について
第6回	平成26年12月22日 湖南省保健センター	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画素案について
第7回	平成27年2月5日 湖南省保健センター	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画および保険料について (パブリックコメントに対する市の考え方)

(1) 湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

任期：平成26年7月4日～平成27年3月31日

(順不同・敬称略)

区 分	氏 名	所 属
学識経験を有する者 1号委員	高 松 智 画	龍谷大学 社会学部臨床福祉学科 准教授
保健医療関係者 2号委員	菊 田 匡	医療法人菊田医院
	中 森 啓 介	中森デンタルオフィス
福祉関係者 3号委員	谷 弥一郎	湖南省民生委員児童委員協議会
	生 越 恵 子	湖南省民生委員児童委員協議会
	谷 口 三 彦	湖南省社会福祉協議会
人権擁護関係者 4号委員	三 吉 茂	湖南省人権擁護関係者
住民組織の代表者 5号委員	谷 口 正 和	湖南省区長会
	青 木 稔	湖南省老人クラブ連合会
被保険者の代表 6号委員	片 岡 和 子	第1号被保険者(65歳以上)
	山 本 雅 彦	第1号被保険者(65歳以上)
	安 藤 眞 紀	第1号被保険者(65歳以上)
	廣 瀬 愛 子	第2号被保険者(64歳以下)
	内 貴 保	第2号被保険者(64歳以下)
介護保険条例に規定する会の代表 7号委員	澤 田 朋 子	湖南省介護認定審査会
	三 條 場 康	湖南省地域包括支援センター運営協議会
サービス提供事業者の代表 8号委員	松 岡 昌 己	株式会社 松岡在宅リハサービス
	今 橋 真寿美	社会福祉法人 近江ちいろば会
	平 井 初 美	NPO 法人 ふれあいセンター「そよ風」

湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成16年10月1日
告示第96号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく介護保険事業計画(以下「計画」という。)を策定するため、湖南省高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画策定に関する必要な事項について、調査・検討する。

(委員)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 権擁護関係者
- (5) 住民組織の代表者
- (6) 被保険者の代表
- (7) 湖南省介護保険条例(平成16年湖南省条例第136号。以下「介護保険条例」という。)第6条に規定する湖南省介護認定審査会の代表及び第22条に規定する湖南省地域包括支援センター運営協議会の代表
- (8) サービス提供事業者の代表
- (9) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、計画策定年度の3月31日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聞くことができる。

(庁内検討委員会)

第6条 市長は、委員会の所掌事務に関する連絡調整を図るため、庁内検討委員会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成17年告示第17号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年告示第35号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年告示第78—4号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

付 則(平成26年告示第87号)

この告示は、告示の日から施行する。

2 湖南省介護保険運営協議会

(1) 介護保険運営協議会の開催経過

会議	日時・場所	協議事項
第1回	平成27年2月2日 湖南省保健センター	(1) 署名委員の選出について (2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)の諮問について
	平成27年2月9日	(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の答申について

(1) 湖南省介護保険運営協議会委員名簿

任期：平成25年1月15日～平成27年3月31日

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属
1号委員 (被保険者を代表する委員)	池上 幸男	前策定委員会委員
	片岡 和子	前策定委員会委員
	小田垣 玲子	前策定委員会委員
	谷 喜代子	公募委員
	大隅 三郎	高齢者団体代表
	福永 明美	人権代表
2号委員 (保健・福祉・医療代表)	中村 真人	医師
	田中 武	湖南省民生委員児童委員協議会
	北橋 多鶴	湖南省介護認定審査会
	猪飼 豊	湖南省社会福祉協議会
	早川 昌子	介護支援専門員

諮問書

湖 高 第 2 1 号
平成 27 年(2015 年)2 月 2 日

湖南省介護保険運営協議会
会長 池 上 幸 男 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
（諮問）

介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画および老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画、ならびに湖南省の平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の介護保険料を定めることを目的として、湖南省介護保険事業計画策定委員会によって湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画案を策定しましたので、下記事項についてご審議の上、適切なお答申を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

答申書

平成 27 年(2015 年) 2 月 9 日

湖南市長 谷 畑 英 吾 様

湖南市介護保険運営協議会
会長 池 上 幸 男

湖南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について（答申）

平成 27 年 2 月 2 日付けで諮問のあったことについて、当介護保険運営協議会は慎重に審議した結果、諮問内容については妥当である旨決定しましたので答申します。
なお、計画の推進にあたっては、下記事項について配慮されるよう要望します。

記

1. 諮問どおり基準額は月額 5, 088 円とする。ただし平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間の保険料段階の設定については低所得者に配慮した 12 段階とされたい。
2. 平成 27 年度からの保険料はじめ、介護保険事業の制度や利用等に関する市民へのわかりやすい広報に努められたい。
3. 高齢者が生き生きと自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のために、在宅医療を支えるための医療と介護の連携や認知症施策の推進、さらに平成 29 年度から実施予定としている新たな介護予防・日常生活支援総合事業に向けて、既存の介護事業者以外の多様な主体によるサービス提供の体制整備や市の特性を生かした取り組みの充実を図られたい。

第6期 湖南省高齡者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：平成 27 年 3 月

発行：湖南省

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地

電話 0748-72-1290 (代)
